

第 76 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 61 年 10 月 6 日）

第 486 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（西条市決定）

都市計画下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：西条公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

西条公共下水道、約 958ha、中部第 1 分区、約 242ha、中部第 2 分区、約 165ha、中部第 3 分区、約 520ha、東部処理分区、約 31ha、中部第 1 排水区、約 16ha、中部第 2 排水区、約 51ha、中部第 3 排水区、約 102ha、中部第 4 排水区、約 11ha、中部第 5 排水区、約 7ha、中部第 6 排水区、約 9ha、中部第 7 排水区、約 293ha、中部第 8 排水区、約 45ha、中部第 9 排水区、約 378ha、中部第 10 排水区、約 15ha、東部第 1 排水区、約 31ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

3-1 汚水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

- 1-0 幹線、西条市港字北新地、西条市飯岡字山元、1.35m～0.25m、約 8,810m、中部第 1、2、3 分区（分流式）
 - 2-0 幹線、西条市福武字大田、西条市飯岡字大荒、0.30m～0.25m、約 520m、中部第 1 分区（分流式）
 - 3-0 幹線、西条市福武字沢の前、西条市福武字下六反地、0.40m～0.30m、約 500m、中部第 1 分区（分流式）
 - 16-0 幹線、西条市福武字平石、西条市福武字平石、0.30m、約 230m、中部第 1 分区（分流式）
 - 4-0 幹線、西条市明神木字宝池、西条市福武甲字田畷、0.40m～0.25m、約 1,550m、中部第 1 分区（分流式）
 - 5-0 幹線、西条市大町字鷹丸、西条市大町字受、0.30m～0.25m、約 500m、中部第 1 分区（分流式）
 - 6-0 幹線、西条市朔日市字寄合、西条市玉津字長田、0.60m～0.25m、約 1,400m、東部処理分区、中部第 1 分区（分流式）
 - 8-0 幹線、西条市新田字北新田、西条市大町字弁財天、0.50m～0.25m、約 1,250m、中部第 2 分区（分流式）
 - 9-0 幹線、西条市神拝字局、西条市神拝字新町、0.45 m～0.30m、約 1,120m、中部第 2 分区（分流式）
 - 10-0 幹線、西条市大町字北ノ丁、西条市大町字清水、0.45m～0.30m、約 570m、中部第 3 分区（分流式）
 - 11-0 幹線、西条市樋之口字八丁、西条市大町字常心、0.80m～0.35m、約 3,060m、中部第 3 分区（分流式）
 - 12-0 幹線、西条市喜多川字土段の木、西条市喜多川字土居部、0.50m～0.30m、約 1,120m、中部第 3 分区（分流式）
 - 13-0 幹線、西条市樋之口字竜出、西条市古川字新田、0.40m～0.30m、約 800m、中部第 3 分区（分流式）
 - 14-0 幹線、西条市港字新地、西条市港字新地、0.45m～0.35m、約 450m、中部第 3 分区（分流式）
 - 15-0 幹線、西条市港字北新地、西条市港字北新地、0.45m～0.35m、約 670m、中部第 3 分区（分流式）
- 吐口及びこれに接続する放流管渠、西条市港字北新地、西条市港字北新地、1.80m、約 50m、処理水放流口（分流式）

その他、0.30m～0.20m、約 137,010m、中部処理分区、東部処理分区（分流式）

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

3-2 雨水管渠

- A'-0 幹線、西条市飯岡字山之神、西条市飯岡字山之神、2.00m~1.40m、約 210m、中部第 1 排水区 (分流式)
- F-0 幹線、西条市福武字小井出、西条市福武字久保田、2.30m~1.90m、約 480m、中部第 2 排水区 (分流式)
- F-1 幹線、西条市福武字小井出、西条市飯岡字七ツ塚、2.00m~1.10m、約 820m、中部第 2 排水区 (分流式)
- F-4 幹線、西条市福武字小井出、西条市飯岡字山之神、1.70m~1.30m、約 2,020m、中部第 2 排水区 (分流式)
- A-1 幹線、西条市明神木字徳地、西条市大町字西の川原、5.50m~2.60m、約 2,210m、中部第 3 排水区 (分流式)
- B-0 幹線、西条市朔日市字寄合、西条市大町字善恵川、70.00m~1.60m、約 3,670m、中部第 7 排水区 (分流式)
- B-1 幹線、西条市朔日市字与八郎新田、西条市明屋敷字四軒町、22.0m~1.20m、約 2,040m、中部第 7 排水区 (分流式)
- B-1-AA 幹線、西条市朔日市字徳助外新田、西条市朔日市字秋吉、2.00m~1.70m、約 890m、中部第 7 排水区 (分流式)
- B-1-AB 幹線、西条市朔日市字徳助外新田、西条市新田字北新田、2.70m~1.30m、約 690m、中部第 7 排水区 (分流式)
- B-2-A 幹線、西条市朔日市字寄合、西条市明神木字金平新田、6.50m~1.80m、約 2,140m、中部第 7 排水区 (分流式)
- B-2-AA 幹線、西条市新田字市塚新田、西条市新田字市塚新田、5.00m、約 130m、中部第 7 排水区 (分流式)
- B-2-AC 幹線、西条市新田字市塚新田、西条市西条市朔日市字鱸ノ洲新田、1.80m~1.60m、約 280m、中部第 7 排水区 (分流式)
- B-4 幹線、西条市朔日市字刃…改新田、西条市朔日市字秋吉、2.10m~1.60m、約 5,470m、中部第 7 排水区 (分流式)
- B-10-A 幹線、西条市大町字御舟川、西条市大町字鷹丸、3.70m~3.00m、約 600m、中部第 7 排水区 (分流式)
- B-15 幹線、西条市大町字福森、西条市大町字福森、1.50m、約 270m、中部第 7 排水区 (分流式)
- 観音水幹線 (アクアトピア計画)、西条市明屋敷字常盤巷、西条市神拝字西房、23.50m~2.50m、約 600m、中部第 8 排水区 (分流式)
- B'-6 幹線、西条市神拝字原之前、西条市神拝字中原、1.50m~1.40m、約 410m、中部第 8 排水区 (分流式)
- C-0 幹線、西条市港字北新地、西条市喜多川字上川原、10.90m~2.40m、約 3,560m、中部第 9 排水区 (分流式)
- C-1-A 幹線、西条市港字北新地、西条市港字北新地、2.40m~2.00m、約 240m、中部第 9 排水区 (分流式)
- C-1-B 幹線、西条市港字北新地、西条市港字北新地、3.30m~2.50m、約 830m、中部第 9 排水区 (分流式)
- C-2 幹線、西条市港字北新地、西条市港字北新地、2.40m~1.60m、約 330m、中部第 9 排水区 (分流式)

C-3-A 幹線、西条市港字北新地、西条市明屋敷字御囲堤北、4.70m～1.50m、約 2670m、中部第 9 排水区（分流式）

C-3-AA 幹線、西条市喜多川字八丁、西条市喜多川字八丁、2.40m～1.50m、約 440m、中部第 9 排水区（分流式）

C-3-AB 幹線、西条市喜多川字八丁、西条市喜多川字佐柳、2.80m～1.40m、約 690m、中部第 9 排水区（分流式）

船屋幹線、西条市船屋字西開、西条市船屋字西開、3.2m、約 450m、東部第 1 排水区（分流式）

D-0 幹線、西条市船屋字西新開、西条市玉津字長田、2.70m～1.40m、約 1,080m、東部第 1 排水区（分流式）
干拓ポンプ場吐口及び放流渠、西条市港字北新地、西条市港字北新地、8.70m、約 20m、中部第 9 排水区（分流式）

船屋ポンプ場吐口及び放流渠、西条市船屋字西新開、西条市船屋字西新開、3.5m、約 50m、東部第 1 排水区（分流式）

小井出ポンプ場吐口及び放流渠、西条市福武字小井出、西条市福武字小井出、2.4m、約 10m、中部第 2 排水区（分流式）

その他、3.40 m～巾 0.40m、約 1,712,600m、中部排水区、東部第 1 排水区

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

4-1 汚水ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

玉津ポンプ場、西条市玉津字砂地、約 880m²

明神木ポンプ場、西条市明神木字平田、約 1,200m²

「区域は、計画図表示のとおり」

4-2 雨水ポンプ施設

干拓ポンプ場、西条市港字北新地、約 3,000m²

船屋ポンプ場、西条市船屋字西新開、約 2,000m²

唐樋ポンプ場、西条市朔日市字寄合、約 3,800m²

本陣川ポンプ場、西条市明屋敷字常盤巻、約 280m²

小井出ポンプ場、西条市福武字小井出、約 5,800m²

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

西条市浄化センター、西条市港字北新地、約 87,800m²

「区域は、計画図表示のとおり」

変更理由書

本市の公共下水道は、昭和 48 年に新都市計画法に基づき、市街化区域のうち、中心市街地 709 ヘクタールを公共下水道として、計画決定を行い事業を推進しているが、昭和 60 年度末の整備率は、約 80 パーセントに達している。今回、現計画決定区域に隣接する集落を中心に、市街化調整区域約 249 ヘクタールを追加し、下水道の整備を図り、以て都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与し、河川及び海域の水質の保全に資するものである。

第 487 号議案 今治広域都市計画土地地区画整理事業の決定（今治市決定）

都市計画今治駅西地区土地地区画整理事業を次のように決定する。

名称：今治駅西地区土地地区画整理事業

面積：約 14.9ha

公共施設の配置

道路：【種別、名称、幅員、延長、備考】

幹線街路、3,3,3 駅西大通線、25m、約 600m、都市計画施設

幹線街路、3,3,4 宮脇片山線、25m、約 270m、都市計画施設

幹線街路、3,5,27 今治日高線、25m、約 190m、都市計画施設

幹線街路、3,5,28 今治駅西泰山寺線、25m、約 160m、都市計画施設

なお、起点附近に約 3000m²の今治駅西口交通広場を設ける。

幹線街路、3,5,45 鷺之町線、12m、約 600m、都市計画施設

その他区画街路、特殊街路は幅員 9.0m～4.0m を適宜配置する。

公園及び緑地：【種別、名称、面積、備考】

児童公園、北日吉公園、約 0.21 ha

児童公園、中日吉公園、約 0.17 ha

広場、1. 中央広場、約 0.06 ha、都市計画施設

公園は施行地区内の 3 か所に配置し、施行面積の約 3%を確保する。

その他の公共施設：公共下水道は合流方式により供用開始済みであるが、道路計画に基づき、移設又は新設し地区全域を整備する。上水道及び工業用水道は道路計画に基づき、移設又は新設する。

宅地の整備：道路及び換地等により発生する支障物件の整地は計画道路高まで整地する。

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由書

本地区は今治市の中心部に位置し、国鉄予讃本線今治駅周辺の鉄道高架事業の事業化に合わせ、今治市の街づくりの一環として整備が必要とされる地域であり、駅西広場及び都市計画道路等の公共施設の整備改善を図り、土地利用の骨格を定め、市街地の住環境の向上と、健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉に資するものである。

第 488 号議案 今治広域都市計画道路の変更（今治市決定）

- 1 都市計画道路中 3,5,28 号今治駅裏口泰山寺線を 3,5,28 号今治駅西泰山寺線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,28、今治駅西泰山寺線、今治市中日吉町 1 丁目、今治市小泉字保持、(今治市馬越町 1 丁目)、約 2,400m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 5 箇所

なお、起点付近に約 3,000m²の今治駅西口交通広場を設ける。

- 2 都市計画道路に、3,5,45 号鷺之町線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,45、鷺之町線、今治市常盤町 5 丁目、今治市北日吉町 1 丁目、(今治市中日吉町 1 丁目)、

約 600m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 1 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

都市計画今治駅西地区土地区画整理事業の計画に伴い、3,5,28 号今治駅裏口泰山寺線を 3,5,28 号今治駅西泰山寺線に名称を改め、及びその周辺地域の根幹となる幹線道路網を計画的に配置するため、幅員 12m の都市計画道路を追加する。

第 489 号議案 今治広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

- 1 都市計画道路中 3,3,3 号駅裏大通線を 3,3,3 号駅西大通線に名称を改める。

理由書

都市計画今治駅西地区土地区画整理事業の計画に伴い、区域内の都市計画道路の名称を変更したい。

第 490 号議案 今治広域都市計画下水道の変更（今治市決定）

都市計画今治公共下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：今治公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、備考】

今治公共下水道、約 1,100ha、

（污水）中央第 1 処理系統、約 169ha、中央第 2 処理系統、約 254ha、中央第 3 処理系統、約 243ha、
近見処理系統、約 196ha、立花処理系統、約 238ha、

（雨水）日吉川第 2 排水区、約 7ha、日吉川第 3 排水区、約 38ha、泉川第 1 排水区、約 72ha、泉川
第 2 排水区、約 1ha、青木排水区、約 36ha、天保山排水区、約 44ha、浅川第 1 排水区、約
37ha、浅川第 2 排水区、約 43ha、浅川第 3 排水区、約 10ha、浅川第 4 排水区、約 25ha、
山田川排水区、約 6ha、近見排水区、約 123ha、鴨川排水区、約 3ha、中井出排水区、約 37ha、
馴合川排水区、約 2ha、竜登川第 2 排水区、約 1ha、御物川排水区、約 115ha、高下川排水
区、約 121ha、合流区域約 379ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

3-1 汚水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

本町通幹線、今治市本町 4 丁目、今治市常盤町 4 丁目、1.2m～1.65m、1,070m、中央第 2 処理系統
（合流式）

恵美須町幹線、今治市本町 1 丁目、今治市恵美須町 1 丁目、0.9m、300m、中央第 2 処理系統（合流式）

今治駅・天保山幹線、今治市天保山町 3 丁目、今治市南宝来町 3 丁目、0.9m～1.35m、1,200m、中
央第 1 処理系統（合流式）

蔵敷・旭町・泉川幹線、今治市天保山町 2 丁目、今治市東門町 3 丁目、1.35m～1.8m、580m、中
央第 1 処理系統（合流式）

北新町幹線、今治市北浜町、今治市本町 4 丁目、1.65m～1.8m、540m、中央第 2 処理系統（合流式）

竹屋町幹線、今治市本町 6 丁目、今治市北宝来町 3 丁目、1.1m～1.2m、1,310m、中央第 2 処理系
統（合流式）

北浜町幹線、今治市北浜町、今治市北浜町、1.8m、370m、中央第2処理系統（合流式）

常盤町幹線、今治市常盤町4丁目、今治市常盤町6丁目、0.9m～1.1m、910m、中央第2処理系統（合流式）

2級国道196号幹線、今治市北宝来町3丁目、今治市北日吉町1丁目、0.9m～1.1m、190m、中央第2処理系統（合流式）合流式汚

鯉池排水第1汚水幹線、今治市天保山町2丁目、今治市泉川町1丁目、0.6m～1.0m、2,890m、中央第3処理系統（分流式）

鯉池排水第2汚水幹線、今治市泉川町1丁目、今治市片山字渡り上り、0.45m～0.6m、1,480m、中央第3処理系統（分流式）

乃万汚水幹線、今治市蔵敷町1丁目、今治市阿方字畑寺田、0.6m～0.9m、3,980m、中央第3処理系統（分流式）

日高汚水幹線、今治市馬越町3丁目、今治市馬越町3丁目、0.60m、110m、中央第3処理系統（分流式）

大新田汚水幹線、今治市大新田町3丁目、今治市宮下町1丁目、0.40m～0.70m、1,910m、近見処理系統（分流式）

石井汚水幹線、今治市大新田町5丁目、今治市大新田町5丁目、0.30m～0.35m、470m、近見処理系統（分流式）

的場汚水幹線、今治市大新田町4丁目、今治市近見町2丁目、0.35m～0.50m、800m、近見処理系統（分流式）

立花排水第1汚水幹線、今治市東鳥生町2丁目地先、今治市郷本町2丁目、0.30m～1.10m、3,270m、立花処理系統、（分流式）

鳥生大浜・八丁汚水幹線、今治市北高下町1丁目、今治市北高下町1丁目、0.60m、360m、立花処理系統、（分流式）

第1圧送汚水幹線、今治市天保山町4丁目、今治市東鳥生町5丁目、0.45m、2750m、立花処理系統、（分流式）

第2圧送汚水幹線、今治市天保山町4丁目、今治市天保山町2丁目、0.7m、1,810m、中央第1処理系統、中央第2処理系統、近見処理系統（合流・分流式）

第3圧送汚水幹線、今治市天保山町2丁目、今治市北浜町、0.6m～0.7m、4,740m、中央第2処理系統、近見処理系統（合流・分流式）

天保山汚水圧送幹線、今治市天保山町4丁目、今治市天保山町5丁目、0.50m、160m、中央第3処理系統（分流式）

近見汚水圧送幹線、今治市北浜町、今治市大新田町3丁目、0.40m～0.5m、560m、近見処理系統（分流式）

処理場吐口、今治市天保山町2丁目、今治市天保山町4丁目、1.5m、740m、（合流・分流式）

天保山ポンプ場吐口、今治市天保山町2丁目、今治市天保山町2丁目、1.5m、110m、中央第1処理系統（合流式）

北浜ポンプ場吐口、今治市北浜町、今治市北浜町、3.0m～6.6m、10m、中央第2処理系統（合流式）

その他、1.0m～0.25m、約269,980m、（合流・分流式）

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

3-2 雨水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

金星川1号雨水幹線、今治市恵美須町1丁目、今治市泉川町1丁目、3.9m、1,310m、泉川第1排水

区（分流式）

金星川 2 号雨水幹線、今治市泉川町 1 丁目、今治市片山字上新田、2.1m～3.9m、1,330m、泉川第 1 排水区（分流式）

金星川 3 号雨水幹線、今治市恵美須町 3 丁目、今治市旭町 3 丁目、1.2m、970m、泉川第 1 排水区（分流式）

泉川 1 号雨水幹線、今治市南日吉町 2 丁目、今治市常盤町 7 丁目、1.5m～2.3m、470m、泉川第 1 排水区（分流式）

日吉川雨水幹線、今治市北日吉町 2 丁目、今治市北日吉町 2 丁目、1.4m、70m、青木排水区（分流式）

浅川 1 号雨水幹線、今治市阿方字一丁地、今治市延喜、1.7m～2.6m、1,250m、浅川第 1 排水区（分流式）

浅川 6 号雨水幹線、今治市馬越町 2 丁目、今治市馬越町 3 丁目、1.3m～1.4m、220m、浅川第 2 排水区（分流式）

浅川 7 号雨水幹線、今治市別宮町 9 丁目、今治市宮下町 1 丁目、1.9m、310m、浅川第 4 排水区（分流式）

近見 1 号雨水幹線、今治市大新田町 1 丁目、今治市石井町 1 丁目、2.0m～6.5m、1,350m、近見排水区（分流式）

近見 2 号雨水幹線、今治市別宮町 7 丁目、今治市大新田町 4 丁目、2.0m～4.1m、610m、近見排水区（分流式）

近見 3 号雨水幹線、今治市大新田町 1 丁目、今治市鐘場町 2 丁目、2.2m～4.1m、700m、近見排水区（分流式）

近見ポンプ場吐口、今治市大新田町 1 丁目、今治市大新田町 3 丁目、3.5m、20m、近見排水区（分流式）

御物川 1 号雨水幹線、今治市東鳥生町 1 丁目、今治市郷本町 3 丁目、3.3m～5.0m、約 1,560m、御物川排水区（分流式）

御物川 3 号雨水幹線、今治市郷本町 3 丁目、今治市郷本町 3 丁目、2.0m～2.6m、190m、御物川排水区（分流式）

御物川 4 号雨水幹線、今治市郷本町 1 丁目、今治市郷本町 2 丁目、1.3m、330m、御物川排水区（分流式）

御物川 5 号雨水幹線、今治市立花町 3 丁目、今治市立花町 1 丁目、1.5m、420m、御物川排水区（分流式）

高下川 1 号雨水幹線、今治市東鳥生町 4 丁目、今治市土橋町 1 丁目、1.6m～5.9m、1,730m、高下川排水区（分流式）

高下川 2 号雨水幹線、今治市東鳥生町 4 丁目、今治市東鳥生町 3 丁目、2.3m～3.8m、約 950m、高下川排水区（分流式）

大浜 1 号雨水幹線、今治市東鳥生町 4 丁目、今治市東鳥生町 2 丁目、2.1m～5.9m、約 850m、高下川排水区（分流式）

その他、約 20,5170m、（分流式）

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

北浜ポンプ場、今治市北浜町、7,400m²、汚水・雨水

天保山ポンプ場、今治市天保山町 2 丁目、5,100m²、汚水・雨水

立花中継ポンプ場、今治市東鳥生町 5 丁目、2,300m²、汚水

天保山第 2 中継ポンプ場、今治市天保山町 5 丁目、1,100m²、汚水

近見ポンプ場、今治市大新田町 3 丁目、6,300 m²、汚水・雨水

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

今治終末処理場、今治市天保山町4丁目、約33,000m²、標準活性汚泥法

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

都市計画今治公共下水道は、昭和56年3月、排水区域約1,100haの計画決定の変更を行い、事業を進めてきたが、管渠埋設地である、都市計画道路宮脇片山線の一部区間で整備が遅れる見通しにあるので、今回、乃万汚水幹線経路の一部ルートの変更を行い、効率的な下水道整備を図ろうとするものである。

第491号議案 今治広域都市計画下水道の変更（愛媛県知事決定）

都市計画高部都市下水路を、都市計画今治市・波方町公共下水道とし、今治市・波方町公共下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：今治市・波方町公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、備考】

今治市・波方町公共下水道、約217ha、北部処理区、約154ha（今治市）、樋口処理区、約63ha（波方町）

（今治市、約154ha）、旭方排水区、約25ha、馴合川排水区、約2ha、高部下排水区、約32ha、

本町排水区、約13ha、波止浜第1排水区、約12ha、波止浜第2排水区、

約40ha、波止浜第3排水区、約9ha、北郷排水区、約10ha、木山…田

第1排水区、約11ha、

（波方町、63ha）、大浦排水区、約9ha、郷排水区、約20ha、佐郡排水区、約1ha、樋口第1

排水区、約18ha、樋口第2排水区、約14ha、樋口第3排水区、約1ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

3-1 汚水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

北部1号汚水幹線、今治市波止浜字中堀、今治市波止浜字樋口前、0.8m～0.6m、1,590m、北部・樋口処理区（分流式）

北部2号汚水幹線、今治市波止浜字中堀、今治市高部字赤崎、0.5m～0.25m、1,470m、北部処理区（分流式）

処理場吐口、今治市波止浜字中堀、今治市波止浜字中堀、0.5m、10m、北部・樋口処理区（分流式）

その他、0.5m～0.25m、42,450m、北部・樋口処理区（分流式）

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

3-2 雨水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

高部下雨水幹線、今治市波止浜字高部下、今治市波止浜字高部下、5.0m～2.0m、330m、高部下排水区（分流式）

本町雨水幹線、今治市波止浜字地堀、今治市波止浜字地堀、7.2m～2.1m、570m、本町排水区（分流式）

北郷雨水幹線、今治市波止浜字樋口前、今治市波止浜字樋口前、3.2m～2.2m、490m、北郷排水区（分流式）

北郷バイパス幹線、今治市波止浜字樋口前、今治市波止浜字樋口前、1.5m、210m、北郷排水区（分流式）
木山…田 1 号雨水幹線、今治市高部字名切、今治市高部字名切、2.9m～1.8m、740m、木山…田排水区（分流式）

高部下排水ポンプ場吐口、今治市波止浜字高部下、今治市波止浜字高部下、1.75m、130m、高部下排水区（分流式）

北郷排水ポンプ場吐口、今治市波止浜字中堀、今治市波止浜字樋口前、2.8m、90m、北郷排水区（分流式）
郷雨水幹線、越智郡波方町大字波方字郷、越智郡波方町大字波方字郷、2.1m～1.6m、320m、郷排水区（分流式）

樋口 1 号雨水幹線、越智郡波方町大字樋口字恵毛谷、越智郡波方町大字樋口字恵毛谷、2.7m～1.8m、190m、樋口第 1 排水区（分流式）

樋口 2 号雨水幹線、越智郡波方町大字樋口字向新開、越智郡波方町大字樋口字向新開、1.8m、190m、樋口第 1 排水区（分流式）

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

高部下排水ポンプ場、今治市波止浜字高部下、約 1,600m²、雨水
大浦排水ポンプ場、今治市波止浜字大浦、約 80m²、雨水
波止浜第 1 排水ポンプ場、今治市波止浜字中堀、約 60m²、雨水
波止浜第 2 排水ポンプ場、今治市波止浜字高部下、約 610m²、雨水
北郷排水ポンプ場、今治市波止浜字樋口前、約 1,800m²、雨水
木山…田排水ポンプ場、今治市高部字名切、約 270m²、雨水

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

北部終末処理場、今治市波止浜字中堀、約 16,200m²、標準活性汚泥法

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

当公共下水道は、今治市と越智郡波方町にまたがる下水道である。現在、今治市は今治処理区域内を鋭意施設整備を実施しているところであるが、今回北部に位置する波止浜地区及び波方町の市街化区域のうち約 217ha を今治市・波方町公共下水道として計画決定を行い、都市の健全な発達を図り、生活環境の向上と水質保全に資するものである。また既決定都市下水路である高部都市下水路は公共下水道の施設として効率的利用を図り、雨水幹線及びポンプ施設として、転用を図るものである。

第 492 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（伊予市決定）

松山広域都市計画米湊都市下水路を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：米湊都市下水路
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

米湊都市下水路、約 108ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

米湊1号下水路、伊予市灘町字西、伊予市米湊大角蔵、1.40m～2.20m、約700m

米湊2号下水路、伊予市灘町字西、伊予市米湊字安広、1.60m～2.40m、約990m

吐口、伊予市灘町字西、伊予市灘町字西、2.40m、約20m

計、約1,710m

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

安広ポンプ場、伊予市灘町字西、約1,400m²

「区域は、計画図表示のとおり」

変更理由書

松山広域都市計画下水道（米湊都市下水路）は、当初昭和46年12月に計画決定し、その後昭和49年1月に計画決定の変更を行い現在に至っている。今回事業費の軽減と有効な土地利用を図るため一部下水管渠の変更を行うものである。

第493号議案 松山広域都市計画道路の変更（松山市決定）

都市計画道路に7,6,1号勝岡東西5号線ほか1路線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

区画街路、7,6,1号勝岡東西5号線、松山市勝岡町、松山市勝岡町、（松山市勝岡町）、約550m、地表式、8m、幹線道路3,4,29平田勝岡線と平面交差、

区画街路、7,6,2号勝岡南北2号線、松山市勝岡町、松山市勝岡町、（松山市勝岡町）、約420m、地表式、8m、幹線道路3,4,29平田勝岡線と平面交差、

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

勝岡地区周辺の土地利用計画及び道路現況等を勘案した結果、地域の生活道路を計画的に配置するため、本案の通り変更するものである。

第494号議案 松山広域都市計画事業の事業計画に対する意見書について

松山広域都市計画勝岡土地区画整理事業の事業計画に対する次の意見は不採択とする。

1. 農業経営に関する意見（30名）

（意見書の趣旨）

区画道路計画は、住宅地に必要であって、農業を営む者には課大な計画である。

今回の事業計画は、住民の意見を無視し、かつ意見を取り上げなかった一方的なものである。

故に絶対反対します。

2. 生活環境に関する意見（12名）

（意見書の趣旨）

土地区画整理事業により現在の宅地を減歩されると生活環境が破壊され、そのうえ家屋を移転されると家相が悪くなり生活権を脅かされるので絶対反対します。線引については納得できない。

3. 酪農経営に関する意見（1名）

（意見書の趣旨）

現在、酪農を営んでいるが、当地にて従前通り酪農経営ができるよう配慮してほしい。

諸般の事情により他地区に出向することができないので協力し兼ねる。故に絶対反対します。

意見書の数 43 通、意見書提出者 34 名、地権者 143 名

理由書

当該地区は、都市計画道路平田勝岡線の整備計画及び県道松山港内宮線の改良が進むことにより、急速に市街化することが予想されている。良好な市街地を形成するため、昭和 59 年 4 月 24 日付で土地区画整理事業の都市計画決定がなされており、計画的に市街化を図る地区として位置づけられている。事業計画の作成に当たっては地区住民の意見を可能な限り取り入れ、区画道路計画・減歩率などを定めているものであり。本事業計画は土地区画整理法に適合し、かつ適正なものと認められている。

松山広域都市計画勝岡土地区画整理事業の事業計画（概要）

1. 土地区画整理事業の名称

松山広域都市計画勝岡土地区画整理事業

2. 施行地区

イ) 位置、松山市勝岡町の一部

ロ) 面積、21.6 ha

3. 施行者

松山市

4. 土地区画整理事業の目的

本地区は市の北西部にあり、四国霊場第 52 番札所太山寺を要する経ヶ森の麓に位置し、北は風光明媚な瀬戸内海に面し、近年民間宅建業者等の宅地開発により市街化の進行が著しい地域である。本地区を通過する都市計画道路 3,4,29 平田勝岡線が、国道 196 号線から直結の暁には、県道松山港・内宮線の建設と相まって本地区の開発テンポは急激な様相を示すものと予想され、土地利用計画と整合した道路網を計画し、無秩序な開発を防止し、自然環境との調和を図りながら健全な市街地の整備を図ることが急務である。そこで市街地を目的とする土地区画整理事業を施行し、公共施設の整備改善、高圧線の移設等良好な市街地環境の整備を図り、もって公共の福祉に資するものである。

5. 施行前後の地積

【種目、施行前（面積 m²、%、筆数）、施行後（面積 m²、%、）、備考】

公共用地

国有地

道路、	4,817.74,	2.2,	4,817.74,	2.2
水路、	4,977.28,	2.3,	350.40,	0.1
堤防敷、	554.59,	0.3,	554.09,	0.3
計	10,349.61,	4.8,	5,722.73,	2.6

地方公共団体所有地

道路、	12,022.20,	5.6,	38,807.86,	18.0
公園、			6,900.00,	3.2
計	12,022.20,	5.6,	45,707.86,	21.2

合計	22,371.81,	10.4,		51,430.59,	23.8
宅地					
民有地					
田、	133,657.00,	61.8,	132,		
畑、	25,715.00,	11.8,	85,		
宅地、	11,090.04,	5.1,	30,	155,121.52,	71.8
牧場、	211.00,	0.1,	1,		
原野、	362.00,	0.2,	3,		
墓地、	597.00,	0.3,	2,	1,440.00,	0.7
用悪水路、	390.00,	0.2,	1,		
林地、	4690.00,	2.2,	4		
雑種地、	3402.00,	1.6,	6		
計	180,114.04,	83.3,	264,	156,561.52,	72.5
合計	180,114.04,	83.3,	264,	156,561.52,	72.5
保留地				8,100.00,	3.7
測量増減	13,606.26,	6.3,			
総計	216,092.11,	100.0,		216,092.11,	100.0,

6. 公共施設の概要

【区分、名称、道路種別、形状寸法（幅員（m）、延長（m）、面積（m²））、整備計画、備考】

街路

幹線街路、3,4,29 平田勝岡線、第 4 種第 1 級、16.0、889.3、1,4371.9、3.5-9.0-3.5、盛土高 1.00~2.50m、アスファルトコンクリート舗装、表層工 5cm、基礎工 5cm、上層路盤 10 cm、下層路盤 10 cm

小計、889.3、14371.9

区画街路、幅員 8m、899.0、7,443.1、盛土高 0.2~1.5m、L 型側溝アスファルト舗装
幅員 6m、3249.0、19,821.8、盛土高 0.6~2.5m、L 型側溝アスファルト舗装
幅員 4.3m、362.0、1,595.8、盛土高 0.1~2.0m、L 型側溝アスファルト舗装
幅員 1.3m、211.0、261.0、盛土高 1.5~2.0m、L 型側溝アスファルト舗装

小計、4721.0、29,121.7、

計、5610.3、43493.6

特殊街路、自転車及び歩行者専用道路、2.0、66.0、132.0、盛土高 1.0~1.5m、L 型側溝アスファルト舗装

計、66.0、132.0

通路

公園

六丁公園、2,600.0

太衛門公園、1,000.0

内新田公園、3,300.0

計、6,900.0

水路

水路1号、1.15、227.7、261.85
水路2号、1.15、77.0、88.55
計、304.7、350.4
堤防敷、0.5~2.2、347.0、554.59
計、347.0、554.59
合計、51,430.59

7. 減歩率

公共減歩率、15.00%
保留地減歩率、4.19%
計、19.19%

8. 資金計画

(1) 収入 (単位：千円)

【区分、金額、摘要】

国庫負担金又は補助金、654,600、基本事業費、501,600、交付金、153,000
市分担金、733,400、基本事業費、251,400、交付金、153,000、市単独費、329,000
保留地処分金、492,000
合計、1,880,000

(2) 支出 (単位：千円)

【事項、単位、事業量、事業費、摘要】

公共事業整備費

築造

道路築造費、

幹線街路、m、889.3、165,809

区画街路、m、4,721.0、400,057

水路築造費、

幹線水路、m、

支線水路、m、304.7、2,248

公園築造費、m²、6,900.0、22,402

歩行者専用道路、m、66.0、10,330

計、600846

移転

建物移転費、戸、58、251,813

墓地移転費、基、42、11,100

計、262913

移設

電柱移設費、本、28、11,200

上水道移設費、m、140、3,752

農業用水道移設費、m、4,150、26,435

給水(四電)、m、350、581

有線、一式、330

計、42,268

その他補償、480,540

法第2条第2項（下水道）、m、5,809、89,209

整地費、m²、164,661.52、300,564

調査設計費、62,600

工事費計、1,838,940

事務費、41,060、

合計、1,880,000

9. 施行期間

自、事業計画決定公告日

至、昭和72年12月1日

10. 設計図

計画図のとおり

会議録（事務局説明と質疑のみ）

第487号議案

委員：この事業の減歩は15%程度であるが、小土地所有者には困難がある。事業に対しては原則的に賛成だが、反対者には粘り強く説得して、全員が賛成するよう努力されたい。

第494号議案

事務局：農業経営に関する意見「区画道路計画は、住宅地に必要であって、農業を営む者には課題な計画である。」については、区画道路計画は、地元関係者との減歩率の調整の中で土地区画整理基準に適合し、良好な市街地を形成する為に必要最小限度に計画したもので課大ではない。「一方的なものである。」との意見については、延べ150回をこえる地元説明会の調整の中で、59年10月当初の減歩率25.8%を19.19%に減じたこと等、事業計画に地元要望を取り入れており、行政が一方的に作成したものではない。次に、「現在の宅地を減歩されると生活環境が破壊される。」との意見については、松山市は居住用宅地については減歩しない方針であり、生活環境が向上することがあっても破壊されることは考えられない。「線引については納得できない。」との意見については、線引は都市計画で定められた事項であって、事業計画に対する意見としては受け付けられない。「当地にて従前通り酪農経営ができるよう配慮してほしい。」との意見については、事業施行後も当地で酪農はできるので、この意見は採択すべきではない。

委員：地権者数が143名で、49名もが意見書を出すのは異常と思われる。市の計画決定、審議会での議論はどうであったか。

事務局：市の審議会には諮っていないが、意見書提出者34名は全地権者の約23%になる。前回59年10月の縦覧時には47名から意見書が提出され、ほぼ3分の1が反対であり、見送った。その後、説得に努め34名に減少した。

委員：私の地元で意見書提出者もよく知っている。この土地は寛政時代に干拓をした0メートル地帯で、

農業には効率の悪い土地である。四国電力との関係で排水をして、かろうじてみかんを作ってきた。線引時には町を挙げて市街化区域編入を陳情したが、そのときに区画整理事業を行うことを条件に、市街化区域になったという経緯がある。その後、地元の組合施行で整備をやると言っておったが、困難であり、市でやってもらえればとお願いして、何回も説明して来た。しかも減歩が 20%以下になつたらやるということを大半の者が言っていたという事情もある。反対者がいることも事実だが、3分の2以上の者がどうしてもやらねばならないと言っており、そのタイミングも来ている。免許センターのすぐ近くの道路を高浜に続かせないと町の発展はないと、大部分の者が積極的な意見を持っている。反対意見については、私どもが説得するので、これで実施してほしい。

委員：現在、高浜地区からの海岸沿いの接道も立派に整備され、免許センターも建設される等交通量も日ごとに増加している。当地区内の道路整備を図って宅地の利用増進を図ることが緊急の課題であり、松山市議会でも当事業の予算と条例を議決しており、事業の促進を是非お願いしたい。

委員：このような案件が出て来ることはあまり例がなく、反対者の割合も大きい。念のため伺いたいですが、関係者から代案等の意見があったかどうか、またそれについてどのような対応を取ったのか。また、区画整理終了後、どの程度営農に影響がでるか。さらに、立ち退きあるいは建て替え、居宅の縮小、改変の必要な家屋があるか、あるとすればどの程度影響があるか。家相について 12 世帯から意見が出ているが、この 12 軒は同じ条件になっているのか。線引については、行政がどれだけ努力をし、どういう経過を経てきたか説明してほしい。最後に酪農経営について、規模、施設整備等支障はないのか、あってもそれは許容範囲か、説明してほしい。

事務局：第 1 点について、住宅用地の減歩については、「減歩してほしくない」との意見であるが、居住用宅地については減歩しないことになっている。農業用施設についての要望があったが、事業計画に反映している。集合換地についても換地計画で実施していく。第 2 点、営農への影響については、反対者 34 名のうち、松山市の感触では絶対反対は 6 名であり、この 6 名は減歩に反対しているが、減歩率は約 19%であり、営農への影響は特にない。第 3 点の家屋移転については、全部で 38 戸あり、そのうち 10 戸程度が移転になる。これらの家屋は換地に移転し、家相や生活環境が悪くなることはない。酪農については、150m²を借地し、牛舎面積 88 m²、11 頭の牛を家族 4 名で営んでいる。この問題については説明会の時から折衝しており、換地計画で配慮することとして協議を続けている。

委員：家屋移転については、全部で 38 戸あり、そのうち 10 戸程度が移転になるとの説明に対して、資金計画では建物移転費事業量 58 戸、2 億 5,131 万円となっているが、これらの関係について説明せよ。

事務局：10 戸は、この場所から移転するもので、他の 48 戸には引移転も含まれています。

委員：それで、この予算で見合うわけか。

事務局：見合っています。

委員：これだけ多数の絶対反対があるのに強行する理由はなにか。

事務局：人数は 34 名です。意見書の提出者は 34 名で、意見書の数は 43 通です。以前からこの事業の説得に努めており、松山市が地元説明会で最終的につかんだ反対者は 6 名、後は、実施に向けて考えてみるとの感触を得ている。また、意見書はコピーしており、同じ文面で署名している。松山市の感触、意見書の状況から 6 名が反対と理解している。松山市も同意見で、審議会に付議してほしいとのことである。

委員：意見書の数は 43 通で、提出者は 34 名、絶対反対なのは 6 名というのは大変なことだ。我々が審議するのはこの意見書である。6 名というのは口頭の説明で、根拠がない。それなら、意見書を 6 名

分にすべきである。

事務局：6名というのは、松山市が地元折衝の感触でつかんだもので、状況の範囲にとどまっている。意見書は確かに34名から、43通でています。

委員：それでは何故松山市からそうした資料を提出させないのか。公式な文書でなければ審議できない。

事務局：おっしゃるとおりですが、そのために議案別冊として総ての意見を提示しています。

委員：この別冊はどのように補強する資料なのか。

事務局：補強ではなく、状況の説明です。

委員：この中で6名は、どのように書かれているのか。

事務局：書いてはいない。

幹事：説明がまずいので、経緯を説明したい。区画整理事業は、減歩の関係で全員の同意を得ることは非常に難しい。県としても59年4月の都市計画決定から現在まで、先程の地元委員の説明のように、地元の説得に努めてきた。60年4月に地元の意向を入れて再縦覧したところ、34名から43通の意見書が出てきた。県としては、これだけの意見が出ては事業が進まないのではないかと考え、もう一度地元説明をしたところ、松山市から、その後6カ月くらいかけて説得したところ、絶対反対なのは6名で、後は消極的ではあるが、事業に協力するとの意向を聞いている。ただし、それを正式な議案書として出すことは法律上難しいので、その後の説得状況については、議案書ではなく、その後の経過説明として説明した。

委員：今課長が説明したが、私がいただいている資料は、都市計画法に基づく手続き上の資料であり、説得の経過や市の原案作成過程などは、私には判断できない。この資料が私の手元に來てから約5日経っており、この間に情勢の変化もある。この資料に対する補足説明が松山市の状況認識であるが、補足説明でも公式の場で説明すると資料になるので、理解できないことはない。松山市からも6名という文書が出ているので、それを補足説明としたらよい。

委員：その文書を読んでもらいたい。

事務局：交渉に対する反対は、協力する者3名、実施やむを得ずという物13名、実施に向け考えるもの12名、反対6名。以上です。

委員：前段と後の文書があるのではないか。

事務局：前段は大きな資料の一部になっている。

議長：「努力して今6名になったので、市としてはこれでやってください。」ということがないのか。

事務局：市としては、これで審議会に付議し、事業計画の認可をお願いしたい、ということで文書が來ている。

委員：審議会の結果は、松山市が責任を持てますということですね。

委員：今の説明では、何がどうなのかわからない。何を我々に報告するのか。

議長：そこを明確にしないといけない。もう6名になったので、これで進めさせてくださいということになっているのか。事務局の説明では皆さん報告程度にしか聞こえない。採決の方法もあろうかと思う。

事務局：6名になっているので、事業計画の認可をお願いしたいということです。審議会でも意見書を不採択ということを経験した事業計画の認可であるので、前段として審議会に付議ということは第1段階です。

委員：これで時間をたくさん取ろうとは思わないが、我々は書類でしか審査できない。これが第1であり、その次が公の機関、松山市がどのような文書を出すか、第3があなたたちがここで、どのような言

い切りをするか、これが我々の最後の判断の基礎になる。あなたたちが、大体このような感触を得ているということでは、納得できない。議案については、原案通りお願いしたいという説明であれば考えるがどうなのか。

議長：この点については課長が説明せよ。

幹事：この意見の内容については、再縦覧後、松山市の反対者への接触によって6名以外は消極的ながら協力するというのを、松山市から文書ももらっている。これを受けて県はこの審議会に付議しています。また、6名についても、ひとりでも多くの方の理解と協力を得て、事業の円滑な推進をしたい。

委員：委員のように町内に住んではいないが、該当地域は私もよく知っている。長い間の懸案であり、事業施行には賛成である。ただ狭い地域だけに、事業の進行過程、その後の集落内部のコミュニティ等も理解しながら、まだ努力の余地もある。どちらにしてもこの事業では、御苦勞を重ねて戴き、部落内部の違和感を将来残さないように、行政側としても配慮していただくことを前提に賛成したい。

議長：それではこのあたりで一応整理したい。これを不採択にしてくれとの原案としたい。

委員：もっと親切に、しかも自信を持って説明してもらわねば我々は審査できない。なお、消極的賛成者や反対者に対しては、さらに最善の努力をして協力をしていただくことを強く意見として述べておく。

第 77 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 61 年 12 月 15 日）

第 495 号議案 東予広域都市計画公園の変更（西条市決定）

都市計画公園に 2,2,26 号砂盛公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,26、砂盛公園、西条市古川字砂盛、約 0.11 ha、広場施設、休養施設、便益施設、管理施設、遊戯施設、修景施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

この付近は、近年都市化が進んでいるが、児童公園が整備されていない地域である。児童の育成、環境の改善、交通事故防止など図るため、今回砂盛公園を追加変更するものである。

第 496 号議案 松山広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 99 号松前公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

地区公園、99、松前公園、伊予郡松前町大字筒井字五反地、字土居、字南土居、字石田地内、約 4.4ha、園路・広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山広域都市計画区域においては、住民の余暇の増大に伴ってスポーツ、レクリエーション、文化活動等が盛んになり、総合的な施設と自然環境に恵まれた公園施設の整備が強く要請されるようになった。このような状況に対応して、住民の地域活動をさらに普及奨励し、地域住民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活を実現させるため、松前地区公園を追加いたしたい。

第 497 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に第 105 号大西第 2 区公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、105、大西第 2 区公園、松山市堀江町、約 0.11 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山市における公園施設の総合的かつ効果的な配置を検討した結果、本案のとおり公園計画し、もって児童の福祉の向上ならびに健全な都市整備を図るものである。

第 498 号議案 松山広域都市計画ごみ焼却場の変更（北条市決定）

都市計画ごみ焼却場中、第 3 号北条市清掃工場を廃止する。

理由書

北条市大浦にごみ焼却場を昭和 57 年 2 月 19 日計画決定して以来、隣接地の反対住民を説得し続けましたが、同意を得ることができず、建設を断念しました。現在は、各校区に設置した簡易焼却炉にて処理しながら、北条市尾儀原にごみ焼却場を建設中である。工事も順調で昭和 62 年 3 月完成予定である。以上の

理由により第3号北条市清掃工場を廃止するものである。

第499号議案 松山広域都市計画汚物処理場の変更（北条市決定）

都市計画汚物処理場に、第2号北条クリーンセンターを次のように追加する。

【名称（番号、汚物処理場名）、位置、面積、備考】

- 2、北条クリーンセンター、北条市大浦、約10,500m²、低希釈（10倍希釈）二段活性汚泥法
「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

当市のし尿処理施設は、昭和60年9月2日閉鎖され、現在は和歌山県沖のB海域に投棄している。一日も早い陸上による浄化施設の設置が望まれるところである。当市における建設中・計画中の環境施設の配置からこの場所が適切であり、今回都市計画決定するものである。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

第498号議案、第499号議案、

事務局：第498号議案、第499号議案を一括して説明する。北条市のごみ焼却場は昭和57年2月19日計画決定している。決定位置は、北条市北端部で、大浦集落から東、また浅海原地区の京ヶ森集落から西約900mに位置し、国道196号、国鉄予讃本線に隣接する丘陵地で面積は約1haである。施設はバッチ燃焼式、1日30tの処理能力を計画した。

まずごみ焼却場、第3号北条市清掃工場の都市計画決定に至る経緯を説明する。北条市のごみとし尿の処理施設は、昭和40年に、北条市別府地内にごみとし尿両方の処理機能を持つ「衛生センター」を建設し、供用してきたが、その後ごみとし尿量の激増に加え、施設の老朽化が著しく、悪臭等の環境阻害が発生し、地元の別府、隣接の中西外地区の住民から強い移転要求があり、昭和50年、市は60年9月26日限りに移転することを約束した「覚書」を交わした。北条市は本格的なごみ焼却場の建設を計画し、北条市大浦が適地であるとして56年4月から大浦地区と協議し、同年11月10日総会の同意を得て、大浦区長と建設の同意、公害防止協定を締結した。引き続き12月15日隣接地の原、原浜、味栗、京ヶ森の4区長と公害防止協定を締結した。地元の同意を得たので、56年12月21日、市の都市計画審議会に諮り、可決され、案の縦覧を行ったところ、大浦地区から1名、浅海原地区から1名、計2名の縦覧者があり、それぞれから公害を出さない施設の整備を要望する意見書が出されたが、立地反対の意見はなかった。このことから、都市計画決定の手続きを進め、57年2月16日愛媛県都市計画地方審議会の承認を得て、57年2月19日都市計画決定がなされた。市は円滑な建設を図るため、事業化に先立ち57年4月10日と15日、施設の説明と協力依頼をしたところ、57年5月反対同盟が結成され、「公害防止協定は浅海原4区長のそれぞれの責任により独断で締結したものであり、住民無視であることから、公害防止協定は無効である。また周辺に果樹園があり、じん煙、悪臭により、人体、果樹に被害をもたらす恐れがあり、立地変更を求める」との反対運動がおこった。このため、市議会による「環境整備公害対策特別委員会」、市職員による「対策班」を設置し、市長を先頭に戸別訪問するなど、60年1月8日まで、約3カ年にわたり、昼夜を分かたず精力的に説得を重ね、最大限の努力をしてきた。しかしながら、同意を取り付けることはできなかった。浅海原地区住民の同意を得られないことから、57年度事業を見送り、再度の国庫補助採択は不可能になったが、一方、昭和50年の「覚書」により、緊急な対応に迫られ、別途尾議原を候補地にするについて地元と協議をしたところ、60年1月19日立岩地区区長会の同意が得られたことから、市

の責任において都市計画決定済みの大浦のごみ焼却場建設を断念し、尾議原での建設を進めた。現在、尾議原で建設されているごみ焼却場は、立岩川上流の都市計画区域外に位置し、面積約 13ha、施設は機械化バッチ燃焼式、処理能力は 1 日 40t である。建設に先立ち、地元尾議原地区、隣接のオノ原地区については、総会、役員会の同意を得て、60 年 4 月 15 日に公害防止協定を締結している。その他の地区については、60 年 3 月から説明会を開催し理解を求めているが、庄地区など一部住民の反対により 60 年 10 月 15 日「建設工事禁止仮処分申請」がなされ、現在審尋が行われているが、60 年 11 月、橋梁など附帯工事に着手、61 年 5 月から本体工事に着工している。工事は順調に進み、現在の進捗率は 80%、完成は 62 年 3 月 15 日、供用を 62 年 4 月に予定している。

次に、汚物処理場第 2 号北条クリーンセンターについて説明する。市のし尿処理については、「衛生センター」が撤去されたことから海洋投棄しており、北条市大浦地区内のごみ焼却場の廃止に係る跡地を適地として選定した。地元の大浦地区では、60 年 11 月 11 日、区長に施設計画等を説明し、以降 3 回の役員会、4 回の総会、7 回の周辺権利者説明会などを開催、3 回の施設見学会を行っている。また隣接の浅海原地区については、60 年 11 月 10 日に地区の原、原浜、味栗、京ヶ森の 4 区長に施設計画等を説明し、以降 3 回の役員会、4 回の総会、2 回の合同総会などを開催、2 回の施設見学会を行っている。また北条市漁業協同組合については、61 年 1 月 24 日、役員会に施設計画等を説明し、以降 7 回の役員会、1 回の総会、4 回の理事会などを開催、2 回の施設見学会を行っている。施設計画や環境影響評価など十分な周知を図り、論議を経て、総会、理事会などで同意を得たことから、61 年 7 月 4 日、北条市議会、議員協議会において、全議員の承諾を得ると共に、地元大浦地区、隣接の浅海原地区、北条市漁業協同組合と協定書、公害防止協定を締結しているまた、地元大浦地区、隣接の浅海原地区の全世帯 (381) のうち、航海中など不在者 (24) を除く各世帯の同意を得ている。

案の縦覧は 61 年 11 月 18 日から 2 週間行い、反対意見はなかった。市の審議会は 61 年 12 月 2 日に開催、全委員の賛成により可決している。

委員：196 号への取付道路の交通量はどれくらいか。

事務局：環境影響評価では 2t 車で日に 20 台となっている。

委員：尾議原の提訴している人は何人か。

事務局：庄地区で、現在実質債権者である 54 世帯、139 名です。

委員：その説得はどの程度おこなっているか。

幹事：139 名に対する説得については裁判の決着を待つて結論を出したいと考え、裁判を進めている。現在まで審尋が 14 回行われ、その間裁判官が 2 回現地に行き、14 回目の審尋は 11 月 26 日に行われ、結審に近いと予想している。債権者側の意見は大方出尽くしたので、工事差し止めの理由は明らかであるから早く結論を出してほしいということだが、裁判官の方はもう少し待つてほしいということで、この結果によって、対応したい。

委員：このごみ焼却場及びクリーンセンターについては、我々も約 10 年間関わり持ってきたし、審議会で妥当であると決議した。その時にも、住民の経過はどうなのかと聞いたが、いろいろな経過はあるが実行できるという答弁で進めてきたが、ここで変更しなければならない。これはやはり審査が不十分だったと思う。だれも誘致はしないが、放置できないことなので、住民をもっと積極的に指導すべきではなかったかと思うが、その点についての意見を聞きたい。

事務局：ごみ焼却場の付議したときの意見を重大に受け止め、将来に禍根を残さないよう、円滑にできるよう進めてきたが、感情の問題が入ってきて、区長と住民との感情のもつれからこういう事態になった。しかしながら、建設できなかったのは事実で、市の住民周知、県の指導等に配慮が十分でなかったと考えている。

第 78 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 62 年 3 月 13 日）

第 500 号議案 東予広域都市計画緑地の変更（愛媛県知事決定）

都市計画緑地に第 3 号御舟川緑道を次のように追加する。

【名称（番号、緑地名）、位置、面積、備考】

- 3、御舟川緑道、西条市朔日市字若洲及び字船元並びにこれらの地先水面並びに字徳助外新田及び字与八郎新田の地先水面、約 1.4ha、緑道

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

計画地は市の中心部から臨海埋立地付近へ流出する普通河川である御舟川の下流部左岸である。この御舟川の自然的な特質を生かした緑地整備を行い、水に親しむ憩いの場、市民の散策道として利用したい。また、災害時の避難路としての効果も期待できるものである。

第 501 号議案 大洲都市計画用途地域の変更（大洲市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、備考】

第 1 種住居専用地域、約 74ha、8/10 以下、5/10 以下、1.5m、21.2%

第 2 種住居専用地域、約 20ha、20/10 以下、6/10 以下、5.7%

住居地域、約 131ha、20/10 以下、37.5%

近隣商業地域、約 18ha、20/10 以下、5.2%

商業地域、約 36ha、40/10 以下、10.3%

準工業地域、約 40ha、20/10 以下、11.5%

工業地域、約 30ha、20/10 以下、8.6%

工業専用地域、— —

合計 約 349.0ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

指定の理由

大洲市の用途地域は、昭和 50 年 8 月 20 日に面積 336ha をもって決定しているが、その後 10 数年が経過することにより、土地利用の変化、都市施設の整備、改善及び面的基盤整備事業等の計画があるため、これらと整合のとれた合理的土地利用の推進、市街地環境の維持向上の対応が必要となってきたことから用途地域を変更するものである。

第 502 号議案 大洲都市計画特別工業地区の決定（大洲市決定）

都市計画特別工業地区を次のように決定する。

【種類、面積、備考】

特別工業地区、約 30ha、

1. 毒物、劇薬物及び臭気等公害のおそれのある工場の規制。
2. 一般住宅の建築を規制。
3. 図書館、博物館及び医療施設等の建築を規制。

4. ボーリング場、パチンコ店等遊戯施設の建築を規制。

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

工業生産活動の能率性と地場産業の育成を図るとともに、その生産環境を保全するため特に公害の発生の恐れがある工場を規制し、さらに一般住宅の建築を規制することによって住工混在を未然に防止し適正な土地利用を図るものである。

第 503 号議案 東予広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更（愛媛県知事決定）

都市計画市街化区域及び市街化調整区域を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発、保全の方針

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

東予広域都市計画区域は、東予新産業都市の中核として、化学非鉄金属などの産業を主体に瀬戸内海有数の工業地帯として成長してきた。今後、本四架橋、四国縦貫道の整備等交通ネットワークの整備に伴い、県内都市はもとより、全国各都市との関係も一層緊密化すると予想される。このため、都市の健全な発展と秩序ある整備を進め、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び都市機能を充実し、定住圏として魅力ある田園工業都市を目指す。

(2) 都市計画区域の範囲

本都市計画区域の範囲は以下のとおりである。

【区分、市町名、範囲、規模】

東予広域都市計画区域、新居浜市、行政区域の一部、	9,964ha
西条市、行政区域の一部、	6,500ha
東予市、行政区域の一部、	4,483ha
小松町、行政区域の一部、	3,060ha
丹原町、行政区域の一部、	3,560 ha
合計	27,567ha

(3) 都市計画の目標

① 人口

本区域の将来における人口を次のとおり想定する。

区分、	昭和 50 年、	昭和 55 年、	昭和 65 年
人口	237 千人、	241 千人、	267 千人

② 産業

本区域における将来の産業の規模を次のとおり想定する。

区分	昭和 50 年、	昭和 55 年、	昭和 65 年
生産規模			
工業出荷額	4,885 億円、	6,929 億円、	14,375 億円
卸小売業販売額	1,505 億円（49 年）、	2,167 億円（49 年）、	3,265 億円
就業者数			

第1次産業	12千人(11%)、	11千人(10%)、	8千人(6%)
第2次産業	44千人(42%)、	44千人(40%)、	57千人(45%)
第3次産業	49千人(47%)、	54千人(50%)、	63千人(49%)

③ 市街地の規模

本区域における人口と産業の見通しに基づき、かつ市街地の現況及び動向を勘案し、市街地の規模を次のとおり想定する。なお、市街化区域の規模は、4,600haとする。

【市町名、市街地の面積（昭和55年、昭和65年）】

新居浜市、	2,300ha、	2,492.1ha
西条市、	952ha、	1,159.3ha
東予市、	630ha、	634.0ha
小松町、	218ha、	212.4ha
丹原町、	100ha、	102.3ha
合計	4,200ha、	4,600.1ha

2 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

(イ) 商業業務地の配置

① 業務地（官公庁施設）

都市機能の充実を図るため市役所、国の出先機関等の立地する新居浜市の一宮地区、西条市の明屋敷地区は、今後も業務機能の集積を高め、土地利用の高度化を図るものとする。

② 商業地

(ア) 中心商業地

新居浜市北部の商業業務地、西条市大町地区及び東予市壬生川駅周辺は、本区域の中心商業地として、スーパー、銀行、専門店等が集中して立地しており、今後においてもその機能を拡充し、一層有効利用を図るものとする。

(イ) 一般商業地

商業業務地の周辺部並びに新居浜市駅前地区、喜光地地区、東予市壬生川地区、小松町及び丹原町の既存の商業地は、地区の商業地として機能の拡充を図るものとする。また新居浜市の都市計画道路新居浜駅・港町線にそって路線商業を形成する。

③ 工業地の配置

(ア) 既存工業地

東予新産業都市の中核として、化学、一般機械、非鉄金属等を中心に、臨海部に工業地帯を形成している。これら既存の工業地については、周辺住宅地の環境に留意しつつ、今後とも既存工業地として維持する。

(イ) 新規に開発すべき工業地

新居浜市の黒島地区、西条市の船屋地区等の埋立地は、工業地として整備開発するものとする。

④ 流通業務地の配置

本区域の流通業務地は、運輸業等が立地する臨海部に位置し、今後、道路の整備と合わせ、物流の拠点として施設整備を進め、機能の充実を図る。

⑤ 住宅地の配置

(ア) 既成市街地の住宅地

既成市街地の住宅地については、その環境の維持改善に努めつつ、土地利用の高度化を推進し、比較的高密度の住宅地として整備するほか、その周辺部においては、低層住宅として良好な環境となるようその保全に努めるものとする。

(イ) 新規に開発すべき住宅地

新規に開発すべき住宅地については、新居浜市、西条市、東予市、小松町、丹原町では、既成市街地周辺地区にいずれも住環境の良好な住宅地を整備する。新居浜市の旦の上、西条市の下喜多川及び東予市の三津屋地区は、土地区画整理事業により計画的に開発する。

(2) 市街地の密度構成に関する方針

① 地域内人口配分

市街地内の既成市街地、市街化進行地域及び新市街地における人口を次のとおり想定する。

地域区分、	昭和 55 年、	昭和 65 年
既成市街地、	77 千人、	99 千人
市街化進行地域		
新市街地	43 千人、	55 千人
計	120 千人、	154 千人

② 密度構成に関する方針

各都市の中心商業地及び業務地においては、それぞれの地域の特性に応じた土地の高度利用を図る。住宅地のうち既成市街地においては、良好な居住環境の維持改善に努めつつ中密度利用を図るほか、進行市街地においては、概ね低密度利用を図り、良好な住宅地の形成に努めるものとする。

(3) 住区構成とその整備の方針

住居の環境を良好に維持するため、適正な密度構成に従った住宅地の配分を行い、おおむね小学校区を基準として鉄道、河川、幹線道路等物理的な分断要素を勘案し住区を設定する。既成市街地内住区については、良好な住環境の維持向上に努め、既存の都市機能の更新を図り、道路、公園、教育施設、集会施設等必要な公共施設の整備に努める。また新市街地内住区については、コミュニティの形成を考慮し、道路、公園等の適正配置を図り、良好な居住環境を形成するために都市施設の整備促進を図る。

(4) 市街化調整区域の土地利用の方針

① 優良な農地として保全すべき区域

本区域の西部地区は、肥沃な道前平野が広がり、県下有数の穀倉地帯であり、かんがい排水事業、団体営のは場整備事業が推進されている。これらの地域をはじめ農業生産性の高い集団農地については優良農地として保全に努める。

② 災害防止上保全すべき区域

本区域の南部の森林地帯については、自然環境の保全と山林災害防止上から保全に努力するものとする。

③ 自然環境形成上保全すべき区域

本区域の背後の山地及び海岸寄りの丘陵地については、極力その優れた自然環境の保全に努めるものとし、自然地として特に必要な部分については、風致地区等の都市計画を定めるなど積極的に保全に努めるものとする。

④ 計画的な市街地整備の見通しがある区域

本区域の埋立地については、公有水面埋立法に基づく埋立工事が実施中であり、工業系団地として

の整備を予定しているが、埋立工事の完了が1年以内に確実となった時点で市街化区域へ編入する。

3 市街地の開発及び再開発の方針

(1) 基本方針

本区域の市街化区域内における都市基盤の立ち遅れ等により、居住環境の悪化した地区や計画的な市街化が進行せず、相当規模の農地等が残存している状況を踏まえ、市街地開発事業等により公共施設の整備と居住環境の改善及び宅地の高度利用を図るとともに、計画的な市街地整備開発を一層推進して遊休土地の有効利用を図り、良好な住宅地の供給に資するよう努めるものとする。特に、残存農地等未利用地については、土地区画整理事業の積極的な推進を図り市街地の面整備を実施するとともに、無秩序な市街化の防止を図るため、地区計画を策定して宅地化を促進し、良好な市街地の形成を図るものとする。

(2) 市街化進行地域及び新市街地の整備方針

① 市街化進行地域

既成市街地周辺において、既に市街化が進行しつつある区域については、公共施設の整備改善により良好な居住環境を確保するものとする。特に点状的未利用地については、地区計画を策定して、適正な公共施設等の整備が行われるよう規制誘導するものである。

② 新市街地

新市街地については、組合施行及び地方公共団体施行による土地区画整理事業を積極的に推進するとともに、民間や公的機関による開発行為についても、計画的に誘導し、周辺地域と調和のとれた市街化が図られるように努めるものとする。特に、新居浜市の旦の上、西条市喜多川及び東予市三津屋東の各地区については、先行的な整備を推進する。

(3) 既成市街地の再開発の方針

① 高度利用に関する方針

新居浜市、西条市及び東予市の商業業務が立地している地区については、建築物の高層化、不燃化を促進し、土地の高度利用を図るとともに、商業業務活動に必要な都市機能の向上に努めるものとする。

② 用途転換及び用途純化に関する方針

新居浜市、西条市及び東予市等の住宅地等に混在する中小工場は、臨海部の工業地へ移転誘導し、用途の純化に努める。

③ 劣悪な居住環境の改善に関する方針

既成市街地において、老朽狭小など住環境の悪化が進んでいる公営住宅等については、良好な住環境の形成を促進する。

④ 既存の工業地における公害防止に関する方針

新居浜市から東予市に至る臨海部の重化学工業地帯については、法的規制による公害対策が効果をもたらし、工業地周辺の公害は、徐々に減少しているが、工業系以外の用途に立地する中小の工場については、まだ十分な対応がなされておらず、今後、これらの工場の適地移転を促進するものとする。

(4) 市街地整備の方針

既成市街地においては、一層の都市施設の整備充実を図るものとする。また、市街化区域内で都市的未利用地が多く存する地域及び新市街地においては、積極的に土地区画整理事業を導入して、公共施設の整備、良好な宅地の供給に努めるものとする。市街化区域のうち、当面重点的に市街化を図るべき区域は、次のとおりとする。

【市町名、区域名】

新居浜市、新居浜駅前地区

新居浜市、旦の上地区

西条市、下喜多川地区

東予市、三津屋東地区

東予市、壬生川地区

(5) 重点的に整備すべき面的開発事業

土地区画整理事業、新居浜市、新居浜駅前地区

土地区画整理事業、新居浜市、旦の上地区

土地区画整理事業、西条市、下喜多川地区

土地区画整理事業、東予市、三津屋東地区

土地区画整理事業、東予市、壬生川地区

4 交通体系整備の方針

(1) 基本方針

本区域は、県の東部に位置し、東西に走る国道 11 号を大動脈に、小松・今治を結ぶ国道 196 号及び、西条から高知に向かう国道 194 号によってネットワークが形成されており、これらを体系的に整備することは本区域内の都市の発展上、重要な課題である。このため、国道 11 号及び 196 号バイパス、国道 194 号の建設並びに県道、市町村道の整備を計画的に推進するとともに、更に四国縦貫自動車道及びこれと臨海工業地帯を結ぶ道路の計画的な整備を促進し、高速時代に対応した道路交通体系の整備に努めるものとする。また、大量性、高速性を有する鉄道については、通勤、通学及び貨物需要の動向等を勘案し、その有用性を高めるものとする。また、鉄道とバス、タクシーの交通の結節点の整備を促進し、交通の円滑化を推進する。

主要都市間交通需要の見通し（単位トリップ）

【都市間名、昭和 55 年、昭和 65 年、65/55】

区域内

新居浜市－西条市、	13,772,	18,478,	1.34
新居浜市－東予市、	2,751,	3,640,	1.32
東予市－西条市、	4,341,	5,780,	1.33
西条市－丹原町、	1,309,	1,774,	1.36
西条市－小松町、	3,299,	4,322,	1.31

区域外

新居浜市－松山市、	1,732,	2,393,	1.38
新居浜市－今治市、	970,	1,383,	1.43
新居浜市－三島市、川之江市、	3,577,	4,846,	1.35
新居浜市－香川県、	809,	1,372,	1.70
西条市－松山市、	1,461,	1,960,	1.34
西条市－今治市、	2,153,	3,000,	1.39
西条市－三島市、川之江市、	447,	581,	1.30
西条市－香川県、	289,	467,	1.62

東予市－松山市、	824,	1,104,	1.34
東予市－今治市、	8,225,	8,704,	1.40

都市別発生集中量の見通し（単位トリップエンド）

【市町名、昭和 55 年、昭和 65 年、65/55】

新居浜市、	232,741,	306,358,	1.32
西条市、	94,448,	126,117,	1.34
東予市、	73,379,	97,537,	1.33
小松町、	20,888,	27,473,	1.32
丹原町、	27,332,	35,963,	1.32
東予広域行政区域計	448,788,	593,448,	1.32

（２）整備水準の目標

本区域の道路交通施設の整備については、現在の交通混雑の解消を図るとともに幹線道路網を適切に配置し、整備を行うものとする。道路網計画は、市街地の発展を予測するとともに、市街地の動向等を考慮し、交通混雑の解消を図るよう整備するものとするが、市街地道路整備済み延長密度は、昭和 59 年度末の 1.3km/km² を、昭和 65 年には 1.7km/km²、21 世紀初頭には 3.5km/km² とすることを目標に整備する。

（３）根幹的交通施設等の整備方針

①道路

本区域は、香川、高知県及び県内各都市圏を結ぶ交通の拠点区域であり、四国縦貫自動車道の整備により、今後さらに、広域交通の大幅な増加が予想される。この増大する広域交通に対処するとともに、区域内に集中発生する交通を円滑に処理するため、次の方針により、道路の骨格を強化するものとする。

（ア）地域間交通を処理するため、国道 11 号バイパス、国道 196 号バイパス、国道 194 号、さらに四国縦貫自動車道の整備を促進するものとする。

（イ）地区間交通を処理するものとして、主要地方道壬生川・新居浜・野田線を促進する。

（ハ）都市内交通に対しては、各地区の集中発生、交通量の増大に対処して円滑に処理するため、土地利用計画と合わせて、幹線道路等都市内道路を適正に配置したネットワークを確保し、市街地の開発と整備を図りながら効率的な整備を促進する。

②駐車場

商業業務機能の集積の高い都心地区については、将来の駐車需要に応じた施設の確保に努め、適正な配置により利用サービスの向上を図るものとする。

③ 自動車ターミナル

都市部の通勤、通学などの流入交通の増大に対処し、都市内におけるバス交通の円滑化を図るため、バスターミナルなどの輸送施設の整備を図る。

④ 港湾

重要港湾である新居浜港及び東予港については、船舶の大型化及び取扱貨物量の増大に対処し、物流機能の拡充強化を図るため、けい留施設、臨港交通施設、港湾環境整備施設等の整備を図るものとする。

⑤ 交通管理

都心部については、適正な交通規則により歩行者及び公共輸送機関の利便性を高め、良好な都市環境の形成に努める。

重点的に整備すべき根幹的交通施設等の整備方針

おおむね5年以内に実施することを予定する主要な事業は、次の通りとする。

【種別、名称】

- 道路、(都) 高木中筋線
- 道路、(都) 船屋阿島線
- 道路、(都) 北新町港町線
- 道路、(都) 下泉中村松木線
- 道路、(都) 平形外山線
- 道路、(都) 西条駅前朔日市線
- 道路、(都) 古川玉津橋線
- 道路、(都) 西条駅前干拓地線
- 道路、(都) 三芳下貝田線
- 道路、(都) 新地北条線
- 道路、(都) 駅前通り線
- 道路、(都) 三津屋東線
- 道路、(都) 新屋敷船木線

5 自然環境の保全及び公共空地体系の整備方針

(1) 基本方針

東予広域都市計画区域は、東部から西部にかけて丘陵地帯が連なりそこから各水系が北に向かって流れ、その間の台地上に市街地が形成されており、緑豊かな都市としての環境を維持して来たが、今後も、積極的にこれら良好な自然環境の保全に努める。又区域内の公園緑地等公共空地については、長期的な観点から都市環境と緑地環境のバランスの保たれた街づくりを目指すため、生活環境の向上、景観の保全、市民のレクリエーション活動の促進及び災害の防止等の機能を総合的に発揮できるよう配置し、安全で文化的な都市づくりを目標に整備する。

(2) 緑地の確保水準

① 緑地の確保目標水準

【緑地確保目標量(75年)、市街化区域に対する割合、都市計画区域に対する割合】

約5,300ha、約80%、約19%

② 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

【年次、59、65、75】

都市計画区域内人口1人あたりの目標水準、4.0m²/人、8.5 m²/人、33.9 m²/人、

(3) 緑地の配置計画の概要

① 環境保全系統の配置方針

(ア) 新居浜市の郷山山麓、池田池周辺、国領川上流から大生院に至る丘陵地、加茂川上流一帯、西条市氷見から小松町大谷池へ至る丘陵地及び丹原町兼久池周辺から東予市医王山へ至る丘陵地については、市街地の拡大を規制し、良好な都市環境を構成するなど、環境保全価値の高い緑地であり、これらの保全を図る。

(イ) 永納山緑地、武丈、八堂山、伊曾乃緑地、広瀬公園、稲荷山等は歴史的風土の保全上必要な緑地であり、これらの保全を図る。

(ウ) 市街地内に点在する樹林地、社寺境内等は、市民が身近に接することができる緑地として、こ

これらの保全を図る。

- (エ) 国領川、室川、加茂川、中山川、大明神川等の河川は、生活系、自然系ともに環境保全価値の高い緑地であり、これらの保全を図る。

② レクリエーション系統の配置方針

- (ア) 住区基幹公園については、児童公園誘致距離を基本として配置し、近隣公園は原則として1近隣住区に1ヶ所、地区公園は4近隣住区に1ヶ所配置する。
- (イ) 都市基幹公園については、総合公園は新居浜市、西条市及び丹原町に配置し、運動公園は新居浜市、西条市及び東予市に配置する。
- (ウ) 広域公園については、適正な位置、規模で1ヶ所配置する。
- (エ) 特殊公園については、市街地内および周辺の文化財、史跡等の歴史的資源を取り囲む緑地、良好な樹林地及び水辺地等を利用して配置する。

③ 防災系統の配置方針

- (ア) 水害、土砂流出、傾斜地崩壊などの自然災害を防止する緑地として、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等を保全する。
- (イ) 都市災害に対処する緑地は、防災帯として国領川、東川、室川、加茂川、大明神川等を位置付けるほか、金子山緑地等を防災帯として配置する。
- (ウ) 避難地としては近隣公園以上の規模を持った公園緑地等を当てるものとし、避難路としては、避難計画に基づいて緑地等を配置する。
- (エ) 公害防止のため、臨海部の工業地帯と市街地部との間に緩衝緑地を配置する。

④ 総合的な緑地の配置方針

本区域における総合的な緑地配置計画は、新居浜市郷山から東予市永納山へ至る丘陵地と国領川、加茂川等の河川緑地を骨格とした格子環状型を基本とし、これに公園緑地等の公共空地、市街地内外の樹林地等を有機的にネットワークするよう配置する。

(4) 実現のための施策の方針の概要

① 公園緑地等の整備目標及び配置方針

(ア) 整備目標

都市公園など施設として整備すべき緑地については、昭和65年において8.5m²/人、昭和75年において33.9m²/人となるよう整備を図る。

(イ) 配置方針

【公園緑地等の種別、配置方針、整備目標（65年、75年）】

児童公園、各住区内に4ヶ所設置することを目標とし、188ヶ所、約32.13haの確保を図る。0.4m²/人、1.0m²/人、

近隣公園、各住区内に1ヶ所設置することを目標とし、29ヶ所、約58.6haの確保を図る。0.9m²/人、1.8m²/人、

地区公園、4～5住区内に1ヶ所設置することを目標とし、9ヶ所、約31.4haの確保を図る。0.6m²/人、0.9m²/人、

総合公園、新居浜市中萩西部地区の他3ヶ所、約40.0haの確保を図る。0.7m²/人、1.2m²/人、

運動公園、西条運動公園他3ヶ所、約52.0haの確保を図る。0.9m²/人、1.6m²/人、

その他の公園緑地等、特殊公園については、滝の宮公園の他12ヶ所、約300.64haの確保を図る。

広域公園については、1ヶ所、約80.0haの確保を図る。緑地については河川緑地及び緩衝緑地等を

36ヶ所、約521.8haの確保を図る。5.0m²/人、27.4m²/人、

② 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

良好な自然的環境の保全等を図るため緑地保全地区等の指定を以下のように進めるものとする。

【地区の種別、指定方針、指定目標】

風致地区、市街地内及び市街地に隣接した風致および景観がすぐれている箇所を保全するために新たに14ヶ所の指定を図る。約4,490ha

緑地保全地区、市街化区域内及び市街化区域に隣接する特にすぐれた自然環境を有す箇所を新たに10ヶ所の指定を図る。約49ha

(5) 重点的に保全または整備すべき主要な緑地、公共空地の保全整備計画

① おむね5年以内に整備を行うべき主要な公園緑地等

(ア) 住区基幹公園として山根公園、国領川緑地、小松中央公園等及びその他児童公園を年3ヶ所程度整備する。

(イ) 都市基幹公園として西条運動公園、東予市運動公園、丹原総合公園等の整備を図る

② おむね5年以内に指定を行うべき主要な緑地保全地区等

市街化区域内及び市街化区域に隣接した風致および自然環境が特にすぐれた地区を選定し、計画的に新規指定を行うものとする。

6 下水道および河川の整備方針

(1) 基本方針

① 下水道

本区域における居住環境及び公共用水域の水質保全に資するため、市街地については、公共下水道事業の早期完成を目指す。また、雨水による市街地の浸水被害を防止するため、公共下水道雨水渠整備に併せ、都市下水路の整備を計画的に推進する。

② 河川

近年都市化の進展とともに治水安全度が低下しつつあることから、河川改修を積極的に推進すると同時に、市街地の開発にあたっては総合的な治水対策を講じながら河川改修を図る。

(2) 整備水準の目標

① 下水道

公共下水道の昭和59年度末の総人口普及率は11.2%であるが、昭和65年には24.6%、21世紀初頭には、市街化区域については、全域下水道を整備し、市街化区域以外の区域については、密居集落、集居集落について下水道を整備すること等により、普及率を総人口に対し概ね90%を目標として整備に努める。

② 河川

河川改修については、緊急度の高い河川から順次整備を行い、長期的には、開発と整合した計画的な河川改修を図る。

(3) 下水道および河川の整備方針

下水道

公共下水道は、既成市街地及び周辺市街地において優先的に整備するとともに、新市街においても計画的な整備に努め良好な生活環境の確保と水域の水質保全を図る。また、市街化区域以外の区域においても、密居集落等について下水道を整備する。

河川

市街化に伴う雨水流出量の増大に対応するため、2級河川の尻無川、中山川、及び内川の改修を促進し、治水および災害防除に努める。また、河川敷の有効利用を図るため、国領川の河川環境整備事業を推進する。

(4) 重点的に整備すべき公共施設の整備方針

本区域における水害を解消し、都市の生活環境の向上を図るため、おおむね5年以内を実施することを予定する主要な事業は、次の通りである。

【種別、名称】

下水道

新居浜公共下水道（川東地区、上部地区）

西条公共下水道（中部地区）

東予市・丹原町公共下水道（壬生川地区、丹原地区）

江の口及び松神子都市下水路（新居浜市）

船屋都市下水路（西条市）

河川

尻無川河川改修事業

中山川河川改修事業

内川河川改修事業

7 その他の公共施設の整備方針

(1) 整備水準の目標

都市の住民が健康で文化的な都市生活を営む上で欠くことのできない水道、ごみ処理場、汚物処理場等の供給処理施設、学校、図書館等の教育文化施設、病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設、市場、と畜場、火葬場等の都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、市街地の拡大人口の増加に適切に対応し、施設の整備充実に努めるものとする。

(2) 主要な公共施設の整備方針

①ごみ処理施設

増大するごみに対処し、分別収集方式の充実と省資源の意識高揚を図るとともに、ごみ焼却場施設の近代化等整備充実に努める。

②卸売市場

増加する生活関連物資の円滑な流通を図り、物価の安定と生活の向上を推進するため、卸売市場の機能充実に努める。

③小・中学校

既存の小・中学校の充実につとめるとともに、児童生徒数の増加に対応して適正な規模による教育環境の向上を図る。

④その他の中核的施設

社会、文化活動の養成、健康の維持及び増進等に資するため、文化会館、コミュニティセンター、各種スポーツ施設の整備を推進する。

(3) 重点的に整備すべき公共施設の整備方針

おおむね5年以内を実施することを予定する主要な事業は、次の通りである。

【種別、名称】

小・中学校、（新居浜市）若宮小学校、金子小学校、泉川中学校、船木中学校

(西条市) 西条小学校、西条東中学校

(東予市) 河北中学校

8 公害防止又は環境の改善の方針

(1) 基本方針

近年の経済の急速な発展により、本区域は、工業化、都市化の傾向が進行しており、今後さらに、産業の発展、人口の集中が予想される。このような状況下における本区域の公害対策においては、「東予地域公害防止計画」を策定し、発生源対策及び都市環境の整備などの諸施設を総合的、計画的に実施した結果、大気汚染および水質汚濁等について全般的な改善をもたらし、一応の成果をおさめたが、なお、水質汚濁を防止するため、公共下水道、廃棄物処理施設及び都市再開発用地造成事業、港湾整備事業等による住工分離施策により総合的公害防止対策の推進を図る。

(2) 公害防止又は環境の改善のための施策の概要

① 土地利用対策

工業地については、生産環境を整備するとともに周辺環境の保全を図る。商業業務地については、その用地確保を図るとともに、都市機能の充実及び都市環境の改善を図る。住宅地については、住工混在地区の工場の移転を促進するなどして土地利用の純化を図るとともに都市施設の整備を図り、快適な住環境の形成に努める。新規開発地については、生活環境の整備と公害の未然防止を図る。

② 廃棄物対策

産業廃棄物については、産業廃棄物排出量の減量化、無害化に努め、廃棄物の処理処分については、排出事業者の指導、処理業者の育成指導、公共関与による処理方式の検討等の諸政策を推進する。

参考として定める事項

(1) 保留された人口フレーム

本区域における市街化区域人口には、保留された人口フレームの設定をしていない。

第 504 号議案 東予広域都市計画用途地域の変更 (愛媛県知事決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、備考 (構成比%、面積構成、その他)】

第 1 種住居専用地域、約 80ha、6/10 以下、4/10 以下、1.8%

約 511ha、8/10 以下、5/10 以下、11.1%

小計、約 591ha、12.9%

第 2 種住居専用地域、約 532ha、20/10 以下、6/10 以下、11.6%

住居地域、約 1,097ha、20/10 以下、26.1%

近隣商業地域、約 59ha、20/10 以下、1.3%

約 23ha、30/10 以下、0.5%

小計、約 82ha、1.8%

商業地域、約 254ha、40/10 以下、5.5%

準工業地域、約 230ha、20/10 以下、5.0%

工業地域、約 259ha、20/10 以下、5.7%

工業専用地域、約 1,440ha、20/10 以下、6/10 以下、31.4%

合計 約 4,585ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

東予広域都市計画の市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い、都市の健全な発展に資するため、建築物の用途、容積、形態等の既成の適正化を図り、良好な市街地環境の形成を図るため変更する。

第 505 号議案 今治広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更（愛媛県知事決定）

都市計画市街化区域及び市街化調整区域を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

II 市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発、保全の方針

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

今治広域都市計画区域は、瀬戸内海のほぼ中央に位置し、古くから阪神、中国、九州地方とを結ぶ海上交通の拠点として発展してきた。又、本区域はタオル製造業、縫製業、造船業等の産業が集積し、定住圏の拠点都市として重要な位置を占めている。さらに将来、瀬戸内海大橋の架橋を契機に中四国の結節点として交通、流通等の拠点機能が一層高まることが予想され、それに対応した都市整備を図ることが重要な課題となっている。このため、農林漁業との健全な調和を図りつつ、都市の健全な発展と秩序ある整備を進め、健康で文化的な都市生活及び都市機能の充実を図り定住圏としての魅力ある商工業都市を目指す。

(2) 都市計画区域の範囲

本都市計画区域の範囲は今治市の全域及び波方町、大西町、玉川町、朝倉村の一部を含み、その規模は次のとおりである。

【区分、市町名、範囲、規模】

今治広域都市計画区域、今治市、行政区域の全部、	7,485ha
波方町、行政区域の一部、	432ha
大西町、行政区域の一部、	1,383ha
玉川町、行政区域の一部、	1,333ha
朝倉村、行政区域の一部、	1,234 ha
合計	11,867ha

2 都市計画の目標

① 人口

本区域の将来における人口を次のとおり想定する。

区分、	昭和 50 年、	昭和 55 年、	昭和 65 年
都市計画区域内人口	137 千人、	141 千人、	162 千人
市街地内人口	88 千人、	90 千人、	108 千人
保留された人口			1.5 千人

② 産業

本区域における将来の産業の規模を次のとおり想定する。

区分	昭和 50 年、	昭和 55 年、	昭和 65 年
----	----------	----------	---------

生産規模			
工業出荷額	2,533 億円、	2,203 億円、	5,600 億円
卸小売業販売額	1,905 億円 (49 年)、	2,429 億円 (49 年)、	4,036 億円
就業者数			
第 1 次産業	8 千人 (12%)、	7 千人 (10%)、	6 千人 (8%)
第 2 次産業	29 千人 (41%)、	30 千人 (41%)、	37 千人 (47%)
第 3 次産業	33 千人 (47%)、	36 千人 (49%)、	35 千人 (45%)

③ 市街地の規模

本区域における人口と産業の見通しに基づき、かつ市街地の現況及び動向を勘案し、市街地の規模を次のとおり想定する。なお、市街化区域の規模は、2,000ha とする。

【市町名、市街地の面積（昭和 55 年、昭和 65 年）】

今治市、	1,642ha、	1,760ha
波方町、	63ha、	63ha
大西町、	170ha、	177ha
玉川町、		
朝倉村、		
合計	1,875ha、	2,000ha

2 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

① 業務地（官公庁施設）

都市機能の充実を図るため市役所、国及び県の出先機関等の立地する今治市の別宮町 1 丁目から旭町 1 丁目周辺は、今後も業務機能の集積を高め、土地利用の高度化を図るものとする。

② 商業地

(ア) 中心商業地

国鉄今治駅から今治港に至る地区は、今治広域都市圏の商業業務の中心を成し、百貨店、スーパー、銀行、専門店等の商業施設の集積が高く、すでに建築物の高層化、不燃化が進んでいる。これらの地区については、今後さらに広域商業の中心地区として位置づけ、その機能の充実と環境の整備に努める。

(イ) 一般商業地

今治市の商業業務地の周辺に広がる小売店連坦地区のほか、桜井、波止浜及大西町の既存商業地は、地区の中心商業地として機能の充実を図る。

③ 工業地

(ア) 既存工業地

本区域の工業は、造船工業・繊維工業が主要業種であり、造船及びその関連工業が波止浜及び大西町の臨海部に集積し、繊維工業等は市街地に分散し、小規模な工業地を形成している。これらの工業地のうち、すでに団地を形成しているものについては、周辺住宅地の環境に留意しつつ、今後とも既存工業地として維持するが、住宅地等に分散しているものについては、企業の動向を充分勘案しながら住宅地における混在を解消するよう努めるものとする。

(イ) 新規に開発すべき工業地

新規に開発すべき工業地としては、将来の工業用地需要の増大に対応するとともに、住宅地等に

散在する工場の移転先地として、今治市北浜、東鳥生、喜田村及び桜井河口地区に配置する。

④流通業務地

本区域の流通業務地は、今治港を中心に生鮮市場、卸売業、倉庫業、運輸業等が集積しており、今後、さらに多様な物流の拠点として施設整備を進め、機能の強化充実を図る。

⑤住宅地

(ア) 既成市街地の住宅地

既成市街地の住宅地は、環境の維持改善に努めつつ、比較的高密度な住宅地として整備する。

(イ) 新規に開発すべき住宅地

新規に開発すべき住宅地については、今治市乃万、日高、鳥生立花地区が主要なものであり、計画的な宅地開発を推進し、良好な居住環境の維持形成に努める。

(2) 市街地の密度構成に関する方針

① 地域内人口配分

市街地内の既成市街地、市街化進行地域及び新市街地における人口を次のとおり想定する。

【地域区分、昭和 55 年、昭和 65 年】

既成市街地、	63 千人、	76 千人
市街化進行地域		
新市街地	27 千人、	32 千人
人口フレームを保留する区域		1.5 千人
計	90 千人、	109.5 千人

② 密度構成に関する方針

市役所、県庁舎、百貨店等が立地する今治市の中心商業業務地は、高密度利用を図る。住宅地のうち既成市街地においては、良好な居住環境の維持改善に努めつつ中密度の利用を図り、また市街化進行地域及び新市街地において、概ね低密度利用を図ることによって、良好な住宅地の形成に努めるものとする。

(3) 住区構成とその整備の方針

住居の環境を良好に維持するため、適正な密度構成に従った住宅地の配分を行う。

また、住区はおおむね小学校区を基準とし、鉄道、幹線道路、河川等物理的な分断要素を勘案して設定する。既成市街地内住区については、既存の都市機能の更新を図りつつ、道路、公園、下水道、教育施設、集会所等の公共公益施設を整備し、良好な住環境の維持向上に努める。また新市街地の住区については、コミュニティの醸成を促進し、良好な居住環境を形成するため、道路公園等を適正に配置するなど、都市施設の基盤整備を図る。

(4) 市街化調整区域の土地利用の方針

①優良な農地として保全すべき区域

本区域の中央を貫流する蒼社川、頓田川沿岸地域は、肥沃な農耕地として利用され、かんがい排水施設、ほ場整備など生産基盤の整備が促進されており、これらの地域を農業生産性の高い集団農地については優良農地として保全に努める。

②災害防止上保全すべき区域

蒼社川、頓田川等の土砂流出のおそれのある地区及び保安林指定地区については、災害防止のため、これらの保全に努める。

③自然環境形成上保全すべき区域

瀬戸内海国立公園である今治市の波止浜、唐子浜、桜井、大西町の九王及び波方町の波方地区は自然地として保存する。このほか、市街地の背後にあって良好な景観を有する区域については、風致地区等を定め、それらの保全に努める。

④計画的な市街地整備の見通しがある区域

今治市の国分地区については、土地区画整理事業の見通しが明らかになった時点で、農業施策事業との調整を図った上で市街化区域への編入を行う。

3 市街地の開発及び再開発の方針

(1) 基本方針

中心商業業務地においては、交通体系の合理化に応じた土地利用の再編を進めるとともに用途転換を図り高度化に努める。既成市街地の住宅地においては、公共施設を整備し住環境の向上に努める。新市街地や市街化進行地域においては、土地区画整理事業の推進や地区計画制度の活用により、遊休土地の解消、有効な土地利用の増進など良好な市街地形成に努める。

(2) 市街化進行地域及び新市街地の整備方針

① 市街化進行地域

市街化進行地域については、土地区画整理事業を推進し、良好な居住環境を確保する。

特に点在する未利用地については、地区計画制度の活用により良好な環境形成を図るとともに有効な土地利用の増進に努める。

② 新市街地

新市街地の開発については、土地区画整理事業を積極的に採用し、優良な宅地の供給と公共施設の整備を図る。土地区画整理事業などに関する啓発活動を行い、住民の理解と協力を求め組合施設など民間が行う事業については、指導援助を行う。

(3) 既成市街地の再開発の方針

①高度利用に関する方針

今治市の商業業務施設が立地している中心市街地地区については、建築物の高層化を促進し、土地の高度利用を図るとともに、商業業務活動に必要な都市機能の向上に努める。特に、今治駅周辺については、交通結節点としての立地条件を活かした土地利用を図る。

②用途転換及び用途純化に関する方針

住宅地等に混在する工場の住工分離を促進するため、桜井河口地区等に新たな工業地を開発し、工場の移転誘導を促進する。

③劣悪な居住環境の改善に関する方針

既成市街地内の不良住宅密集地及び公共施設当の整備が著しく遅れている地区については、住宅地区改良事業等により、住宅事情の改善と環境整備に努める。

④既存の工業地における公害防止に関する方針

公害防止のため、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭などについてチェックを強化する。特に瀬戸内海の環境を保全するため工業排水については、監視体制を強化するとともに企業に対する融資制度を充実し、公害防止施設の整備を促進する。

(4) 市街地整備の方針

今治市の既成市街地に隣接している乃万、日高、鳥生立花地区及び大西町の宮脇地区については、公共施設の整備改善に努め、重点的に市街化を図る。

(5) 重点的に整備すべき面的開発事業

おおむね5年以内に実施することを予定する主要な事業は、次の通りとする。

土地区画整理事業、今治市、今治駅西地区

土地区画整理事業、今治市、国分地区

民間開発、今治市、桜井地区

公的機関の開発、大西町、宮脇地区

4 交通体系整備の方針

(1) 基本方針

本区域は、瀬戸内海のほぼ中央、県の北東部高縄半島に位置し、陸海交通の重要な拠点であり、南北に走る国道196号を大動脈に、松山から尾道に向かう国道317号とこれらを連結して主要地域を結ぶ県道、市町村道によってネットワークが形成され、今後、瀬戸内海大橋（尾道—今治ルート）の架橋地点として広域交通の大幅な増加、交通結節点としての重要性の高まりが予測されている。このため、瀬戸内海大橋の早期完成を期すとともに、これに対処する四国縦貫道への連絡道路の促進、国道196号バイパス、国道317号の建設及び県道、市町村道の整備を計画的に推進する。なお国鉄予讃本線は一般旅客をはじめ、通勤通学者の輸送に大きく貢献しているものの、今治市の中心市街地を東西に分断し、交通事故や交通渋滞を引き起こし、日常生活や生産流通活動に重大な支障をきたしている。この弊害を除くため、昭和58年から連続立体交差化事業を推進しており、今後この事業の一層の促進を図り、都市交通の円滑化と市街地の健全な発展を図る。

主要都市間交通需要の見通し（単位トリップ）

【都市間名、昭和55年、昭和65年、65/55】

区域内

今治市—朝倉村、	3,924,	5,398,	1.38
今治市—玉川町、	4,890,	6,542,	1.34
今治市—波方町、	8,206,	10,783,	1.31
今治市—大西町、	7,131,	9,781,	1.37
波方町—大西町、	905,	1,211,	1.34

区域外

今治市—松山市、	4,876,	7,036,	1.44
今治市—西条市、	2,153,	3,000,	1.39
今治市—新居浜市、	970,	1,383,	1.43
今治市—香川県、	282,	543,	1.93

都市別発生集中量の見通し（単位トリップエンド）

【市町名、昭和55年、昭和65年、65/55】

今治市、	248,947,	343,192,	1.38
波方町、	16,122,	20,868,	1.36
大西町、	22,203,	31,063,	1.33
玉川町、	10,866,	14,482,	1.29
朝倉村、	12,864,	17,520,	1.40
今治広域行政区域計	311,002,	427,125,	1.37

(2) 整備水準の目標

本区域の道路交通施設の整備については、現在の交通混雑の解消を図るとともに将来の本四架橋時代を展望し、幹線道路網を適切に配置し、整備を行うものとする。道路網計画は、市街地の発展を予測するとともに、市街地の動向等を考慮し、交通混雑の解消を図るよう整備するものとするが、市街地道路整備済み延長密度は、昭和 59 年度末の 1.5km/km²を、昭和 65 年には 1.9km/km²、21 世紀初頭には 3.5km/km²とすることを目標に整備する。

(3) 根幹的交通施設等の整備方針

①道路

本区域は、陸海の交通結節機能を有しており、本四架橋時代の到来により、将来さらに、広域交通の大幅な増加が予想される。この広域交通に対処するとともに、区域内に発生集中する交通を円滑に処理するために、次の方針により、道路の骨格を強化するものとする。

(ア) 広域交通を処理するため、瀬戸内海大橋と四国縦貫自動車道を連絡する道路の計画を推進するとともに国道 196 号バイパス、国道 317 号の整備を促進する。

(イ) 地区間交通を処理するものとして、主要地方道大西・波止浜港線の整備を促進する。

(ハ) 都市内交通に対しては、各地区の増大する発生集中交通を円滑に処理するため、土地利用計画と整合のとれた幹線道路等、都市内道路の適正なネットワークを確保し、市街地の開発と整備を図りながら、効率的な整備を促進する。

②都市高速鉄道

国鉄予讃本線により、今治市の中心市街地が二分され、深刻な交通渋滞を招くとともに、都市機能の健全な発展が阻害されている。このため、昭和 58 年から連続立体交差化事業を推進しているが、今後この事業の一層の促進を図り、都市交通の円滑化を図るとともに、周辺環境の整備、市街地の再開発を進める。

③ 駐車場

商業業務機能が集積し、駐車需要の大きい都心地区においては、駐車場施設の誘導確保に努め、その適切な配置により利用サービスの向上を図る。

④ 自動車ターミナル

都市内のバス交通の円滑化を図り、商業活動等の発展に寄与するため、バスターミナルなどの輸送施設の整備を図る。

⑤ 港湾

重要港湾今治浜港は旅客物流の拠点であり、今後予想される輸送手段の革新やフェリーの再編成に備え、貨物船と旅客船の分離、船舶の大型化、コンテナ化に対処できる新新港湾の整備及び現港の拡充を図る。

⑥ 交通管理

都心部においては、適正な交通規則を行い、歩行者及び公共輸送機関の利便性を高めることにより、良好な都市環境の形成に努める。

(4) 重点的に整備すべき根幹的交通施設等の整備方針

おおむね 5 年以内に実施することを予定する主要な事業は、次の通りとする。

【種別、名称】

道路、国道 196 号バイパス

道路、(主) 大西・波止浜港線

道路、(都) 宮脇片山線
道路、(都) 鳥生大浜八丁線
道路、(都) 大坪通土橋線
道路、(都) 今治本町波止浜高部線
道路、(都) 北宝来近見線
道路、国道 317 号の一部
道路、(都) 三芳下貝田線
道路、(都) 駅西大通線
道路、(都) 今治駅西泰山寺線
道路、(都) 鷺ノ町線

5 自然環境の保全及び公共空地体系の整備方針

(1) 基本方針

今治広域都市計画区域は、愛媛県の東北部にあり、瀬戸内海のほぼ中央に突出した高縄半島に位置し、その地域は東側及び西側の一部を海に、市街地は周囲を丘陵地に囲まれ、平野部の一方が海に面している。緑地の配置に当たっては、市街地及び周辺の緑地を保全しつつ、市街地の無秩序な外延的拡大を防止し、都市の骨格形成に資するよう市街地の動向や道路等をはじめとする都市施設との関連を十分勘案し、環境保全、景観、レクリエーション及び防災の 4 系統から計画を定め、当地域での緑地の均衡ある配置を図り、もって健康で安全かつ文化的な都市づくりを目標に整備する。

(2) 緑地の確保水準

① 昭和 75 年における緑地の確保目標水準

【緑地確保目標量 (75 年)、市街化区域に対する割合、都市計画区域に対する割合】

約 2,970ha、約 116%、約 25%

② 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

【年次、59、65、75】

都市計画区域内人口 1 人あたりの目標水準、4.2m²/人、10.1 m²/人、37.4m²/人、

(3) 緑地の配置計画の概要

① 環境保全系統の配置方針

環境保全系の緑地の配置は、その存在が都市内において有効に機能するよう考慮し、現存する良好な樹林地、水辺、ランドマーク等を保全してゆくだけでなく、これらを有機的に結ぶネットワークを形成する。

(ア) 市街地と関係の深い、今治市湊から大浜に至る大浜丘陵地、国立公園近見山、大谷墓園周辺地区、国立公園霊仙山一帯、浦手山等を市街地周辺環状緑地帯として配置する。

(イ) 玉川町犬塚池周辺地区及び今治市と朝倉村にかかる鹿の子池周辺地区も、すぐれた自然を有する緑地であり、環状緑地帯として配置していく。

(ウ) 歴史的風土を保全していくための緑地としては、志島ヶ原、吹揚公園、波止浜公園等があり、これらの緑地をスポット的に配置する。

(エ) 河川緑地は、生活系、自然系ともに保全の対象となるもので、蒼社川緑地、頓田川緑地を計画的に配置し環状緑地と結合させることで、放射環状の緑地パターンを形成する。

② 景観構成系統の配置方針

景観構成系の緑地は、当地域の個性ある風致景観を生かし、地区、住区のランドマーク、シンボ

ルマークとなるような郷土景観を構成する、現存緑地の保全を優先する。

- (ア) 今治市の中心市街地では、駅前、今治港前広場を核とし、面的には街路への植栽、ポケットパーク、タウンスクエア等の整備、民有緑地の推進等、都市の修景に資する緑地の整備を図る。
- (イ) 市街地にあつてすぐれた樹林を持つ都市公園緑地、歴史的、郷土的に意義のある社寺等の樹林を郷土景観を構成する緑地として保全する。
- (ウ) 市街地の背景となり、市街部を取り囲んでいる丘陵地、山地、波止浜、近見山、世田山等の保全を図る。

③ レクリエーション系統の配置方針

計画に当たっては、都市公園緑地を中心にして配置を行うが、その他の緑地についても、緑地の利用機能を重要視して都市公園緑地を補完するよう計画に取り入れるものとする。

- (ア) 住区基幹公園については、児童公園は原則として1住区に4ヶ所、近隣公園は原則として1住区に1ヶ所配置するものとするが、地区公園については、ある程度人口的にまとまりをもった数住区に1ヶ所配置する。
- (イ) 総合公園は今治市東村（海浜型）及び玉川町与和木地区（丘陵型）へ配置する。運動公園は、将来のレクリエーション需要の拡大に対応して新たな場所を計画配置し、現在の大新田公園の地区公園化を図る。
- (ウ) 広域公園は、沖浦海岸とその背後の丘陵地に配置し広域レクリエーション需要に対応する。
- (エ) 特殊公園や都市緑地は、市街地周辺の文化財、史跡等の歴史的資源、良好な樹林地及び水辺地等を利用し配置する。
- (オ) 国立公園は散策型のレクリエーション緑地として保全整備を図る。

④ 防災系統の配置方針

都市災害の防止、災害時における避難路及び避難場所、都市公害の緩和等に対処し得るよう、緑地について配置計画を定める。

- (ア) 大規模延焼火災の拡大防止を目的として、蒼社川緑地、大浜から近見山を通過して玉川町へ続く丘陵地を1級防災帯に当て、波方、大西の両市街地周辺の丘陵地及び頓田川を2級防災帯として当てる。
- (イ) 防災拠点の一次避難地としては、近隣公園以上の規模の公園緑地を位置づける。又広域的避難地としては、大新田公園、吹揚公園等をこれに当てる。
- (ウ) 公害防止のため、臨海部の工業地帯と市街地部との間に可能な限り、緩衝緑地を配置する。
- (エ) 市街地に接する斜面の樹林は、無秩序な市街化によって生じる地滑り、がけくずれ等を防止する機能を有する緑地として位置づける。

⑤ 総合的な緑地の配置方針

本区域の総合的な緑地の配置は、環状緑地を構成する丘陵地と放射状緑地を構成する河川を骨格とし、これに都市公園緑地をスポット的に配置するパターンをとり、環境保全、景観構成、レクリエーション及び防災の各機能を有する緑地の配置計画に基づいて、これらを重ね合わせて総合的な緑地の配置を行う。

(4) 実現のための施策の方針の概要

① 公園緑地等の整備目標及び配置方針

(ア) 整備目標

都市公園など施設として整備すべき緑地については、昭和65年においては約10.08m²/人、昭

和 75 年において 37.36m²/人となるよう整備を図る。

(イ) 配置方針

【公園緑地等の種別、配置方針、整備目標（65 年、75 年）】

児童公園、各住区内に 4 ヶ所設置することを目標とし、88 ヶ所、約 20.25ha の確保を図る。(1.03)

0.69m²/人、(1.73) 1.17m²/人、

近隣公園、各住区内に 1 ヶ所設置することを目標とし、17 ヶ所、約 28.35ha の確保を図る。(0.57)

0.38m²/人、(2.42) 1.64m²/人、

地区公園、4～5 住区内に 1 ヶ所設置することを目標とし、5 ヶ所、約 34.3ha の確保を図る。(1.01)

0.69m²/人、(2.92) 1.99m²/人、

総合公園、今治市東村と玉川町与和木、摺木地区に各々 1 ヶ所計、2 ヶ所約 32.9ha の確保を図る。

3.96m²/人、1.91m²/人、

運動公園、今治市阿方周辺に 1 ヶ所、約 20.0ha の確保を図る。0.47m²/人、1.16m²/人、

特殊公園、鹿ノ子池公園他 9 ヶ所、約 154.6ha の確保を図る。2.44m²/人、8.95m²/人、

広域公園、1 ヶ所、約 147ha の確保を図る。—m²/人、8.52m²/人、

緑地・緑道、河川緑地及び緩衝緑地等を 12 ヶ所、約 173.0ha の確保を図る。0.24m²/人、10.01m²/人

広場・墓園、墓園については、大谷墓園約 27.6ha、広場は 9 ヶ所、約 7.0ha の確保を図る。1.21m²/

人、2.01m²/人、

② 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

本区域では、市街地の背後にあって環境保全に寄与している緑地を風致地区に指定し、この地区と市街地の近隣に存する「瀬戸内海国立公園」(約 1,607 ha) を合わせた半環状的緑地パターンとして確保する。また、緑の少ない中心市街地にあって歴史的、文化的意義を有する神社、寺院の樹林を緑地保全地区に指定し、確保する。

【地区の種別、指定方針、指定目標】

風致地区、点在する国立公園区域の間を埋めるものとして、6 ヶ所の指定を図る。約 716.2ha

緑地保全地区、四国霊場第 55 番札所周辺 1 ヶ所、約 1.5ha

国立公園、既指定、約 1,607.5 ha

(5) 重点的に保全または整備すべき主要な緑地、公共空地の保全整備計画

① おおむね 5 年以内に整備を行うべき主要な公園緑地等

(ア) 住区基幹公園として児童公園を 10 ヶ所、近隣公園 1 ヶ所、地区公園として波方公園を整備する。

(イ) 都市基幹公園として桜井総合公園、東村海岸公園、玉川総合公園の整備を図る。

(ウ) 特殊公園として鹿ノ子池公園、市制 50 周年記念公園、交通公園等の整備を図る。

(エ) 緑地、墓園として、泉川緑地、大谷墓園の整備を図る。

② おおむね 5 年以内に指定を行うべき主要な緑地保全地区等

緑地保全地区、風致地区は、今後の市街化の動向、諸開発計画の状況等を見極め、目標年次までに必要なものから順次指定を図るものとする。

6 下水道および河川の整備方針

(1) 基本方針

近年、急速な都市化の進展に伴い、生活産業用水の増加、市街地の保水機能の低下などにより、水循環機能に大きな変化が生じており、このため河川と下水道の都市排水に係る総合的な機能を持たせ総合排水計画に基づく事業の展開を図る。下水道については、公共用水域の水質保全を図りながら、

公共下水道の整備を行う。河川については、近年都市化の進展に伴い、治水安全度が低下しつつあることから、河川改修を積極的に行うとともに市街地の開発にあたっては、流域が本来有している保水、遊水機能と調和を図りつつ総合的な治水対策を図る。

(2) 整備水準の目標

今治圏における下水道の普及率は昭和 65 年で 50%、昭和 75 年で 70%を目標とする。都市内中小河川については長期的には、時間雨量 40mm 相当の降雨に対応する河川改修を図ることとするが、暫定措置として雨水貯留等を配慮しつつ、河道整備等の治水対策を実施する。

(3) 下水道および河川の整備方針

①下水道

今治市においては、すでに一部供用開始を行っているが、公共用水域の水質を保全するため、引き続き公共下水道の導入を計画するとともに、簡易な下水道等の整備を一層促進する。

②河川

浅川、樋ノ口川などの河川改修事業を積極的に進めるとともに、流域内の各種開発事業などの調整を図り、総合的な治水対策を講ずる。

(4) 重点的に整備すべき公共施設の整備方針

公共下水道については、今治市が事業を進めているが引き続き今治終末処理場の増設、近見ポンプ場及び天保山第 2 中継ポンプ場の建設、管渠の整備促進を図るとともに処理区域の拡大に努める。加えて、今治市・波方町公共下水道処理場の建設及び管渠の整備促進を図る。

7 その他の公共施設の整備方針

(1) 整備水準の目標

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、土地利用方針を定め、基幹的都市施設の推進に努めるほか、教育文化施設、社会福祉施設、各種供給処理施設等の適切な確保を図る。

(2) 主要な公共施設の整備方針

①教育文化施設

今治市に郷土資料、美術、博物等の教育に資する基幹的文化施設としての総合文化センターを計画するほか、図書館、武道館、社会教育センターの設置を検討する。又、人口増加に対処した小中学校施設の充実につとめ、大西町においては中央公民館など各種施設の整備充実に努める。

②供給処理施設

今治市町谷地区に立地するごみ焼却場施設の整備充実に努め、処理量の増大に対処するほか、水道施設の増強に努める。

③ その他の中核的施設

人口の地域格差等の現状に対処しつつ、住区単位におけるコミュニティ施設、広場等の整備に努める。

(3) 重点的に整備すべき公共施設の整備方針

今治市の総合文化センターのほか、今治市及び大西町の図書館、大西町の中央公民館など各種施設の整備に努める。

参考として定める事項

(1) 保留された人口フレーム

地域区分、	昭和 55 年、	昭和 65 年
都市計画区域内人口	141 千人、	162 千人

市街化区域内人口	90 千人、	109.5 千人
配分する人口	—	108 千人
保留する人口フレーム		1.5 千人
特定保留		1.5 千人
一般保留		—

第 506 号議案 今治広域都市計画用途地域の変更（愛媛県知事決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、備考（構成比%、面積構成、その他）】

第 1 種住居専用地域、	約 78ha、	8/10 以下、	5/10 以下、	3.9%
第 2 種住居専用地域、	約 261ha、	20/10 以下、	6/10 以下、	13.1%
住居地域、	約 972ha、	20/10 以下、		49.0%
近隣商業地域、	約 54ha、	20/10 以下、		2.7%
	約 24ha、	30/10 以下、		1.2%
小計、	約 78ha、			3.9%
商業地域、	約 103ha、	40/10 以下、		5.2%
	約 14ha、	50/10 以下、		0.7%
小計、	約 117ha、			5.9%
準工業地域、	約 327ha、	20/10 以下、		16.5%
工業地域、	約 101ha、	20/10 以下、		5.1%
工業専用地域、	約 52ha、	20/10 以下、	6/10 以下、	2.6%
合計	約 1,986ha、			100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

今治広域都市計画の市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い、都市の健全な発展に資するため、建築物の用途、容積、形態等の既成の適正化を図り、良好な市街地環境の形成を図るため変更する。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

第 501 号議案

松山工事事務所長：図面の南端に大洲バイパスがあります。これは自動車専用道として事業化しています。

これに接して住居系になっているが、国道 43 号等全国的にも問題があるように、専用道のそばは環境上問題の少ない用途、たとえば準工とか近隣商業とかに変更を願いたい。

事務局：国道 56 号線バイパス沿線に土地区画整理事業として約 100m ほど接近している場所があり、住宅地の開発をしている。この道路の端部と区画整理事業の境界に側道を入れており、15m～20m の距離がある。住居地域としては、環境施設帯に代わるものとして 10m 以上確保することになっているが、距離は確保できている。また、区画整理事業に関連して地区計画を検討しており、環境

になじむような土地利用を図ってゆきたい。変更には当たらないと思う。

松山工事事務所長：地区計画で対応できるということか。

事務局：そうです。

第 503 号議案

事務局：(比較対照表について) 東予広域合計では 446ha が増加、61 ha を廃止するので、差引 385 ha が増加する。用途地域の合計 4,585 ha と市街化区域面積 4,600 ha との差 15 ha は西条運動公園の区域を無指定にしているためです。

番号 1 の新居浜市黒島地区、12 の黒島港地区、24 の多喜浜地区は公有水面埋立法による埋立地で周辺と一体的な工業地とするもので、黒島地区と多喜浜地区は工業専用地域、黒島港地区は工業地域に指定する。

番号 2 の新居浜市喜光地地区は人口集中地区であり市道大生院船木線の両側は当地域の商店街であるが、この市道を境として市街化区域と市街化調整区域に分かれている。周辺と一体的な商業地及び住宅地とするもので、宅地化率 63%の区域を市街化区域に編入し、住居地域と商業地域に指定する。

番号 3 の新居浜市西の土居地区は市街化区域に接した人口集中地区であり、幹線街路は整備中、区画道路はほとんど整備されている。宅地化率 52%の区域を市街化区域に編入し、第 2 種住居専用、住居地域及び商業地域に指定する。

番号 4 の新居浜市西の田所地区は市街化区域に接した人口集中地区であり、宅地化率 100%である。現在駐車場として利用されているが、区域区分の境界が不明確で、明確化するために編入し、第 2 種住居専用に指定する。

番号 5 の新居浜市徳常地区は市街化区域に囲まれた人口集中地区であり、幹線街路は整備済み、区画道路はほとんど整備されている。宅地化率 56%の区域を市街化区域に編入し、住居地域及び商業地域に指定する。

番号 6 の新居浜市新須賀地区は市街化区域に接した人口集中地区であり、幹線街路は整備済み。宅地化率 47%の区域を市街化区域に編入し、第 2 種住居専用、住居地域及準工業地域に指定する。

番号 7 の新居浜市菊本地区は公有水面埋立法による埋立が完了して市街化区域に編入するもので、工業専用地域と工業地域に指定する。

番号 8 の新居浜市菊本地区は公有水面埋立計画の変更により区域が縮小されたため、市街化区域から市街化調整区域に変更する。

番号 9 の新居浜市惣開地区は公有水面埋立法による埋立が完了して市街化区域に編入するもので、工業専用地域に指定する。

番号 10 の新居浜市惣開地区は公有水面埋立計画の変更により区域が縮小されたため、市街化区域から市街化調整区域に変更する。

番号 13 の新居浜市岩鍋地区は、隣接する工場の排煙公害により人家が集団移転して地区で、市街化区域として不適当な地区のため、市街化調整区域に変更する。

番号 14 の新居浜市惣開地区は公有水面埋立法による埋立が完了して市街化区域に編入するもので、工業専用地域に指定する

番号 11 の新居浜市沢地区は、計画していた宅地開発計画が中止となったこと、当分の間営農が継続されることが確実なため、市街化区域から市街化調整区域に変更する。

番号 16 の西条市市塚地区は公有水面埋立法による埋立が完了して市街化区域に編入するもので、工業地域と工業専用地域に指定する。なお、西条運動公園の区域は無指定にしている。

番号 15 の西条市船屋地区は公有水面埋立法による埋立が実施中で、進出企業の誘致が内定しているため市街化区域に編入するもので、工業専用地域に指定する。なお、船屋地区の 145.6 ha は埋立工事中で、完了が確定する時点で市街化区域に編入することとし、特定保留とする。

番号 17 の小松町中ノ坪地区は、当分の間営農が継続されることが確実で、計画的市街地整備の見込みがないため、市街化区域から市街化調整区域に変更する。

番号 18 の小松町妙口地区は、市街化区域に囲まれた農地であるが、既設団地と一体的な町営住宅団地として計画的に整備するため市街化区域に編入し、第 1 種住居専用地域に指定する。

番号 19 の丹原町池田地区は市街化区域に接し、河川改修に伴う付替え河川と県道に囲まれた狭長な区域で、区域境界が不明確になったので、付替え河川で境界を明確にし、周辺と一体的な市街化を図るため市街化区域に編入するもので、住居地域に指定する。

番号 20 の東予市三津屋地区は、実施中の土地区画整理事業区域内であるため市街化区域に編入するもので、準工業地域に指定する。

番号 21 東予市北条地区、番号 22 今在家地区、番号 23 今在家地区は公有水面埋立法による埋立完了して市街化区域に編入するもので、北条地区、番号 23 の今在家地区は工業専用地域、番号 22 の今在家地区は工業地域に指定する。

公聴会は 61 年 5 月 9 日に実施、9 名の公述人から意見公述があった。この意見を検討した結果、「調整区域編入に反対」「縮小を望む意見」の 2 地区について素案を修正した。

委員：都市計画法ではおおむね 5 年ごとに線引の見直しを行うことになっているが、東予、今治地域では 12 年にもなった。不況の影響もあるが、線引をめぐる問題の解決が困難であったことと理解している。地権者にとっては、線引きは私権を制限するものであり、柔軟で速やかに対応することが必要だ。

事務局：次回の見直しには、柔軟かつ早期決定に努力したい。

第 505 号議案

事務局：(比較対照表について) 今治広域合計では 185.2ha が増加、60.5 ha を廃止するので、差引 124.7ha が増加する。用途地域の合計 1,985 ha と市街化区域面積 2,000 ha との差 15 ha は吹揚公園と大新田公園の区域を無指定にしているためです。

番号 1 の今治市波止浜地区は、公有水面埋立法による埋立が完了して市街化区域に編入するもので、工業専用地域に指定する。

番号 2 の今治市近見地区は、市街化区域に接した宅地化率 96%の区域である。幹線街路に接続する道路を整備し、周辺と一体的な住宅地の形成のため市街化区域に編入し、住居地域に指定する。

番号 3 の今治市別宮地区は、市街化区域に接した宅地化率 53%の区域であり、市が幹線街路に接続する道路を整備し、周辺と一体的な住宅地を形成するため市街化区域に編入するもので、第 1 種住居専用地域と住居地域に指定する。

番号 4 の今治市乃万地区は、国道 196 号バイパスと市街化区域に接した宅地化率 47%の区域であり、国道 196 号バイパス及び接続道路も整備済みである。周辺と一体的な住宅地を形成するため市街化区域に編入するもので、住居地域と準工業地域に指定する。

番号 5 の今治市日高地区は、市街化区域に接した宅地化率 45%の区域であり、国道 317 号及び国

道 196 号バイパスが整備されている。地区計画を進めて周辺と一体的な住宅地を形成するため市街化区域に編入するもので、第 2 種住居専用地域、住居地域と準工業地域に指定する。

番号 6 の今治市蒼社川地区は、大規模な河川区域であるため、市街化区域から市街化調整区域に変更する。

番号 7 の今治市城東地区は、公有水面埋立法による埋立が完了し、幹線街路も整備済みであること、また埋立地と現行市街化区域に囲まれた地区は宅地化率 90%と進んでいるため、市街化区域に編入するもので、住居地域と工業地域に指定する。

番号 8 の今治市城東地区は、人口集中地区で宅地化率 42%の地区である。幹線街路も整備済みで、周辺と一体的な住宅地形成のため市街化区域に編入し、準工業地域に指定する。

番号 9 の今治市鳥生地区は、人口集中地区で宅地化率 68%の地区である。幹線街路に囲まれた地区である。以前からタオル工場等の工場地として宅地化が進んでおり、周辺と一体的な工業系用地とするため市街化区域に編入し、準工業地域に指定する。

番号 10 の今治市鳥生地区は、人口集中地区で宅地化率 54%の区域である。地区内の幹線街路は整備中で、周辺と一体的な住宅地形成のため市街化区域に編入し、第 2 種住居専用地域、住居地域及び準工業地域に指定する。

番号 12 の今治市立花地区は、大部分が人口集中地区で宅地化率 55%の区域である。地区内の幹線街路は整備中で、地区計画を進めて周辺と一体的な住宅地を形成するため市街化区域に編入するもので、第 2 種住居専用地域、住居地域と準工業地域に指定する。

番号 13 の今治市国分地区は、地元の営農意思が強く、当初計画されていた土地区画整理事業が中止となったため、市街化区域から市街化調整区域に変更する。

番号 14 の今治市国分地区は、民間開発による計画的な開発事業が完了した地区で、周辺と一体的な住宅地を形成するため市街化区域に編入するもので、第 1 種住居専用地域に指定する。

番号 15 の今治市国分地区は、組合施行による土地区画整理事業が計画されている。その具体的な計画ができた時点で市街化区域に編入することとして、面積約 19.0ha を特定保留とする。

番号 16 の今治市桜井地区は、市街化区域に接した水田地帯であったが、現在では水田も 3ha となっている。地区内の幹線街路は整備中で、地区計画を進めて計画的に工業地を形成するため市街化区域に編入するもので、準工業地域に指定する。

番号 11 の大西町新町地区、番号 19 の大井浜地区、番号 20 の新町地区は、公有水面埋立法による埋立が完了して市街化区域に編入するもので、工業専用地域に指定する。

番号 17 の大西町宮脇地区は、国道 196 号と市街化区域に接した区域で公共施設を計画的に整備するため市街化区域に編入するもので、住居地域に指定する。

番号 18 の大西町別府地区は、地元の営農意思が強く、市街地形成の見込みがないため、市街化区域から市街化調整区域に変更する。

第 79 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 62 年 11 月 30 日）

（会長職務代理者）

第 507 号議案 伊予三島都市計画下水道の変更（伊予三島市決定）

伊予三島都市計画伊予三島公共下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：伊予三島公共下水道
- 2 処理区域又は排水区域

【名称、面積、備考】

伊予三島公共下水道、約 674ha、処理区域、村松分区 78ha、中之庄分区 177ha、寒川分区 98ha、三島分区 321ha、処理区域計約 674ha 排水区域、長谷川排水区 61.3ha、大谷川排水区 135.4ha、井関川排水区 95.5ha、宮川排水区 125.3ha、海岸寺川排水区 125.3ha、赤之井川排水区 83.6ha、堀子川排水区 47.6ha、排水区域計約 674ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

3-1 汚水幹線

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

寒川第 1 汚水幹線、伊予三島市寒川町字江ノ元、伊予三島市寒川町字西浜、0.30m～0.50m、約 790m、寒川分区

寒川第 2 汚水幹線、伊予三島市寒川町字江ノ元、伊予三島市寒川町字江ノ元、0.25m、約 280m、寒川分区

寒川汚水圧送幹線、伊予三島市中之庄町字浜之前、伊予三島市寒川町字江ノ元、0.25m、約 1,230m、寒川分区

中之庄第 1 汚水幹線、伊予三島市中之庄町字浜之前、伊予三島市中央 5 丁目、0.20m～0.90m、約 2,490m、中之庄分区

中之庄第 2 汚水幹線、伊予三島市金子 2 丁目、伊予三島市金子 2 丁目、0.25m、約 170m、中之庄分区

中之庄第 3 汚水幹線、伊予三島市中之庄町字浜之前、伊予三島市中之庄町字汐汲道、0.25m～0.80m、約 780m、中之庄分区

中之庄第 4 汚水幹線、伊予三島市中之庄町字頭王、伊予三島市中之庄町字頭王、0.25m、約 330m、中之庄分区

三島第 1 汚水幹線、伊予三島市中央 1 丁目、伊予三島市中曾根町字下秋則、0.25m～0.80m、約 2,060m、三島分区

三島第 2 汚水幹線、伊予三島市中央 1 丁目、伊予三島市中央 5 丁目、0.25m～0.35m、約 990m、三島分区

三島第 3 汚水幹線、伊予三島市宮川 3 丁目、伊予三島市中曾根町字井垣、0.25m～0.80m、約 950m、三島分区

三島第 4 汚水幹線、伊予三島市宮川 2 丁目、伊予三島市朝日 3 丁目、0.25m～0.80m、約 1,070m、三島分区

三島第 5 汚水幹線、伊予三島市金子 1 丁目、伊予三島市金子 1 丁目、0.8m、約 100m、三島分区

三島第 6 汚水幹線、伊予三島市朝日 1 丁目、伊予三島市朝日 3 丁目、0.20m～0.80m、約 760m、三島分区

三島汚水圧送幹線、伊予三島市金子 1 丁目、伊予三島市中央 1 丁目、0.40m、約 750m、三島分区

村松汚水幹線、伊予三島市村松町字日吉縄、伊予三島市下柏町字定宗、0.25m～0.80m、約 2,030m、村松分区

村松汚水圧送幹線、伊予三島市朝日町 2 丁目、伊予三島市村松町字日吉縄、0.20m、約 1,640m、村松分区

処理場吐口及び放流管渠、伊予三島市中之庄町字浜之前、伊予三島市中之庄町字浜之前、0.90m、約 60m、伊予三島村処理区、放流先、燧灘

その他、0.2m～0.25m、約 108,320m

3-2 雨水幹線

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

長谷川第 1 雨水幹線、伊予三島市寒川町字大倉、伊予三島市寒川町字大倉、1.30m、約 130m、長谷川排水区

長谷川第2雨水幹線、伊予三島市寒川町字原口、伊予三島市寒川町字原口、1.20m、約190m、長谷川排水区
長谷川第3雨水幹線、伊予三島市寒川町字西浜、伊予三島市寒川町字西浜、1.30m、約400m、長谷川排水区
大谷川第1雨水幹線、伊予三島市中之庄町字倉之内、伊予三島市中之庄町字浜之前、1.00m、約340m、
大谷川排水区

大谷川第2雨水幹線、伊予三島市中之庄町字宮ノ北、伊予三島市中之庄町字宮ノ上、1.05m～1.80m、
約950m、大谷川排水区

大谷川第3雨水幹線、伊予三島市中之庄町字頭王、伊予三島市中之庄町字汐汲道、1.10m～1.20m、約
610m、大谷川排水区

大谷川第4雨水幹線、伊予三島市中之庄町字宮ノ北、伊予三島市中之庄町字宮ノ上、1.20m～1.30m、
約910m、大谷川排水区

井関川第1雨水幹線、伊予三島市中曾根町字下石床、伊予三島市中曾根町字中石床、1.30m、約670m、
井関川排水区

井関川第2雨水幹線、伊予三島市中央5丁目、伊予三島市中央5丁目、1.10m、約80m、井関川排水区

井関川第3雨水幹線、伊予三島市金子1丁目、伊予三島市金子2丁目、1.10m、約160m、井関川排水区

宮川第1雨水幹線、伊予三島市中曾根町字寒柿、伊予三島市中曾根町字溝又、1.00m～1.10m、約240m、
宮川排水区

宮川第2雨水幹線、伊予三島市中曾根町字溝又、伊予三島市中曾根町字生吉、1.40m、約490m、宮川排水区

海岸寺川第1雨水幹線、伊予三島市中曾根町字井垣、伊予三島市中曾根町字井垣、1.00m
～1.40m、約400m、海岸寺川排水区

海岸寺川第2雨水幹線、伊予三島市朝日1丁目、伊予三島市朝日1丁目、1.10m、約190m、海岸寺川排水区

赤之井川雨水幹線、伊予三島市朝日2丁目、伊予三島市朝日2丁目、1.10m～1.50m、約300m、赤之井川排水区

堀子川雨水幹線、伊予三島市村松町字日吉縄、伊予三島市村松町字蛭子縄、1.20m～1.50m、約670m、
堀子川排水区

村松ポンプ場吐口及び放流渠、伊予三島市村松町字日吉縄、伊予三島市村松町字日吉縄、1.50m、約
90m、村松排水区、放流先、川茂川

その他、0.5m～0.9m、約33,700m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

三島汚水中継ポンプ場、伊予三島市中央1丁目、約360m²、揚水量0.2033m³/秒（污水）

寒川汚水中継ポンプ場、伊予三島市寒川町字江ノ元地先、約700m²、揚水量0.0707m³/秒（污水）

村松ポンプ場、伊予三島市村松町字日吉縄、約2,000m²、揚水量0.0366m³/秒（污水）、
揚水量3.620m³/秒（雨水）

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

伊予三島市終末処理場、伊予三島市中之庄町字浜之前、約45,000m²、標準活性汚泥法
処理水量23,100m³/日（日最大）、0.2674m³/秒（日最大）

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本市の公共下水道は昭和 47 年に新都市計画法に基づく都市計画決定を行い、昭和 48 年から事業に着手した。その後昭和 56 年には排水区域面積約 674ha の拡大変更を行い、鋭意下水道の整備を進めているところである。今回、「寒川港都市再開発用地造成事業」に伴い、寒川地区の効率的な整備を図るため、この造成地の一面に寒川汚水中継ポンプ場を計画することとし、併せて関連する幹線の統廃合を行い変更するものである。

第 508 号議案 東予広域都市計画緑地の変更（西条市決定）

都市計画緑地に第 4 号秋吉緑地を次のように追加する。

【名称（番号、緑地名）、位置、面積、備考】

4、秋吉緑地、西条市朔日市字秋吉地内、約 0.05 ha、都市緑地

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

計画地は市街地北部の住居地域に位置する。都市景観の向上及び市街地の緑の増加を図り、付近住民の憩いの場となるよう、当地区に都市緑地を整備したい。

第 509 号議案 東予広域都市計画土地区画整理事業の決定（東予市決定）

都市計画三津屋東土地区画整理事業を次のように変更する。

名称：三津屋東土地区画整理事業

面積：約 19.6ha

公共施設の配置

道路：【種別、名称、幅員、延長、備考】

幹線街路、3,4,39 駅前通り線、20m、約 400m、都市計画施設

幹線街路、3,5,45 三津屋東線、12m、約 390m、都市計画施設

その他区画街路、特殊街路は幅員 9.0m～4.0m を適宜配置する。

公園及び緑地：【種別、名称、面積、備考】

近隣公園、3,3,5 三津屋東 1 号公園、約 1.0ha、都市計画施設

児童公園、2,2,19 三津屋東 2 号公園、約 0.15ha、都市計画施設

公園は施行地区内の 2 か所に配置し、施行面積の約 6%を確保する。

下水道：【種別、名称、幅員、延長、備考】

公共下水道、東予市丹原町公共下水道、

三津屋 1 号雨水幹線、1.6m～2.4m、約 455m、都市計画施設

三津屋 2 号雨水幹線、1.4m、約 450m、都市計画施設

三津屋 3 号雨水幹線、1.3m～1.7m、約 428m、都市計画施設

中央 1 号汚水幹線、0.8m～0.9m、約 447m、都市計画施設

中央 2 号汚水幹線、0.7m、約 54m、都市計画施設

その他の公共施設：上水道は、本事業と同時施行により、水道管理者により整備する。

宅地の整備：住宅地としての発展を予想して約 200 m²～300m²を標準画地とする。

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由書

本地区は昭和 59 年 12 月 20 日に都市計画決定を行い、鋭意事業を推進して来たところであるが、昭和 62 年 5 月 26 日に本地区の北側が市街化区域に編入されたことに伴い、同区域を本地区に追加し、都市計

画街路及び区画街路等の公共施設の整備改善を一体的に行うことにより健全な市街地の形成を図り、もって公共の福祉に資するものである。

第 510 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（愛媛県知事決定）

東予広域都市計画東予市・丹原町公共下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：東予市・丹原町公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

東予市・丹原町公共下水道、約 256ha、

（污水）東予市（壬生川処理分区、約 98ha、三津屋処理分区、約 83ha、計、約 181ha）、
丹原町（丹原処理分区、約 75ha、計、約 75ha、

（雨水）東予市（壬生川第 1 排水区、約 2ha、壬生川第 2 排水区、約 54ha、壬生川第 3 排水区、約 2ha、壬生川第 4 排水区、約 29ha、大曲川第 1 排水区、約 7ha、大曲川第 2 排水区、約 3ha、大曲川第 6 排水区、約 2ha、大曲川第 7 排水区、約 1ha、三津屋排水区、約 74ha、崩口川第 3 排水区、約 2ha、崩口川第 4 排水区、約 4ha、計、約 181ha 丹原町（丹原第 1 排水区、約 38 ha、丹原第 2 排水区、約 23ha、丹原第 3 排水区、約 12ha、丹原第 5 排水区、約 2ha、計、約 75ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

3-1 污水幹線

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

中央 1 号污水幹線、東予市三津屋、周桑郡丹原町大字丹原、0.5m～1.0m、約 5,350m、丹原処理分区、三津屋処理分区

丹原 2 号污水幹線、周桑郡丹原町大字願連寺、周桑郡丹原町大字願連寺、0.40m、約 400m、丹原処理分区

中央 2 号污水幹線、東予市三津屋、東予市三津屋、0.7m～0.8m、約 1,410m、壬生川、三津屋処理分区

壬生川 1 号污水幹線、東予市三津屋、東予市壬生川、0.8m、約 230m、壬生川処理分区

壬生川 2 号污水幹線、東予市三津屋、東予市壬生川、0.3m、約 100m、壬生川処理分区

No.1 吐口、東予市三津屋、1.0m、約 30m、東予・丹原浄化センター放流管

その他、その他、0.2m～0.8m、約 35,320m、分流式污水管渠

3-2 雨水幹線

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

丹原 1 号雨水幹線、周桑郡丹原町大字池田、周桑郡丹原町大字願連寺、2.4m～2.5m、約 970m、丹原第 1 排水区

丹原 3 号雨水幹線、周桑郡丹原町大字願連寺、周桑郡丹原町大字池田、1.6m～1.7m、約 480m、丹原第 1 排水区

丹原 4 号雨水幹線、東予市周布、周桑郡丹原町大字池田、1.7m～2.2m、約 1,130m、丹原第 2 排水区

丹原 5 号雨水幹線、東予市周布、周桑郡丹原町大字願連寺、1.9m～2.2m、約 810m、丹原第 3 排水区

三津屋 1 号雨水幹線、東予市三津屋、東予市三津屋、1.6m～4.1m、約 1,060m、三津屋排水区

三津屋 2 号雨水幹線、東予市三津屋、東予市三津屋南、1.4m～1.5m、約 760m、三津屋排水区

三津屋 3 号雨水幹線、東予市三津屋、東予市三津屋南、1.3m～2.0m、約 610m、三津屋排水区

壬生川 1 号雨水幹線、東予市大新田、東予市壬生川、1.6m～4.8m、約 1,900m、壬生川第 2 排水区
壬生川 2 号雨水幹線、東予市大新田、東予市大新田、1.6m、約 120m、壬生川第 2 排水区
壬生川 3 号雨水幹線、東予市三津屋、東予市三津屋、1.8m～2.0m、約 730m、壬生川第 2 排水区
No.8 吐口、東予市大新田、2.5m×2.0m、約 20m、壬生川雨水ポンプ場放流管
No.9 吐口、東予市三津屋、2.0m×1.4m、約 10m、本河原雨水ポンプ場放流管
No/16 吐口、東予市三津屋、3.0m×2.1m、約 20m、三津屋雨水ポンプ場放流管
その他、0.6m～2.2m、約 29,365m、分流式雨水菅渠

「幹線菅渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

本河原ポンプ場、東予市三津屋、約 3,600m²、汚水・雨水
壬生川ポンプ場、東予市大新田、約 3,030m²、汚水・雨水
三津屋ポンプ場、東予市三津屋、約 4,630m²、雨水

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

東予・丹原浄化センター、東予市三津屋、約 48,100m²、オキシデーションディッチ法標準活性汚泥法

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

都市計画、東予市・丹原町公共下水道は昭和 58 年 3 月、面積 254ha の計画決定を行い、昭和 60 年東予広域都市計画事業三津屋東土地区画整理事業計画に伴い、雨水幹線菅渠の計画決定変更を行い事業を進めて来たが、今回、東予広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い排水区域面積及び汚水幹線菅渠経路の変更並びに汚水処理方式の変更に伴い、浄化センターの面積の変更を行うものである。

第 511 号議案 東予広域都市計画道路の変更（東予市決定）

都市計画道路中 3,5,45 号三津屋東線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、3,5,45、三津屋東線、東予市三津屋、東予市三津屋、（東予市三津屋）、約 390m、地表式、12m

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

三津屋東地区周辺の土地利用計画及び将来交通量等を勘案し、その円滑な交通体系を確保するため、本案の通り変更するものである。

第 512 号議案 東予広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 3,3,5 号三津屋東 1 号公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

近隣公園、3,3,5、三津屋東 1 号公園、東予市三津屋地内、約 1.0ha、園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

三津屋東土地区画整理事業における道路計画の変更により、当公園の区域を本案の通り変更するものである。

第 513 号議案 今治広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 3,2,2 号宅間長沢線及び今治近見線及び 3,3,4 号宮脇片山線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,2,2 宅間長沢線、今治市宅間字高津和、今治市長沢字式反地、（今治市片山字曾根）、約 13,400m、30m

内訳、今治市小泉字実入、今治市八丁字八ツ目、約 600m、嵩上式、26～60m、今治市長沢字松ノ木、今治市長沢字樋之前、約 530m、嵩上式、25～32m、

約 12,770m、地表式、25～74m、四国旅客鉄道予讃本線と立体交差、幹線街路宮脇片山線及び榎橋日高線と立体交差、幹線街路と平面交差 2 箇所

幹線街路、3,3,4 宮脇片山線、今治市別宮町 3 丁目、今治市片山字山王上、（今治市北宝来町 3 丁目）、約 2,330m、地表式、25m、四国旅客鉄道予讃本線と立体交差、幹線街路と平面交差 2 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

3,2,2 号宅間長沢線

本線周辺における将来の合理的な土地利用の推進と、円滑な交通処理を図るべく、一部区間を嵩上式から地表式にするとともに、幹線等との交差点処理等についても見直しにより一部変更を行うものである。

3,3,4 号宮脇片山線

3,2,2 号宅間長沢線との交差方式の見直しに伴い、終点附近の両側の副道部分を廃止し、沿道土地利用の増進を図るとともに、終点側の一部法面を新たに追加するなど、国道計画との整合を図るべく変更するものである。

第 514 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に第 106 号堀江東公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、106、堀江東公園、松山市堀江町、約 0.24 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山市における公園施設の総合的かつ効果的な配置を検討した結果、本案のとおり公園計画し、もって児童の福祉の向上ならびに健全な都市整備を図るものである。

第 515 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（松前町決定）

都市計画松前公共下水道を次のように決定する。

- 1 下水道の名称：松前公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

松前公共下水道、約 204ha、(汚水)、松前処理区域、(雨水)、約 204ha、長尾谷川右岸排水区、約 101ha、
長尾谷川左岸排水区、約 103ha、

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

3-1 汚水幹線

【名称、位置(起点、終点)、区域(管径又は幅員、延長)、摘要】

松前1号幹線、伊予郡松前町大字筒井字砂流場、伊予郡松前町大字北黒田字唐崎、0.25m~0.90m、約
3,410m、松前処理区(分流式)

松前2号幹線、伊予郡松前町大字筒井字北内関、伊予郡松前町大字西古泉字恵美寿、0.20m、約 290m、
松前処理区(分流式)

松前3号幹線、伊予郡松前町大字浜字今新開、伊予郡松前町大字筒井字五反地、0.50m、約 730m、松
前処理区(分流式)

松前4号幹線、伊予郡松前町大字北黒田字美居、伊予郡松前町大字北黒田字美居、0.25m、約 220m、
松前処理区(分流式)

松前4号幹線、伊予郡松前町大字北黒田字栗津、伊予郡松前町大字北黒田字堅田、0.30m、約 520m、
松前処理区(分流式)

松前圧送幹線、伊予郡松前町大字筒井字砂流場、伊予郡松前町大字筒井字砂流場、0.25m~0.50m、約
820m、松前処理区(分流式)

松前浄化センター放流渠及び吐口、伊予郡松前町大字筒井字砂流場、伊予郡松前町大字筒井字砂流場、
0.90m、約 10m、松前処理区(分流式)

その他、約 44,540m

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

3-2 雨水幹線

【名称、位置(起点、終点)、区域(管径又は幅員、延長)、摘要】

長尾谷川右岸1号幹線及び吐口、伊予郡松前町大字筒井字義農、伊予郡松前町大字筒井字五反地、2.00m
~2.60m、約 980m、長尾谷川右岸排水区(分流式)

長尾谷川右岸2号幹線、伊予郡松前町大字浜字今新開、伊予郡松前町大字西古泉字福神、1.80m~2.00m、
約 990m、長尾谷川右岸排水区(分流式)

長尾谷川右岸3号幹線、伊予郡松前町大字筒井字義農、伊予郡松前町大字筒井字義農、1.65m、約 350m、
長尾谷川右岸排水区(分流式)

長尾谷川右岸4号幹線、伊予郡松前町大字筒井字宗意畑、伊予郡松前町大字浜字今新開、2.00m~2.20m、
約 430m、長尾谷川右岸排水区(分流式)

長尾谷川左岸1号幹線、伊予郡松前町大字浜字西州美吉、伊予郡松前町大字北黒田字栗津、2.00m~
2.70m、約 1,340m、長尾谷川左岸排水区(分流式)

長尾谷川左岸1-1号幹線、伊予郡松前町大字北黒田字栗津、伊予郡松前町大字南黒田字橋塚、1.50m
~2.20m、約 380m、長尾谷川左岸排水区(分流式)

長尾谷川左岸1-2号幹線、伊予郡松前町大字浜字西州美吉、伊予郡松前町大字筒井字宗意畑、1.60m、
約 260m、長尾谷川左岸排水区(分流式)

江川雨水ポンプ場放流渠及び吐口、伊予郡松前町大字浜字西州美吉、伊予郡松前町大字浜字西州美吉、

2.60m、約 10m、長尾谷川左岸排水区（分流式）

その他、約 19,020m

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

松前汚水中継ポンプ場、伊予郡松前町大字筒井字砂流場、約 750m²、汚水、9.2m³/分

江川雨水ポンプ場、伊予郡松前町大字浜字西州美吉、約 2,200m²、雨水、630m³/分

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

松前浄化センター、伊予郡松前町大字筒井字砂流場、約 35,000m²、標準活性汚泥法

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

近年、本町の市街化の進行に伴い、市街化区域及びその周辺では生活排水による汚濁が著しく進行しており、今回市街化区域のうち約 204ha を松前公共下水道として計画決定を行い、都市の健全な発達を図り、生活環境の向上と水質保全に資するものである。

第 516 号議案 八幡浜都市計画用途地域の変更（八幡浜市決定）

八幡浜都市計画用途地域を次のように変更する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、備考】

第 2 種住居専用地域、約 47ha、20/10 以下、6/10 以下、14.4%

住居地域、約 160ha、20/10 以下、49.0%

近隣商業地域、約 11ha、20/10 以下、3.4%

約 3.6ha、30/10 以下、1.1%

商業地域、約 59ha、40/10 以下、18.0%

約 2.1ha、50/10 以下、0.6%

小計（商業地域）、約 61.1ha、18.6%

準工業地域、約 34ha、20/10 以下、10.4%

工業地域、約 10ha、20/10 以下、3.1%

計、約 327ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

八幡浜市の都市計画用途地域は昭和 47 年 8 月 1 日に都市計画決定を行い、その後、市の総合計画に基づく港湾再開発の推進のため、公有水面の埋立てを完了したことから、昭和 57 年 2 月、この埋立区域について用途地域を変更追加し、現在に至っている。今回の変更は、埋立地である出島地区のポータルネットワーク構想、出島地区と中心市街地を結ぶ地区の再構築などを促進し、21 世紀に向けた八幡浜市の町づくりと地域の活性化を図るとともに、合理的な土地利用を実現するため、用途地域の見直しを行うものである。

第 517 号議案 南予レクリエーション都市計画火葬場の決定（宇和島市決定）

都市計画火葬場を次のように決定する。

【名称（番号、火葬場名）、位置、面積、備考】

- 1、宇和島市葬祭場、宇和島市寄松字努谷及び字梶畑、約 14,300m²、処理能力、最大 10 体/日、施設概要、標準炉 4 基、大型炉 1 基、汚物炉 1 基（再燃焼炉付台車式火葬炉）

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

当市の火葬施設は大正 6 年に建設、昭和 22 年に改築したもので老朽化が甚だしく、細心の注意によって操業運転を続けているが、主燃焼炉及び再燃焼炉の煉瓦の崩壊がいちじるしく、処理能力も極限に近い状態である。このため、一日でも早く円滑なる火葬業務を図るため、市内 7 カ所の建設候補地の比較検討を行い、宇和島市寄松字努谷が最適地であるとの結論に達した。その後、地区住民との話し合いの結果、建設同意を得ることができたので、今回都市計画決定しようとするものである。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

第 513 号議案

事務局：宅間長沢線の変更ですが、蒼社川右岸については南北の市道へのサービスのため、本線への取り付け道を計画しランプ構造としたことから道路区域を拡大し、また縦断計画を変更するため道路区域を削減するものです。宅間長沢線と国道 317 号との交差方式は、宅間長沢線が国道 317 号をまたぐ立体交差で計画していたが、将来交通量に基づき交通解析を行った結果、平面交差で十分対応できること、また、周辺の土地利用の増進を考慮し、立体交差から平面交差に変更するもので、この変更により側道が必要でなくなり、道路区域を削減する。宅間長沢線と宮脇片山線の立体交差方式は、宮脇片山線が宅間長沢線をオーバーする計画であるため、宮脇片山線が周辺宅地より相当高くなり、効率的な土地利用に支障となるため宅間長沢線が宮脇片山線をオーバーする方式に変更するものです。この交差方式の変更によって宮脇片山線の副道が不要となり、道路区域を削減、また一部追加する。

第 517 号議案

委員：この種の迷惑施設の建設では関係者は苦勞する。事業が始まってから異論がでないように、審議会の意見として宇和島市に強く申し入れていただきたい。

第 80 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 63 年 3 月 23 日）

（会長職務代理者）

第 518 号議案 今治広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に 5,5,4 号藤山健康文化公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

地区公園、5,5,4、藤山健康文化公園、越智郡大西町大字宮脇及び大字新町地内、約 13.6ha、園路及び
広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

近年、自由時間の増大に伴い、スポーツ、レクリエーション、文化活動等が盛んになり、総合的な施設と自然環境に恵まれた公園施設の整備が強く要望されるようになった。このような状況に対応して、地域住民の健全な発達と地域文化の創造を図り、明るく豊かな生活を実現するため、藤山健康文化公園を追加するものである。

第 519 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（松山市決定）

松山広域都市計画松山公共下水道を次のように変更する。

1 下水道の名称：松山公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

松山公共下水道、約 4,730ha、中央排水区 3,020ha、西部排水区 1,710ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3-1 下水管渠（污水幹線）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

1 号幹線、生石町、道後湯之町、0.9m～5.0m、約 5,410m、中央処理区（合流管）

2 号幹線、湊町 8 丁目、勝山町 1 丁目、1.0m～1.80m、約 2,810m、中央処理区（合流管）

3 号幹線、竹原町 1 丁目、柳井町 2 丁目、1.0m～1.20m、約 1,160m、中央処理区（合流管）

4 号幹線、湊町 8 丁目、藤原町、0.9m～1.35m、約 1,300m、中央処理区（合流管）

5 号幹線、築山町、石手 2 丁目、0.30 m～1.95m、約 2,460m、中央処理区（合流管）

6 号幹線、千舟町 5 丁目、此花町、0.40m～1.0m、約 1,960m、中央処理区（合流管）

中央 1 号污水幹線、南江戸 4 丁目、北梅本町、0.25 m～1.65m、約 12,200m、中央処理区（分流管）

中央 2 号污水幹線、南江戸 4 丁目、祝谷 3 丁目、0.25 m～0.90m、約 5,400m、中央処理区（分流管）

中央 3 号污水幹線、生石町、和泉北 3 丁目、1.10m～2.00m、約 2,350m、中央処理区（分流管）

中央 4 号污水幹線、保免中 2 丁目、今在家町、0.60m～1.10m、約 5,200m、中央処理区（分流管）

清水 1 号污水幹線、萱町 6 丁目、清水町 4 丁目、0.25 m～0.70m、約 920m、中央処理区（分流管）

味生 1 号污水幹線、南江戸 4 丁目、南江戸 6 丁目、0.25m～0.80m、約 820m、中央処理区（分流污水管）

久米 1 号污水幹線、北久米町、北久米町、0.25m～0.30m、約 1,190m、中央処理区（分流管）

久米 2 号污水幹線、来往町、平井町、0.25m～0.45m、約 2,950m、中央処理区（分流管）

桑原 1 号污水幹線、枝松町 6 丁目、溝辺町、0.25m～0.60m、約 3,830m、中央処理区（分流管）

桑原 2 号污水幹線、東本 1 丁目、正円寺 4 丁目、0.25m～0.35m、約 1,040m、中央処理区（分流管）

桑原 3 号污水幹線、東本 2 丁目、畑寺 3 丁目、0.35m~0.40m、約 1,150m、中央処理区（分流通管）
 桑原 4 号污水幹線、枝松町 6 丁目、三町 3 丁目、0.25m~0.35m、約 1,170m、中央処理区（分流通管）
 石井 1 号污水幹線、天山町、東石井町、0.30m~0.35m、約 980m、中央処理区（分流通管）
 石井 2 号污水幹線、古川西 1 丁目、星岡町、0.25m~0.60m、約 3,660m、中央処理区（分流通管）
 素鷲 1 号污水幹線、朝生田町、小坂 1 丁目、0.25m~0.80m、約 2,820m、中央処理区（分流通管）
 素鷲 2 号污水幹線、朝生田町、小坂 1 丁目、0.25m~0.80m、約 1,900m、中央処理区（分流通管）
 浮穴 1 号污水幹線、北井門町、森松町、0.40m~0.60m、約 1,830m、中央処理区（分流通管）
 保免 1 号污水圧送幹線、土居田町、保免中 2 丁目、0.35m~0.60m、約 1,120m、中央処理区（分流通管）
 保免 2 号污水圧送幹線、土居田町、保免中 2 丁目、1.20m、約 1,090m、中央処理区（分流通管）
 雨水吐口、文京町、道後北代、1.50m、約 270m、中央処理区（分流通管）
 溝辺污水幹線、石手 1 丁目、溝辺町、0.30m~0.35m、約 250m、中央処理区（分流通管）
 溝辺污水圧送幹線、石手 2 丁目、石手 1 丁目、0.20m、約 660m、中央処理区（分流通管）
 保免 1 号污水幹線、保免中 2 丁目、保免上 1 丁目、0.35m~0.60m、約 700m、中央処理区（分流通管）
 保免 2 号污水幹線、保免中 2 丁目、保免中 2 丁目、0.40 mm、約 280m、中央処理区（分流通管）
 1 号増補管、生石町、湊町 8 丁目、2.00m、約 790m、中央処理区（合流管）
 1 号第 1 増補管、湊町 8 丁目、萱町 5 丁目、1.50m~2.00m、約 2,070m、中央処理区（合流管）
 1 号第 2 増補管、千舟町 8 丁目、平和通 1 丁目、1.35 m~4.60m、約 3,340m、中央処理区（合流管）
 1 号第 3 増補管、文京町、道後湯之町、1.20m~2.20m、約 1,150m、中央処理区（合流管）
 2 号増補管、南江戸 3 丁目、千舟町 8 丁目、5.00m、約 920m、中央処理区（合流管）
 2 号第 1 増補管、三番町 7 丁目、大街道 3 丁目、1.20m~1.65m、約 1,550m、中央処理区（合流管）
 2 号第 2 増補管、千舟町 7 丁目、勝山町 1 丁目、1.50m~2.40m、約 2,260m、中央処理区（合流管）
 3 号第 1 増補管、湊町 8 丁目、柳井町 2 丁目、1.35m~2.20m、約 1,980m、中央処理区（合流管）
 3 号第 2 増補管、土橋町、土橋町、0.90m、約 290m、中央処理区（合流管）
 3 号第 3 増補管、藤原町、藤原町、1.50m、約 410m、中央処理区（合流管）
 6 号第 1 増補管、大街道 1 丁目、湊町 3 丁目、1.10m、約 180m、中央処理区（合流管）
 6 号第 2 増補管、千舟町 2 丁目、湊町 2 丁目、0.70m、約 100m、中央処理区（合流管）
 6 号第 3 増補管、勝山町 1 丁目、築山町、1.35m、約 230m、中央処理区（合流管）
 高浜污水幹線、高浜町 6 丁目、高浜町 1 丁目、0.80m、約 1,080m、西部処理区（分流通管）
 中須賀 1 号污水幹線、三杉町、梅津寺町、0.35~0.80m、約 2,480m、西部処理区（分流通管）
 中須賀 2 号污水幹線、辰巳町、石風呂町、0.25~0.30m、約 500m、西部処理区（分流通管）
 中須賀 3 号污水幹線、三杉町、高山町、0.80m、約 610m、西部処理区（分流通管）
 山西 1 号污水幹線、三杉町、古三津 3 丁目、0.30~0.80m、約 1,380m、西部処理区（分流通管）
 山西 2 号污水幹線、山西町、祓川 1 丁目、0.80m、約 660m、西部処理区（分流通管）
 山西 3 号污水幹線、山西町、北斎院町、0.25~0.60m、約 2,250m、西部処理区（分流通管）
 山西 4 号污水幹線、山西町、山西町、0.30~0.40m、約 1,120m、西部処理区（分流通管）
 三津浜 1 号污水幹線、別府町、三杉町、1.50m、約 2,590m、西部処理区（分流通管）
 三津浜 2 号污水幹線、大可賀 1 丁目、山西町、0.80m、約 650m、西部処理区（分流通管）
 三津浜 3 号污水幹線、大可賀 3 丁目、別府町、0.35~0.60m、約 1,400m、西部処理区（分流通管）
 北吉田污水幹線、南吉田町、北吉田町、1.35~1.50m、約 2,220m、西部処理区（分流通管）
 斎院 1 号污水幹線、南吉田町、南斎院町、0.30~0.70m、約 2,620m、西部処理区（分流通管）

齊院 2 号污水幹線、高岡町、南齊院町、0.30m、約 260m、西部処理区（分流通管）
 齊院 3 号污水幹線、南吉田町、高岡町、0.30～0.40m、約 600m、西部処理区（分流通管）
 富久 1 号污水幹線、東垣生町、南吉田町、1.50～1.65m、約 1,290m、西部処理区（分流通管）
 富久 2 号污水幹線、南吉田町、針田町、0.40～0.80m、約 2,920m、西部処理区（分流通管）
 富久 3 号污水幹線、南吉田町、余戸西 6 丁目、0.25～0.40m、約 1,300m、西部処理区（分流通管）
 富久 4 号污水幹線、南吉田町、南吉田町、0.30～0.40m、約 790m、西部処理区（分流通管）
 南吉田污水幹線、南吉田町地先、東垣生町、2.00m、約 1,920m、西部処理区（分流通管）
 余戸 1 号污水幹線、余戸西 1 丁目、保免西 2 丁目、0.30～0.60m、約 2,190m、西部処理区（分流通管）
 余戸 2 号污水幹線、余戸西 1 丁目、余戸南 3 丁目、0.35～0.45m、約 960m、西部処理区（分流通管）
 東垣生污水幹線、東垣生町、余戸西 1 丁目、0.80～1.20m、約 2,230m、西部処理区（分流通管）
 西垣生 1 号污水幹線、西垣生町、西垣生町、0.25～0.60m、約 770m、西部処理区（分流通管）
 西垣生 2 号污水幹線、西垣生町、西垣生町、0.35～0.40m、約 330m、西部処理区（分流通管）
 西垣生 3 号污水幹線、西垣生町、西垣生町、0.60m、約 250m、西部処理区（分流通管）
 高浜污水圧送幹線、梅津寺町、高浜町 6 丁目、0.20m、約 1,600m、西部処理区（分流通管）
 大可賀污水圧送幹線、北吉田町、別府町、1.00m、約 560m、西部処理区（分流通管）
 西垣生污水圧送幹線、西垣生町、西垣生町、0.50m、約 1,250m、西部処理区（分流通管）
 その他、0.25～0.8 0m、約 717,490m、污水管 626,480m、合流管、91,010m、

3-2 下水管渠（雨水）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

道後 1 号雨水幹線、祝谷 6 丁目、祝谷 6 丁目、0.90m、約 380m、本庁排水区（分流通管）
 道後 2 号雨水幹線、祝谷 4 丁目、祝谷 5 丁目、0.90m、約 210m、本庁排水区（分流通管）
 道後 3 号雨水幹線、祝谷 3 丁目、祝谷東町、0.90～1.00m、約 560m、本庁排水区（分流通管）
 道後 4 号雨水幹線、祝谷 3 丁目、祝谷 4 丁目、0.80～0.90m、約 310m、本庁排水区（分流通管）
 道後 5 号雨水幹線、道後姫塚、道後姫塚、1.00m、約 260m、本庁排水区（分流通管）
 道後 6 号雨水幹線、石手 2 丁目、石手 2 丁目、1.00m、約 180m、本庁排水区（分流通管）
 道後 7 号雨水幹線、紅葉町、石手 4 丁目、1.00m～1.30m、約 300m、本庁排水区（分流通管）
 清水 1 号雨水幹線、御幸 1 丁目、御幸 1 丁目、0.90m、約 490m、本庁排水区（分流通管）
 清水 2 号雨水幹線、山越 1 丁目、御幸 2 丁目、0.90～1.30m、約 500m、本庁排水区（分流通管）
 清水 3 号雨水幹線、中央 1 丁目、高砂町 3 丁目、0.90～1.30m、約 1,000m、本庁排水区（分流通管）
 新玉 1 号雨水幹線、南江戸 4 丁目、三番町 8 丁目、1.30m～1.50m、約 1,220m、本庁排水区（分流通管）
 新玉 2 号雨水幹線、生石町、生石町、1.10m～1.50m、約 620m、本庁排水区（分流通管）
 味生 1 号雨水幹線、北齊院町、南江戸 6 丁目、1.80m、約 720m、本庁排水区（分流通管）
 雄郡 1 号雨水幹線、空港通 1 丁目、小栗 5 丁目、1.00m～1.40m、約 1,270m、本庁排水区（分流通管）
 雄郡 2 号雨水幹線、空港通 1 丁目、和泉北 2 丁目、1.60m～2.28m、約 1,210m、本庁排水区（分流通管）
 雄郡 3 号雨水幹線、土居田町、土居田町、1.40m～1.50m、約 500m、本庁排水区（分流通管）
 味酒 1 号雨水幹線、衣山 2 丁目、朝日ヶ丘 2 丁目、0.80m～1.40m、約 600m、本庁排水区（分流通管）
 味酒 2 号雨水幹線、美沢 1 丁目、美沢 1 丁目、1.10m～1.30m、約 440m、本庁排水区（分流通管）
 味酒 3 号雨水幹線、愛光町、愛光町、0.90m～1.00m、約 230m、本庁排水区（分流通管）
 余土 1 号雨水幹線、保免中 1 丁目、和泉北 3 丁目、1.00m～1.90m、約 870m、本庁排水区（分流通管）
 湯山 1 号雨水幹線、樽味 1 丁目、上高野町、2.94m～5.88m、約 2,830m、小野川排水区（分流通管）

桑原 1 号雨水幹線、畑寺 3 丁目、東野 5 丁目、1.30m～1.60m、約 1,400m、小野川排水区（分流通管）
桑原 2 号雨水幹線、松末 2 丁目、樽味 3 丁目、1.10m～1.90m、約 1,740m、小野川排水区（分流通管）
桑原 3 号雨水幹線、松末 2 丁目、枝松 2 丁目、1.10m～1.90m、約 1,220m、小野川排水区（分流通管）
久米 1 号雨水幹線、松末 2 丁目、福音寺町、1.20m～1.60m、約 1,370m、小野川排水区（分流通管）
素鷲 1 号雨水幹線、朝生田町、小坂 2 丁目、1.00m～3.00m、約 2,160m、小野川排水区（分流通管）
素鷲 2 号雨水幹線、天山町、祇園町、1.10m～1.60m、約 1,020m、小野川排水区（分流通管）
素鷲 3 号雨水幹線、朝生田町、立花 3 丁目、1.00m～1.40m、約 810m、小野川排水区（分流通管）
素鷲 4 号雨水幹線、朝生田町、立花 6 丁目、1.00m～1.90m、約 900m、小野川排水区（分流通管）
石井 1 号雨水幹線、朝生田町、天山町、1.00m～1.10m、約 670m、小野川排水区（分流通管）
持田雨水幹線、錦町、持田町 1 丁目、1.10m～1.80m、約 1,450m、本庁排水区（分流通管）
平和通雨水幹線、清水町 2 丁目、道後町 2 丁目、1.00m～2.14m、約 1,580m、本庁排水区（分流通管）
新玉 3 号雨水幹線、南江戸 3 丁目、南江戸 1 丁目、1.40m、約 450m、本庁排水区（分流通管）
道後 8 号雨水幹線、道後湯之町、道後湯之町、1.40m、約 450m、本庁排水区（分流通管）
道後 9 号雨水幹線、道後湯之町、祝谷 1 丁目、1.30m～2.00m、約 720m、本庁排水区（分流通管）
道後 10 号雨水幹線、道後多幸町、祝谷 1 丁目、1.10m、約 400m、本庁排水区（分流通管）
高浜 1 号雨水幹線、高浜町 6 丁目、高浜町 5 丁目、2.00m、約 70m、高浜第 1 排水区（分流通管）
高浜 2 号雨水幹線、高浜町 1 丁目、高浜町 1 丁目、4.20m、約 280m、高浜第 2 排水区（分流通管）
梅津寺雨水幹線、梅津寺町地先、梅津寺町、1.30m～1.40m、約 220m、梅津寺排水区（分流通管）
石風呂 1 号圧力幹線、辰巳町、石風呂町、2.00m～2.20m、約 930m、石風呂排水区（分流通管）
石風呂 2 号圧力幹線、石風呂町、新浜町、1.35m、約 420m、石風呂排水区（分流通管）
石風呂 3 号圧力幹線、石風呂町、松の木 2 丁目、1.20m、約 40m、石風呂排水区（分流通管）
中須賀 1 号雨水幹線、三杉町、北山町、1.30m～2.70m、約 1,910m、中須賀第 1 排水区（分流通管）
中須賀 2 号雨水幹線、三杉町、みどりヶ丘、1.30m～3.50m、約 1,810m、中須賀第 1 排水区（分流通管）
中須賀 3 号雨水幹線、古三津 1 丁目、山西町、1.60m～1.80m、約 1,170m、中須賀第 1 排水区（分流通管）
中須賀 4 号雨水幹線、古三津 5 丁目、古三津 5 丁目、1.20m、約 210m、中須賀第 1 排水区（分流通管）
中須賀 5 号雨水幹線、会津町、東山町、1.30m～2.10m、約 980m、中須賀第 1 排水区（分流通管）
中須賀 6 号雨水幹線、三杉町、衣山 5 丁目、1.80m～2.60m、約 3,010m、中須賀第 1 排水区（分流通管）
中須賀 7 号雨水幹線、辰巳町、辰巳町、1.50m～2.00m、約 160m、中須賀第 2 排水区（分流通管）
中須賀第 1 放流渠、住吉 1 丁目、三杉町、2.00m～3.30m、約 100m、中須賀第 1 排水区（分流通管）
中須賀第 2 放流渠、住吉 1 丁目、三杉町、3.40m、約 120m、中須賀第 1 排水区（分流通管）
中須賀第 3 放流渠、辰巳町、辰巳町、2.00m、約 170m、中須賀第 2 排水区（分流通管）
宮前 1 号雨水幹線、別府町、別府町、1.20m～1.40m、約 310m、宮前第 2 排水区（分流通管）
宮前 2 号雨水幹線、別府町、北斉院町、1.50m～2.20m、約 790m、宮前第 3 排水区（分流通管）
宮前 3 号雨水幹線、北斉院町、北斉院町、2.00m、約 210m、宮前第 4 排水区（分流通管）
大可賀雨水幹線、大可賀 3 丁目、別府町、1.50m～1.80m、約 1,270m、大可賀排水区（分流通管）
大可賀放流渠、大可賀 3 丁目、大可賀 3 丁目、3.90m～8.00m、約 400m、大可賀排水区（分流通管）
北吉田 1 号雨水幹線、北吉田町、北吉田町、1.70m～3.00m、約 910m、北吉田排水区（分流通管）
北吉田 2 号雨水幹線、北吉田町、北吉田町、1.60m、約 360m、北吉田排水区（分流通管）
南吉田雨水幹線、南吉田町地先、南吉田町、1.80m～2.20m、約 1,020m、南吉田排水区（分流通管）
堂之元 1 号雨水幹線、南吉田町、高岡町、1.60m～2.80m、約 1,220m、堂之元第 2 排水区（分流通管）

堂之元 2 号雨水幹線、南吉田町、高岡町、2.00m～2.50m、約 740m、堂之元第 3 排水区（分流管）
堂之元 3 号雨水幹線、高岡町、南斉院町、1.40m～3.50m、約 1,570m、堂之元第 3 排水区（分流管）
堂之元 4 号雨水幹線、南斉院町、南斉院町、1.60m～1.70m、約 360m、堂之元第 4 排水区（分流管）
洗地 1 号雨水幹線、西垣生町、西垣生町、1.80m、約 70m、洗地第 2 排水区（分流管）
洗地 2 号雨水幹線、久保田町、土居田町、2.00m～3.20m、約 2,680m、洗地第 6 排水区（分流管）
洗地 3 号雨水幹線、久保田町、土居田町、1.60m～2.60m、約 3,010m、洗地第 5 排水区（分流管）
洗地 4 号雨水幹線、余戸西 4 丁目、保免中 1 丁目、2.00m～2.80m、約 2,930m、洗地第 4 排水区（分流管）
洗地 5 号雨水幹線、南斉院町、生石町、1.70m、約 780m、洗地第 6 排水区（分流管）
洗地 6 号雨水幹線、生石町、生石町、1.60m、約 220m、洗地第 6 排水区（分流管）
垣生雨水幹線、西垣生町、西垣生町、1.80m、約 70m、垣生排水区（分流管）
三段地 1 号雨水幹線、西垣生町、西垣生町、2.20m、約 170m、三段地第 3 排水区（分流管）
三段地 2 号雨水幹線、余戸西 3 丁目、保免中 2 丁目、1.70m～4.00m、約 2,880m、三段地第 6 排水区
（分流管）
三段地 3 号雨水幹線、余戸西 3 丁目、余戸中 1 丁目、1.60m～6.00m、約 1,170m、三段地第 6 排水区
（分流管）
三段地 4 号雨水幹線、余戸西 3 丁目、余戸南 1 丁目、1.70m～4.70m、約 1,870m、三段地第 6 排水区
（分流管）
三段地 5 号雨水幹線、余戸西 3 丁目、余戸南 4 丁目、2.00m～3.30m、約 730m、三段地第 6 排水区（分流管）
その他、0.24m～1.00m、約 374,800m

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ場

4-1 汚水ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

保免中継ポンプ場、保免中 2 丁目、約 1,100m²、ポンプ 36.7m³/分
第 1 中継ポンプ場、南江戸 4 丁目、処理場内、ポンプ 3.4m³/分
高浜汚水中継ポンプ場、高浜町 6 丁目、約 380m²、ポンプ 2.06m³/分
大可賀汚水中継ポンプ場、別府町、約 1,600m²、ポンプ 47.13m³/分
垣生汚水中継ポンプ場、西垣生町、約 90m²、ポンプ 5.41m³/分

「区域は、計画図表示のとおり」

4-2 雨水ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

中須賀第 1 雨水排水ポンプ場、三杉町、約 4,200m²、ポンプ 357.54m³/分
中須賀第 2 雨水排水ポンプ場、三杉町、(約 4,200m²)、ポンプ 1,064.64m³/分
中須賀第 3 雨水排水ポンプ場、辰巳町、約 2,500m²、ポンプ 170.28m³/分
大可賀雨水排水ポンプ場、大可賀 3 丁目、約 670m²、ポンプ 349.0m³/分
朝日橋雨水排水ポンプ場、神田町、約 150m²、ポンプ 31.74m³/分

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

中央処理場、生石町及び南江戸 4 丁目、約 115,000m²、中級処理、約 43,280 m³/日、高級処理、約 168,160 m³/日

西部処理場、南吉田町地先、約 141,000m²、高級処理、約 111,400 m³/日

「位置は計画図表示のとおり」

変更理由

松山公共下水道は、昭和 59 年 8 月、中央排水区に西部排水区を追加し、面積 4,723 ha で計画決定され、鋭意整備を進めているところである。近年の土地利用状況等の変化に整合し、効率的、効果的な計画とするため、今回、排水区域の一部拡大、ポンプ場の位置変更また、この位置変更等に伴う汚水幹線の変更を行い、都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共水域の水質保全に資するものである。

第 520 号議案 南予レクリエーション都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 3,3,4 号錦町曙町線を 3,5,4 号柿原曙町線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,4、柿原曙町線、宇和島市柿原、宇和島市曙町地先水面、（宇和島市錦町）、約 3,660m、12m

内訳、宇和島市柿原、宇和島市柿原、約 450m、地下式、12m

宇和島市柿原、宇和島市丸穂町、約 1,070m、地下式、12m

宇和島市丸穂町、宇和島市天神町、約 480m、地下式、12m

約 1,660m、地表式、12m～35m、幹線街路と平面交差 3 箇所

なお、宇和島市錦町地内に約 4,900m²の駅前広場を設ける。

「位置、区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由書

国道 320 号は宇和島地方生活圏における地域の幹線道路であるが、近年、自動車交通量の増加に加え宇和島市街地において幅員狭小のため交通渋滞が著しく、バイパスの整備が要請されている。このため宇和島市の街路網計画の一環として、国道 320 号バイパスを都市計画道路として位置づけ、都市交通体系を確立するとともに、交通の利便性を高めるなど、都市機能の充実を図り、地域の発展に資するものである。

第 521 号議案 松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更（愛媛県知事決定）

都市計画市街化区域及び市街化調整区域を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

（計画図表示のとおり）

II 市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発、保全の方針

1 都市計画の目標

（1）都市づくりの基本理念

松山広域都市計画区域は、県都として、教育、文化、商工業等の都市機能を備えた中核都市である松山市を中心に発展して来た。今後、四国縦貫自動車道、本四連絡橋、松山空港等交通ネットワークの整備に伴い県内都市はもとより全国各都市との関係も一層緊密化すると予想される。このため、都市の健全な発展と秩序ある整備を進め、農林漁業との調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び都市機能を充実し、魅力ある生活、文化都市圏を目指す。

（2）都市計画区域の範囲及び規模

本都市計画区域の範囲及び規模は次のとおりである。

【区分、市町名、範囲、規模】

松山広域都市計画区域、松山市、行政区域の一部、	18,996ha
伊予市、行政区域の一部、	3,020ha
北条市、行政区域の一部、	2,370ha
重信町、行政区域の一部、	1,630ha
川内町、行政区域の一部、	750ha
松前町、行政区域の全域、	2,007ha
砥部町、行政区域の一部、	630ha
合計	3市4町、
	29,403ha

(3) 都市計画の目標

①人口

本区域の将来における人口を次のとおり想定する。

年次、	昭和 50 年、	昭和 55 年、	昭和 70 年
都市計画区域内人口	463 千人、	507 千人、	600 千人
市街地内人口	368 千人、	409 千人、	501 千人
保留された人口	—	—	20 千人

②産業

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分、	昭和 50 年、	昭和 55 年、	昭和 70 年
生産規模、工業出荷額	6,580 億円、	7,590 億円、	12,680 億円、
卸小売業販売額	s54、11,400 億円、	s57、15,900 億円、	35,200 億円
就業者数、第 1 次産業	23,000 人、	20,000 人、	21,000 人
第 2 次産業	57,000 人、	59,000 人	81,000 人
第 3 次産業	127,000 人	148,000 人	196,000 人
計、	207,000 人	227,000 人	298,000 人

③市街地の規模

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、市街地の規模を次のとおり定める。

市町名、	市街地の面積	
	昭和 60 年、	昭和 70 年、
松山市、	6,318.ha、	6,470ha
伊予市、	357ha、	357ha
北条市、	390ha、	390ha
重信町、	188ha、	188ha
川内町、	105ha、	105ha
松前町、	325ha、	365ha
砥部町、	151ha、	160ha
計	7,834ha、	8,035ha

2 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

① 業務地（官公庁施設）

本区域の業務地は、県庁、市役所、裁判所等国や県の機関等が立地する一番町及び二番町の周辺地区に県都としての中核管理機能が集積しており、今後も引き続き業務機能の充実を図る。

② 商業地

(ア) 中心商業地

県内あるいは都市圏全体からの利便性の高い四国旅客鉄道松山駅及び伊予鉄道の拠点である松山市駅と道後を結ぶ地域は、県内全域にサービスする最高次の商業核として、専門店、大規模小売店舗、また観光文化都市として文化会館、ホテルなどが立地しており、今後も高次商業機能を充実させるための土地の高度利用を図る。

(イ) 一般商業地

中心商業地の周辺部及び松山市の三津地区、伊予市、北条市の既成商店街は、近傍地域の地区商業地として整備を促進し、その他市街化区域内の主要地に近隣商業を配置するとともに、幹線道路沿いの必要な地区についても、沿道型の店舗、事務所等を配置して近隣商業地の形成を図る。

③ 工業地

(ア) 既存工業地

松山市臨海部は製造工場が集積しており、今後も公害防止及び環境保全に留意しつつ、既存工業地として維持する。また空港周辺の松山市垣生地区、松前町北河原地区の工業用地については、輸送条件に恵まれていることから電気機械器具、輸送用機械器具等の製造業並びに化学工業等の立地の促進を図る。その他川内町、砥部町の内陸部の工業用地についても公害のない工場の立地の促進を図る。

(イ) 新規に開発すべき工業地

松前町臨海部に既存の工業地に隣接して、面積約 38ha を新たに、工業用地として配置する。

④ 流通業務地

松山都市圏における流通業務地は、松山市久万の台に中央市場、それに隣接して問屋町に卸商団地が立地しており、今後も既存の流通業務地として維持する。今後は高速交通体系の整備に合わせ、流通業務施設の集団化による集積効果の向上を図るため四国縦貫自動車道の整備に合わせ、流通業務団地の整備を図る。

⑤ 住宅地

(ア) 既成市街地の住宅地

既成市街地内の住宅地については、その環境の維持改善に努めつつ、土地利用の高度化を推進し、比較的高密度の住宅地として整備するほか、周辺部は低層住宅地として良好な環境の保全に努める。

(イ) 新規に開発すべき住宅地

新規に開発すべき住宅地については、松山市及び砥部町に公的機関が開発する住宅団地、また松山市の垣生、森松、来住地区及び重信町の野田地区に計画的な市街地の形成を図る。

(2) 市街地の密度構成に関する方針

① 地域別人口配分

市街地内の既成市街地、市街化進行地域及び新市街地における人口を次のとおり想定する。

(単位：千人)

地域区分、	昭和 55 年、	昭和 65 年
既成市街地、	358、	385

市街化進行地域		
新市街地	90、	96
人口フレームを保留する区域	—	20
計	448、	501

② 密度構成に関する方針

業務地区及び中心商業地については、建物の高層化及び不燃化を促進し、土地利用の高度化を図る。住宅地については、商業地に隣接する比較的中心地に近い所は、良好な居住改善に努めつつ中高層の集合住宅地の立地を促進し、一戸建て住宅が主となる市街化進行地域及び新市街地においては、低密度利用を図り、良好な住宅地の形成に努める。

(3) 住区構成とその整備の方針

住居の環境を良好に維持するため、適正な密度構成に従った住宅地の配分を行い、おおむね小学校区を基準として鉄道、河川、幹線道路等物理的な分断要素を勘案し住区を設定する。既成市街地内住区については、良好な住環境の維持向上に努め、既存の都市機能の更新を図り、道路、公園、河川、教育施設、集会施設等、必要な公共公益施設の整備に努める。また新市街地の住区については、住民のコミュニティの形成を考慮し、道路、公園等の適正配置を図り、良好な居住環境を形成するために都市施設の整備促進を図る。

(4) 市街化調整区域の土地利用の方針

① 優良な農地として保全すべき土地

本区域の平地部は良好な水田地帯を形成し、周辺の山麓部は樹園地としてともに各種の農業投資が行われており、また現在計画中、実施中の区域も多い。その地区は重信川沿いの地区で松山市の高井町、東方町、津吉町、伊予郡松前町の東部地区、温泉郡重信町の南部地区、川内町の河上地区、北条市の東部地区、伊予市の伊予東、伊予西地区については今後とも農業的な土地利用が見込まれるため、優良な農地として保全する。

② 災害防止上保全すべき区域

本区域の外周にある林地は、水源涵養を主体に、土砂流出防備、急傾斜地の災害防止等の保安林として指定されていることからこれらの区域の保全を図る。また高浜、堀江地区等急傾斜地の災害のおそれがある区域は将来とも保全する。

③ 自然環境形成上保全すべき区域

本区域の自然環境の骨格をなしている北条市北部の山麓一帯、松山市の太山寺、経ヶ森一帯、市街地内の丘陵地、市街地周辺及び南部の砥部町の山麓地、伊予市南部にまたがる自然公園等については自然環境の保全を図るとともにとくに必要な地区については緑地、風致地区等の指定を行いその保全を図る。

④ 計画的な市街地整備の見通しがある区域

重信町の野田地区においては、土地区画整理事業による計画的な市街地整備を行うこととしている。なお、他の市街化調整区域においても、計画的な市街地整備を行う予定があり、事業の見通しが明らかになった段階で、農林漁業関係施策と必要な調整を図りつつ、保留フレームの範囲内で市街化区域への編入を行うものとする。

3 市街地の開発及び再開発の方針

(1) 基本方針

既成市街地については、地区の環境整備を図ると共に土地の高度利用を図り、都市機能の増進を図

るものとする。市街化進行地域及び新市街地においては計画的な整備開発を一層推進して良好な住宅地の供給に資するよう努めるものとする。特に市街化区域内の残存農地等の未利用地については、土地区画整理事業の積極的な導入を図るとともに、無秩序な市街化防止するため、地区計画を策定して宅地化を促進し、良好な市街地の形成を図る。

(2) 市街化進行地域及び新市街地の整備方針

①市街化進行地域

既成市街地周辺において既に市街化が進行しつつある地区については、公共施設の整備改善により良好な居住環境を確保する。また特に無秩序な開発が予想される地区については、積極的に地区計画及び土地区画整理事業を推進し、計画的な整備を図る。

②新市街地

新市街地については、土地区画整理事業及び地区計画を推進するとともに、民間や公的機関による開発行為を計画的に誘導し、都市施設の整備を図り健全な市街地の形成に努める。

(3) 既成市街地の再開発の方針

① 高度利用に関する方針

中心商業業務地及び中心市街地周辺の建物過密地については、地区の環境に応じて市街地再開発事業を推進し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、建築物の高層化、不燃化を図り、市街地環境の整備に努める。当面、重点的に市街地の再開発を促進する地区は次のとおりである。大街道、湊町周辺地区は、商店街の近代化と中心商業地としての都市機能の整備を図るため再開発事業を推進する。市駅周辺地区は、商業の活性化と公共施設の整備強化を図るため再開発事業を推進する。道後地区は土地の高度利用と建築物の不燃化を図るため、温泉街の特性を生かした再開発事業を推進する。

② 用途転換及び用途純化に関する方針

土地利用の動向、都市施設の整備状況等を的確に把握し合理的な土地利用を実現するため、石井地区、平田地区等の幹線道路の沿線で著しい土地利用の変化が認められる地域、及び堀江地区、勝岡地区、朝生田地区等指定している用途と土地利用現況に著しい隔たりがみられ、将来もその傾向が続くものと考えられる地域等については用途転換を図っていくこととする。また既成市街地内の住宅地等に混在し、住環境を阻害している工場等不適格建築物については、順次移転を誘導し、用途の純化に努める。

③ 劣悪な居住環境の改善に関する方針

既成市街地などにおいて、老朽狭小など住環境の悪化が見られる公営住宅等については、建替事業等により居住環境の改善を図る。

④ 既存の工業地における公害防止に関する方針

松山市から松前町に至る臨海部の重化学工業地帯については、法的規制による公害対策が効果をもたらし、工業地周辺の公害は、徐々に減少しているが、工業系以外の用途に立地する中小の工場については、まだ十分な対応がなされておらず、今後、これらの工場の適地移転を促進するものとする。

(4) 市街地整備の方針

既成市街地においては、一層の都市施設の整備充実を図るものとする。また、市街化区域内で都市的未利用地が多く存する地域及び新市街地においては、積極的に土地区画整理事業を導入して、公共施設の整備、良好な宅地の供給に努める。

(5) 重点的に整備すべき面的開発事業

おおむね5年以内実施することを予定する主要な事業は、次の通りとする。

【市町名、区域名】

- 松山市、 勝岡土地区画整理事業
- 松山市、 姫原土地区画整理事業
- 松山市、 衣山土地区画整理事業
- 松山市、 北斎院土地区画整理事業
- 松山市、 南吉田土地区画整理事業
- 重信町、 野田土地区画整理事業

4 交通体系整備の方針

(1) 基本方針

都市の交通施設整備は、都市内における効率的な人及び物の流れを確保するのみでなく、都市計画の目標である健康で文化的な生活と機能的な都市活動の確保を実現していく基本的な手段である。したがって、その整備計画の策定にあたっては、将来の都市構造、都市活動形態、生活水準などに関する基本的理念に基づいて行われなければならない。現在の松山都市圏は事業所の約80%、従業人口の約82%が松山市に集中している。このため、パーソントリップ調査によると昭和54年の都市圏における発生集中交通量が2,967,000トリップエンドであった。交通量の将来の伸びは、昭和65年には昭和54年の1.26倍(3,751,100トリップエンド)、昭和75年では1.47倍(4,370,100トリップエンド)と今後も着実に増加すると予想されている。本区域は、放射環状型都市として発展し、その骨格となる道路網も松山市の中心部から国道11号、33号、56号、196号が放射状に走っておりこれらを結ぶ環状線が計画され整備が着々と進んでいる。更に四国縦貫自動車道、及び松山空港等の整備拡充に伴い高速時代に対応した道路交通体系の整備に努める。

都市別発生集中量の見通し(単位:トリップエンド)

	発生量(百トリップ)、集中量(百トリップ)、計(百トリップ)		
松山市	11,589	11,587	23,176
	14,802(1.28)	14,587(1.26)	29,389(1.27)
	16,894(1.46)	17,190(1.48)	34,084(1.47)
伊予市	798	796	1,594
	949(1.19)	977(1.23)	1,926(1.21)
	1,202(1.51)	1,157(1.45)	2,359(1.48)
北条市	733	732	1,465
	909(1.24)	887(1.21)	1,796(1.23)
	1,138(1.55)	1,106(1.51)	2,244(1.53)
重信町	467	467	934
	684(1.46)	677(1.45)	1,361(1.46)
	802(1.72)	790(1.69)	1,592(1.70)
川内町	208	208	416
	274(1.11)	254(1.22)	528(1.27)
	349(1.68)	325(1.56)	674(1.62)
松前町	671	670	1,361
	744(1.11)	770(1.15)	1,514(1.13)
	815(1.21)	841(1.26)	1,656(1.23)

砥部町	372	372	744
	511(1.37)	486(1.31)	997(1.349)
	569(1.53)	523(1.41)	1,092(1.47)
市町計	14,838	14,832	29,670
	18,873(1.27)	18,638(1.26)	37,511(1.269)
	21,769(1.47)	21,932(1.48)	43,701(1.47)

上段：S54

中段：S65

下段：S75 () 内は S54 に対する伸び率

(2) 整備水準の目標

本区域の道路交通施設の整備については、現在の交通混雑の解消を図るとともに、今後の交通量の増加に対処するために幹線道路網を適切に配置し、整備に努める。道路網計画は、市街地の発展を予測するとともに、市街地の動向等を考慮し、整備を進めて行くものとするが、市街地における道路整備済延長密度は、昭和 60 年度末の 1.0km/km² を、昭和 65 年には 1.2km/km²、21 世紀初頭には 2.5km/km² とすることを目標に整備する。

(3) 根幹的交通施設等の整備方針

①道路

本区域の交通体系は、松山市を中心に放射状に延びる国道とこれを連結する環状線で骨格を形成している。また今後における四国縦貫自動車道の整備、本四連絡橋の完成、松山空港の拡張等の広域交通体系の整備に対処するとともに、区域内に集中発生する交通を円滑に処理するため、次の方針により交通網を強化する。

- (ア) 四国縦貫自動車道の整備、これに接続する外環状線等の都市軸基幹道路網の整備を促進する。
- (イ) 地域間交通を処理するため、国道 11 号重信道路、松山東道路、国道 33 号砥部道路、国道 56 号伊予道路、国道 196 号松山環状線、松山北道路、松山北条道路、北条市バイパスの整備を促進する。
- (ウ) 空港と市内中心部を結ぶ千舟町空港線及び松山港のアクセス道路である梅津寺高岡線の整備を促進する。
- (エ) 都市内交通に対しては、各地区の集中発生、交通量の増大に対処し円滑に処理するため、土地利用計画と合わせて、幹線道路等都市内道路を適正に配置したネットワークを確保し、市街地の開発と整備を図りながら効率的な整備を促進する。

②都市内高速鉄道

踏切事故の防止と踏切遮断による交通渋滞の緩和を図るとともに、市街地の一体的な整備を図り都市構造の健全な発展を誘導するため、伊予鉄道高浜線古町駅から衣山間の鉄道高架事業の推進に努める。

③駐車場

商業業務機能の集積の高い都心地区については、将来の駐車需要に応じた施設の確保に努め、適正な配置により利用サービスの向上を図るものとする。

④自動車ターミナル

都市部の通勤、通学客の増大に対処し、都市内におけるバス交通の円滑化を図るため、バスターミナルなどの輸送施設の整備を図る。

⑤港湾・空港

重要港湾松山港、地方港湾北条港、伊予港については、地域の消費、生産活動に伴う物流需要に

対処するため、所要の港湾施設の整備を図る。航空旅客、貨物輸送需要の増大に対処するため、滑走路の延長等の整備を進めるとともに、周辺地域の騒音対策及び環境施設整備を推進する。

⑥交通管理

都心部については、適正な交通規則により歩行者及び公共輸送機関の利便性を高め、良好な都市環境の形成に努める。

⑦重点的に整備すべき根幹的交通施設等の整備方針

おおむね5年以内に実施することを予定する主要な事業は、次の通りとする。

【種別、名称】

道路、(街) 勝山町則之内線
道路、(街) 土橋町千足線
道路、(街) 南堀端市場線
道路、(街) 松山環状線(西部)
道路、(街) 平田町下難波線
道路、(街) 東一万桑原線
道路、(街) 千舟町空港線
道路、(街) 本町宝塔寺線
道路、(街) 傘屋町山越線
道路、(街) 平田勝岡線
道路、(街) 勝岡東西5号線
道路、(街) 勝岡南北2号線
道路、(街) 内港稻荷線
都市高速鉄道、立体交差事業
空港、松山空港拡張整備事業

5 自然環境の保全及び公共空地体系の整備方針

(1) 基本方針

本区域は、北は高縄山地、南東は西日本最高峰の石鎚山を擁した四国山地を背景に、西は瀬戸内海に面した道後平野、風早平野の中に市街地が形成されている。この平野内には美しい小丘陵が点在し、周辺の山麓地と一体的に調和して良好な自然環境を呈している。しかし本区域は県域の中核都市として中枢管理機能が集中し、人口の増加とそれに伴う市街地の拡大が進展した結果、市街地内の緑地の減少、市街地周辺における良好な自然環境への悪影響、都市公園緑地等の整備の遅れが見られる。このような状況の中で自然環境の保全、生活環境の整備、市民のレクリエーション活動の促進などを結合させた新しい文化都市の実現を目標に整備を図る必要がある。

(2) 緑地の確保水準

①緑地の確保目標水準

【緑地の確保目標量(75年)、市街化区域に対する割合、都市計画区域に対する割合】

約4400ha、 48%、 15%

②都市公園の施設として整備すべき緑地の目標水準

【年次、 昭和50年、 昭和55年、 昭和60年、】

都市計画区域内人口1人当たりの目標水準、5.6m²/人、12.0m²/人、30.0m²/人、

(3) 緑地の配置計画の概要

①環境保全系統の配置方針

- (ア) 広域の自然環境の骨格を成している北条市北部の山麓一帯、松山市の太山寺、経ヶ森一帯、市街地内の小丘陵地、市街地周辺及び南部の砥部町にまたがる山麓地、伊予市の伊予岡古墳一帯、広域を西流する重信川、石手川等の区域は自然緑地として配置する。
- (イ) 広域に多く立地している歴史的、文化的に由緒ある太山寺、石手寺、日尾八幡神社、を中心とする樹林地、当圏域のシンボルマークである松山城周辺等は都市環境保全緑地として配置する。
- (ウ) 市街地内の公共施設、公益施設、住宅団地、工業地等におけるオープンスペースは地区内の修景、環境の改善に資するよう緑地を配置する。
- (エ) 重信川河口部、城山等野生動植物の生息地は緑地として配置する。このように環境保全のために確保すべき緑地は、風致地区、緑地保全地区、景観樹林保護地区等の指定に努め保全を図る。

②レクリエーション系統の配置方針

- (ア) 住区基幹公園は、児童、近隣、地区公園の誘致距離及び住区等を基本として配置する。このうち地区公園については松山市 11 箇所、北条市、伊予市、松前町、重信町、川内町にそれぞれ 1 箇所配置する。
- (イ) 都市基幹公園については、総合公園として松山市の城山公園及び松山総合公園、北条市の青少年スポーツセンター周辺、伊予市の森地区。運動公園として松山市の和気地区、市坪地区、松前町の北川原に各々配置する。
- (ウ) 特殊公園については、遺跡、風土、地形等の条件を勘案し配置する。

③防災系統の配置方針

- (ア) 地震、火災時における安全性を図るため、防災機能を有している松山城周辺等、市街地に点在する星が丘、大峰が台等の丘陵地や周辺の山麓地及び、重信川、石手川、立岩川等を保全し防災緑地として配置する。
- (イ) 学校運動場、遊園地、広幅員の通路等オープンスペースを防災系統として配置する。
- (ウ) 石油コンビナート等の特別防災区域として指定されている松山市の西部臨海地域については、その背後地に位置する弁天山を緩衝緑地として保全し、これに連続して堂之元川、洗地川から重信川に至る緩衝緑道を計画する。
- (エ) 松山市の市街地については、防災計画に基づき、避難地及び避難路等を適切に配置する。

④景観構成系統の配置方針

本区域の風土にとけこんだ快適な生活環境を確保するため、都市景観を構成している市街地の背景となる緑地の中で、城山公園、弁天山緑地、久万ノ台緑地等、及び市街地内に点在する緑地を保全する。

⑤総合的な緑地の配置方針

環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の系統別配置方針を基に相互の調整を図り、さらに都市形態緑地パターンを勘案し総合的配置計画を策定する。

(4) 実現のための施策の方針

①公園緑地等の整備目標及び配置方針

(ア) 整備目標

都市公園等施設として整備すべき緑地については、昭和 75 年で約 2010ha で都市計画区域内人口 1 人当たりおおむね 30m²/人とする。

(イ) 配置方針

【公園緑地等の種別、配置方針、整備目標（75年）】

児童公園、各住区内に 4ヶ所設置することを目標とし、249ヶ所、約 61ha の確保を図る。0.9m²/人

近隣公園、各住区内に1ヶ所設置することを目標とし、60ヶ所、約125haの確保を図る。1.8m²/人
地区公園、4~5住区内に1ヶ所設置することを目標とし、16ヶ所、約73haの確保を図る。1.1m²/人
総合公園、松山市に松山総合公園他1ヶ所、北条市、伊予市に1ヶ所、計4ヶ所、約535haの確保を図る。7.9m²/人、
運動公園、松山市に2ヶ所、松前町に1ヶ所、計3ヶ所、約90haの確保を図る。1.3m²/人、
広域公園、砥部町に1ヶ所、約913haの確保を図る。1.7m²/人、
その他の公園緑地等、特殊公園については7ヶ所、約363haの確保を図る。緑地については、河川緑地及び緩衝緑地等11ヶ所、約640haの確保を図る。15.2m²/人

② 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

良好な自然的環境の保全等を図るため緑地保全地区等の指定を以下のように進める。

【地区の種別、指定方針、指定目標（75年）】

風致地区、市街地内及び市街地に隣接した風致および景観がすぐれている箇所を保全するために現在指定している14地区と併せ22地区の指定を行う。1673.3ha

緑地保全地区、条例等による景観樹林保護地区等を指定し緑地の保全を図るために、現在指定している32箇所と併せ40箇所の指定を行う。717ha

(5) 重点的に保全または整備すべき主要な緑地、公共空地の保全整備計画

① おおむね5年以内に整備を行うべき主要な公園緑地等

- (ア) 住区基幹公園として地区公園は松前公園、他1ヶ所、近隣公園は三町公園、他4ヶ所、児童公園は年6ヶ所程度の整備を行うものとする。
- (イ) 都市基幹公園として松山総合公園、北条公園、伊予総合公園の整備を図る。
- (ウ) 広域公園として砥部町の総合運動公園の整備を図る。
- (エ) 緑地については、久万ノ台緑地、石手川緑地の整備を図る。

② おおむね5年以内に指定を行うべき主要な緑地保全地区等

市街化区域及び市街化調整区域に隣接した風致及び自然環境が特に優れた地区を選定し、計画的に新規指定を行う。

6 下水道および河川の整備方針

(1) 基本方針

① 下水道

本区域における居住環境及び公共用水域の水質保全に資するため、市街地については、公共下水道事業の早期完成を目指す。また、雨水による市街地の浸水被害を防止するため、公共下水道雨水渠整備に併せ、都市下水路の整備を計画的に推進する。

② 河川

本区域内の中小河川は、現在かなり改修が進みつつあるが、今後市街化の進展に伴い、雨水流出が増加することが予測されるので、開発計画と流域の治水対策との連携を図ると共に、体系的な河川改修を促進する。

(2) 整備水準の目標

③ 下水道

公共下水道の昭和60年度末の総人口普及率は24.7%であるが、昭和65年には29.1%、21世紀初頭には、市街化区域については、全域について下水道を整備し、市街化区域以外の区域については、密居集落、集居集落について下水道を整備すること等により、普及率を総人口に対し概ね

90%を目標として整備に努める。

④河川

河川改修については、緊急度の高い河川から順次整備を行い、長期的には、開発と整合した計画的な河川改修を図る。

(3) 下水道および河川の整備方針

①下水道

公共下水道は、既成市街地及び周辺市街地において優先的に整備するとともに、新市街においても計画的な整備に努め、良好な生活環境の確保と水域の水質保全を図る。また、市街化区域以外の区域においても、密居集落等について下水道を整備する。

②河川

市街化に伴う雨水流出量の増大に対応するため、1級河川の内川、2級河川の宮前川、久万川、洗地川、大谷川の改修を促進し、治水および災害防除に努める。

(4) 重点的に整備すべき公共施設の整備方針

本区域における水害を解消し、都市の生活環境の向上を図るため、おおむね5年以内に実施することを予定する主要な事業は、次の通りである。

【種別、名称】

下水道

松山市公共下水道（中央処理区、西部処理区）

北条市公共下水道（北条処理区）

伊予市公共下水道（伊予処理区）

松前町公共下水道（松前処理区）

姫原都市下水路（松山市）

米湊及び相田都市下水路（伊予市）

河川

中小河川改修事業、宮前川、久万川、大谷川、国近川、表川

小規模河川改修事業、石手川、御坂川、川付川、大川、明神川、内川、長尾谷川、砥部川

河川局部改修事業、河野川

都市小河川改修事業、堂之元川、洗地川

準用河川改修事業、太山寺川、傍示川、村中川、長沢川

7 その他の公共施設の整備方針

(1) 整備水準の目標

都市の住民が健康で文化的な都市生活を営む上で欠くことのできない水道、ごみ処理場、汚物処理場等の供給施設及び処理施設、学校、図書館等の教育文化施設、病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設、市場、と畜場、火葬場等の都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、市街地の拡大、人口の増加に適切に対応し、施設の整備充実に努めるものとする。

(2) 主要な公共施設の整備方針

①ごみ処理施設

増大するごみに対処し、分別収集方式の充実と省資源の意識高揚を図るとともに、既存施設の効果的な活用を図り時代の要請にあった機能的な施設の整備を図る。

②卸売市場

増加する生活関連物資の円滑な流通とコストの軽減を図り、物価の安定と生活の向上を推進するため、卸売市場の機能充実を図る。

③小・中学校

義務教育施設の規模の適正化及び体育施設の整備充実を促進し、教育効果の向上を図るため計画的な整備を推進する。その他の中核的施設

④その他の中核的施設

本圏域には松山市に愛媛大学、重信町には愛媛大学医学部が立地し教育の中心的機能をはたしているが、さらに北条市に聖カタリナ大学、砥部町に県立医療短期大学の建設を進めるとともに既存大学の充実を図る。また近年、急速な国際交流の高まりがあるなかで、今後国際的な学術文化の機能を一層促進する必要がある、道後地区に立地している県民文化会館の一層の利用促進を図る。

(3) 重点的に整備すべき公共施設の整備方針

おおむね5年以内に実施することを予定する主要な事業は、次の通りとする。

【種別、名称】

小・中学校、石井小学校と椿小学校、余土小学校とたちばな小学校及び鴨川中学校と内宮中学校の分離、潮見小学校、久枝小学校、湯山中学校、小野中学校、城西中学校の新設

参考として定める事項

(1) 保留された人口フレーム（単位：千人）

区分、	昭和 60 年、	昭和 70 年
都市計画区域内人口	537、	600
市街化区域内人口	448、	501
配分する人口	—	481
保留する人口フレーム	—	20
特定保留	—	3
一般保留	—	17

第 522 号議案 松山広域都市計画用途地域の変更（愛媛県知事決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、建築物の高さの限度、備考】

第 1 種住居専用地域、約 153ha、6/10、4/10、10m、1.9%
約 1,162ha、8/10、5/10、10m、14.6%

小計、約 1,315ha、16.5%

第 2 種住居専用地域、約 483ha、20/10、6/10、6.1%

住居地域、約 3,627ha、20/10、45.7%

近隣商業地域、約 283ha、20/10、3.6%

約 272ha、30/10、3.4%

小計、約 555ha、7.0%、

商業地域、約 249ha、40/10、3.1%

約 66ha、50/10、0.9%

	約 25ha、60/10、0.3%
小計、	約 340ha、4.3%
準工業地域、	約 844ha、20/10、10.6%
工業地域、	約 310ha、20/10、3.9%
工業専用地域、	約 471ha、20/10、6/10、5.9%
合計	約 7,945ha、100.0%

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

松山広域都市計画の用途地域は、昭和48年に決定して以来、十数年が経過し地域的な都市条件、社会情勢等の変化に伴い、近年の都市の発展の動向にも大きな変化が現れている。このことから、土地利用の動向、都市施設の整備状況等を的確に把握し、都市環境の保全を図りつつ、土地の高度利用、沿道の商業系の利用、都市防災機能の強化等の合理的な土地利用を実現するため、適正な用途地域の変更を行う必要がある。併せて、市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い、市街化区域に編入する区域についても適正な用途地域の指定を行う。

第523号議案 松山広域都市計画地区計画の決定（松山市決定）

都市計画 衣山地区 地区計画を次のように決定する。

名称：衣山地区 地区計画

位置：松山市衣山5丁目、朝日ヶ丘1丁目、朝日ヶ丘2丁目、

面積：約13.2ha

区域の整備・開発及び保全の方針

地区計画の目標：当該地区は都心から西北西約2.5kmに位置し、私鉄の公害沿線の住宅地に隣接して人口集中地区を含む区域である。当地区は、バス、電車等交通の便も良く、また総合公園にも近く、地形的にも今後、良好な住宅地としての開発が見込まれる地区であるので、計画的に地区施設（道路）の配置を定め、ミニ開発やスプロール等による環境悪化の防止、ならびに基盤施設の秩序ある整備を積極的に誘導することを目標とする。

土地利用の方針：良好な住宅地としての形成に努める。

地区施設の整備方針：地区施設として区画道路（幅員4～6m）を適切に配置する。

その他当該地区の整備開発及び保全に関する方針：

地区施設以外の別添附図による道路は、開発指導道路として配置し、この道路に沿う形で開発行為時の土地利用計画に対して、適切な指導を行い、計画的な市街地整備に努める。

地区整備計画

地区施設の配置及び規模：【名称、幅員、延長、摘要】

道路、区画道路、6m、640m、5m、540m、4m、610m、知事承認事項

「地区計画の区域、地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由

松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い、市街化区域に編入し地区施設の適正な整備を図るため、地区計画を本案のとおり決定するものである。

都市計画 西垣生地区 地区計画を次のように決定する。

名称：西垣生地区 地区計画

位置：松山市西垣生町、東垣生町

面積：約 26.0ha

区域の整備・開発及び保全の方針

地区計画の目標：当該地区は都心から南西約 6.3km で臨海工業地域の後背地に位置し、既成市街地に接した地区で西側が県道（W=12m）、南側に 1 級河川・重信川が立地し、自然環境に恵まれた地区である。しかし当地区では道路等の公共施設の整備が遅れており、このままでは今後、ミニ開発などにより環境悪化を招く恐れがある。このため、基盤施設の秩序ある整備を積極的に誘導し、良好な居住環境の形成と合理的な土地利用を図るため、ミニ開発やスプロール等による環境悪化の防止、ならびに基盤施設の秩序ある整備を積極的に誘導することを目標とする。

土地利用の方針：良好な中高層住宅地とし、幹線道路の沿線については、路線的な住宅地としての形成に努める。

地区施設の整備方針：地区施設として区画道路（幅員 4～6m）を適切に配置する。

その他当該地区の整備開発及び保全に関する方針：

地区施設以外の別添附図による道路は、開発指導道路として配置し、この道路に沿う形で開発行為時の土地利用計画に対して、適切な指導を行い、計画的な市街地整備に努める。

地区整備計画

地区施設の配置及び規模：【名称、幅員、延長、摘要】

道路、区画道路、6m、2,300m、5m、1140m、4m、160m、知事承認事項

「地区計画の区域、地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由

松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い、市街化区域に編入し地区施設の適正な整備を図るため、地区計画を本案のとおり決定するものである。

都市計画 安城寺地区 地区計画を次のように決定する。

名称：安城寺地区 地区計画

位置：松山市安城寺町

面積：約 48ha

区域の整備・開発及び保全の方針

地区計画の目標：当該地区は都心から北方、約 4.5km の国道 196 号線と県道和気衣山線の間位置し、県道東部環状線に接した地区である。今後、住宅地として計画的な市街地形成を図るため、地区計画で道路の配置を定め、ミニ開発やスプロール等による環境悪化の防止、ならびに基盤施設の秩序ある整備を積極的に誘導することを目標とする。

土地利用の方針：良好な住宅地としての形成に努める。

地区施設の整備方針：地区施設として区画道路（幅員 4～6m）を適切に配置する。配置にあたっては、適正な規模の街区形成に留意すると共に既存道路の有効な活用を図り、地権者間の負担の均衡にも極力配慮する。

地区整備計画

地区施設の配置及び規模：【名称、幅員、延長、摘要】

道路、区画道路、6m、820m、5m、110m、4m、350m、知事承認事項

「地区計画の区域、地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由

松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い、市街化区域に編入し地区施設の適正な整備を図るため、地区計画を本案のとおり決定するものである。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 519 号議案、

委員：議案図面の 11 ページですが、県道に沿ってまっすぐ変更した方がよいのではないかと。

事務局：川があり、その橋梁がある。下越しも検討したが杭があり、できなかった。また、この道路は将来拡幅する計画があり、橋梁部分は特に開いています。

第 521 号議案、第 522 号議案、第 523 号議案

事務局：市街化区域への編入とこれに伴う新たな用途地域について、箇所ごとに説明します。

番号 1 の松山市高浜（1）地区は、すでに市街地を形成しており、地区内の幹線道路松山港内宮線は 62 年度末に完成するので、周辺と一体的な市街化を図るもので、住居地域とする。

番号 2 の松山市高浜（2）地区は、漁業者用住宅用地、公園緑地用地として 62 年度末に埋立工事が完了するので、周辺と一体的な市街化を図るもので、住居地域とする。

番号 3 の松山市高浜（3）地区は、松山観光港に近く、民間による宅地開発が確実なため編入し、住居地域とする。

番号 24 の松山市高浜（4）地区、番号 25 の松山市高浜（5）地区は、埋立工事が完了しており、それぞれふ頭用地として利用しており、住居地域とする。

番号 35 の松山市高浜（6）地区は、現行市街化区域界が不明確であり、ブロック擁壁で明確化して住居地域とする。

番号 4 の松山市山西（1）地区、番号 5 の松山市山西（2）地区は、民間による宅地開発が確実なため編入し、番号 4 は住居地域、番号 5 は第 1 種住居専用地域とする。

番号 6 の松山市衣山地区は、地区計画を定めて編入し、住居地域とする。

番号 7 の松山市朝日ヶ丘地区は、愛光学園の敷地拡大により、境界が不明確になったので、境界を明確にするため編入し、第 1 種住居専用地域とする。

番号 36 の松山市山西（3）地区は、区域界の明確化で、土留擁壁で明確化して編入し、住居地域とする。

番号 8 の松山市西垣生（1）地区は、県道伊予松山港線に接し、昭和 55 年地区中央部に中学校が開校、地区計画を定めて編入し、第 2 種住居専用地域、住居地域及び準工業地域とする。

番号 29 の松山市西垣生（2）地区は、埋立工事が完了して、ふ頭用地として利用しており、準工業地域とする。

番号 9 の松山市祝谷地区は、区域内中央の県道の整備が確実で、周辺と一体的な市街化を図るため、第 2 種住居専用地域とする。

番号 10 の松山市祝谷東（1）地区、番号 11 の松山市祝谷東（2）地区は、民間による宅地開発が

確実なため編入し、第2種住居専用地域とする。

番号12の松山市祝谷東(3)地区は、市街化区域の境界が農地の中央で、境界が不明確であり、道路を境界として明確にするため編入し、第2種住居専用地域とする。

番号13の松山市道後地区は、境界が不明確であり、道路を境界として明確にするため編入し、商業地域とする。

番号14の松山市溝辺地区は、既成市街地で道路も整備済みであり、周辺と一体的な市街化を図るため、第1種住居専用地域とする。

番号15の松山市福音寺地区は、人口集中地区を含む既成市街地で、地区内の市道の整備も確実であり、周辺と一体的な市街化を図るため、住居地域とする。

番号16の松山市来住(1)地区、番号17の松山市来住(2)地区、番号18の松山市南久米地区は、地区計画を定めて編入し、番号16は第1種住居専用地域及び住居地域、番号17及び番号18は第2種住居専用地域及び住居地域とする。

番号19の松山市井門地区は、地区内道路の整備に伴い境界が不明確になったため、水路を境界として明確にするため編入し、住居地域とする。

番号20の松山市森松地区は、地区計画を定めて編入し、第2種住居専用地域及び住居地域とする。

番号22の松山市安城寺地区は、地区計画を定めて編入し、住居地域とする。

番号23の松山市堀江地区は、埋立工事が完了して、ふ頭用地として利用しており、住居地域とする。

番号26の松山市住吉地区、番号27の松山市大可賀地区、番号28の松山市北吉田地区は埋立工事が完了して、それぞれふ頭用地として利用しており、番号26及び番号27は準工業地域、番号28は工業専用地域とする。

番号37の松山市富久町地区は、民間による宅地開発が確実なため編入し、住居地域とする。

番号21の松山市上野地区、番号32の砥部町高尾田地区は、県住宅供給公社による宅地開発が完了したため編入し、第1種住居専用地域とする。

番号33の砥部町麻生地区は、民間による宅地開発が確実なため編入し、住居地域とする。

番号30の松前町筒井地区は、工場用地として埋立工事が完了しており、工業地域とする。

番号31の松前町西古泉地区は、県道に接した地区で民間による宅地開発が確実なため編入し、住居地域とする。

番号34の重信町牛湊団地周辺地区は、伊予鉄牛湊団地駅に近接し、既に良好な市街地を形成している牛湊団地、播磨台団地などとその周辺の農地等を含む区域を飛地として設定し、農地等の区域、面積約28haを、土地区画整理事業の実施が確実になるまで市街化区域への編入を保留する。

委員：最初の線引から10数年経ち、都市計画に対する住民の理解も深まってきたので、住民サイドから提案がでてくるような雰囲気、また行政の推進手法を考えてゆくべきである。線引については、農業の問題、地価対策の面から、できるだけおおらかな線引を考えてほしい。

事務局：住民サイドの計画づくりは重要で、今回の変更では地区計画を取り上げ、7箇所を編入している。

今後も住民参加の都市計画を進めたい。線引を弾力的にという意見については、基準を計画的な市街化が確実になされる区域としているので民間開発等が条件になっているが、今後地区計画を取り入れ、柔軟に対応してゆきたい。

委員：道路、上水道、下水道等、公的な社会資本の蓄積、投資との関連をもたせないと、区域を決定しても公的整備が完備しないと、かえって混乱する。社会資本の充実、投資に配慮してほしい。

事務局：公共施設については、今後も積極的に整備し、良好な市街地形成を図ってゆく。